# 磐田市竜洋昆虫自然観察公園外 8 施設業務仕様書添付資料

• 利用人															
・修繕・															
• 光熱水															
・備品ー															
• 平面図	-														
・関係条															
・個人情	報特	記事	Į	Į	•	•				•	•	•	•	•	183
・リスク	分扣	表													185

## 利用人数・収入・減免実績

#### 【磐田市竜洋昆虫自然観察公園】

	利用人数	収入実績	減免件数	減免人数
令和4年度	62,994	10,768,800	34	1,470
令和5年度	64,668	10,756,616	53	3,526
令和6年度	70,511	11,741,490	71	2,300

## 【磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場】

	利用人数(大人)	利用人数(小人)	収入実績	減免件数
令和4年度	22,495	7,489	87,066,155	4,560
令和5年度	18,949	6,497	79,444,816	1,940
令和6年度	17,180	5,528	71,083,191	1,861

## 【磐田市竜洋海洋公園レストハウス】

#### 「利用人数」

	浴場	なぎさ広場(大人)	なぎさ広場(小中)	BBQ(大人)	BBQ(小中)	休憩室
令和4年度	85,953	1,707	359	1,297	279	221
令和5年度	90,476	2,145	611	1,280	250	317
令和6年度	98,874	2,315	468	1,190	219	362

## 「収入実績」

	浴場	なぎさ広場	BBQ	休憩室
令和4年度	28,100,086	964,590	536,140	44,880
令和5年度	29,794,080	1,235,630	459,140	44,880
令和6年度	32,978,500	1,211,430	403,320	54,840

## 【磐田市竜洋海洋公園】

	利用件数	利用人数	減免件数
令和4年度	354	22,200	0
令和5年度	397	23,154	0
令和6年度	421	22,405	0

#### 【竜洋海洋公園多目的広場】

	利用件数	利用人数	減免件数
令和4年度	503	20,648	0
令和5年度	539	21,412	0
令和6年度	554	20,867	0

#### 【竜洋海洋センター体育館】

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入	件数	減免額
令和 4 年度	349	810	14,034	1,378,720	14	43,480
令和5年度	350	801	12,793	1,500,255	23	32,030
令和6年度	349	797	12,433	1,416,170	20	33,620

#### 【竜洋海洋センター研修室】

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入	件数	減免額
令和 4 年度	349	103	774	76,340	2	2,750
令和5年度	350	87	826	49,560	2	2,140
令和6年度	349	111	966	15,850	6	8,570

## 【竜洋海洋センター艇庫】

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入	件数	減免額
令和4年度	349	147	1,978	42,820	0	0
令和5年度	350	177	2,272	31,285	0	0
令和6年度	349	194	2,617	20,850	0	0

#### 【竜洋海洋センタープール】

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入	件数	減免額
令和4年度	62	20,320	20,320	2,537,580	159	14,325
令和5年度	63	22,259	21,550	2,793,775	288	27,245
令和6年度	60	17,031	17,031	2,037,620	159	14,340

#### 【竜洋海洋公園野球場】

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入	件数	減免額
令和4年度	349	95	4,461	303,540	72	141,440
令和5年度	350	110	3,594	328,720	80	147,460
令和6年度	349	97	3,797	334,200	77	176,040

#### 【竜洋海洋公園テニスコート】

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入	件数	減免額
令和4年度	349	4,417	23,693	9,711,540	326	707,960
令和5年度	350	5,823	28,008	10,610,750	575	1,679,400
令和6年度	278	4,354	21,736	8,117,120	498	1,420,880

#### 令和4年度 修繕

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額(税込)
	エレベーター	ピット内水抜き・防水加工	253, 000
	こんちゅう館内	ランプ交換	134, 585
	トイレセンサー	男子トイレセンター交換	32, 956
磐田市竜洋昆虫	野外公園トイレ	男子トイレセンター交換	11, 715
自然観察公園	こんちゅう館内	障害者用トイレ水漏れ	23, 100
	こんちゅう館内	電気点かずブレーカー交換	8, 580
	昆虫公園倉庫	植栽機材修理	12, 287
	こんちゅう館内	流し台蛇口交換	41, 250
		合計	517, 473

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
	区画サイト流し場	排水管詰まり	80, 740
	トレーラーハウス	換気扇故障	83, 600
	ボートハウス	電動シャッター不良	440, 000
	コテージ	エアコン故障	101, 420
	区画サイト流し場	漏水修理	69, 300
	草刈機	オイルエレメント、フィルター交換	39, 534
	温水シャワ一室	漏水修理	58, 850
	北トイレ女子トイレ	女子手洗い場詰まり	19, 800
	中央トイレ	手洗い器金具交換	26, 400
│磐田市竜洋海洋公園 │ オートキャンプ場	草刈機	ベルト交換	24, 420
	男子トイレ	水栓修繕	4, 400
	管理棟	流し台修繕	5, 500
	区画サイト流し場	水栓修繕	8, 800
	管理棟ドア	引き戸修繕	33, 000
	拡声器	バッテリー交換	13, 200
	コテージ階段	デッキ階段修繕	140, 800
	炊事棟	配管洗浄	22, 000
	高枝ハサミ	植栽機材修繕	10, 758
	配管・洗面	区画サイト	35, 990
		合計	1, 218, 512

	施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
		露天風呂	セレクトスイッチ交換	12, 650
		女子脱衣所機械室	コンセント修理	4, 884
		男性浴室出入口扉	扉戸車交換	39, 600
磐		水風呂	水風呂電磁弁・バルブ交換	97, 900
田田		サウナファン故障	男子サウナのファン交換修理	85, 800
市		男性露天出入口	戸車の交換	23, 100
竜   送		男子サウナ修理	シーケンサー取替え	349, 800
竜 洋 海 洋		排煙窓修理	オペレーター修理	234, 300
洋		男湯網戸修理	破れを修理	48, 400
公	浴場部門	ポンプ水漏れ修理	ラインポンプ修理 (P-3)	44, 000
園	/디스케디기	滅菌機修理	4台ある滅菌機の吸込み口交換	71, 984
レ		男女デジタル温度計	男女デジタル温度計修理	88, 000
		気泡風呂濾過循環ポンプ	濾過循環ポンプデリベリ配管弁交換	189, 200
六		床暖用ラインポンプ	ポンプ改修	49, 500
ウ	ウス	浴室水栓	修理用水栓部品	24, 200
ス		浴場機械室	照明修繕	19, 800
		浴場機械室	洗濯機修繕	11, 209
		浴場防犯ベル	非常ベル修繕	42, 900
		浴場脱衣場	水栓修理	6, 600

	浴場サウナ修理	ミストサウナ修繕	17, 600
		合計	1, 461, 427
	ホール女子トイレ	手洗い場排水修理	40, 150
	休憩所	テーブル修繕・他	18, 700
┃	浴場シャワー設備	水圧調整修繕	27, 368
	ホール照明	照明修繕	20, 900
	喫煙所	テーブル修繕・他	66, 000
	その他	電気・看板など	51, 590
		合計	224, 708

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
竜洋海洋公園	トイレ	大便器除去	8, 720
		合計	8, 720

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
海洋センター	トイレ	トイレ通水作業	19, 800
体育館	事務所	雨漏り修繕	50, 600
(艇庫含)	エントランス	照明工事	63, 360
		合計	133, 760

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
海洋センター	屋内プール	テントシート破れ	71, 500
プール	屋外プール	ベルト交換	33, 000
		合計	104, 500

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
	トイレ	大便器詰まり除去	16, 500
	コート	照明設備修繕	143, 000
	コート	ネットフック修繕	74, 800
テニスコート	屋外テント	テント破損	63, 800
	コートネット	ネットフック修繕	74, 800
	コート	照明設備修繕	143, 000
	屋外フェンス	フェンス支柱工事	72, 600
		合計	588, 500

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
野球場	グラウンド	黒土補充	82, 500
		合計	82, 500

#### 令和5年度 修繕

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額(税込)
	トイレマーク修繕	表示の張替	18, 700
	女子トイレ水漏れ	ボールタップ・フロート弁交換	9, 900
	トイレ手洗い器修繕	部品取替え	66, 000
	エアコン故障	新規設置	107, 800
松田士女学日本	プレハブ小屋鍵故障	交換修繕	38, 060
磐田市竜洋昆虫 自然観察公園	照明器具故障	交換修繕	42, 680
日が既栄ム国	照明器具故障	LED電灯に交換	65, 450
	井水ポンプ故障	点検	45, 100
	エレベーター故障	部品交換	130, 625
	自動ドア不備	アース設置	110, 000
	橋の劣化	強工事	183, 700
		合計	818, 015

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
	コテージKD	エアコン取替工事	109, 670
	コテージKC	換気扇ユニット交換	28, 380
	トレーラーハウス	雨漏り修繕	352, 000
	トレーラーハウス	浴槽修理	108, 900
	コテージS15	IHコンロ基板交換	49, 280
	コテージR6	エアコン取替	107, 800
	コテージK棟	蛍光灯LED	10, 670
	コテージRE11	IHコンロ交換	28, 560
	コテージKA	エアコン取替	105, 380
	コテージRE10	トイレ換気扇交換	13, 750
	北トイレ	配管詰まり	21, 450
	コテージR	ユニットバス修繕	25, 300
	区画サイト	排水口のつまり	11, 000
	コテージK棟	浴室ドア修繕	31, 900
磐田市竜洋海洋公園	炊事棟	高圧洗浄	31, 130
オートキャンプ場	中央トイレ	洗浄便座更新工事	71, 500
	管理棟事務所内	セコムに自動通報	14, 190
	コテージKA	排水管漏水修繕	188, 320
	南トイレ	センサー修繕	83, 622
	芝刈り機	ベルト修繕	70, 213
	全コテージ	エアコン洗浄	222, 640
	コテージ	エアコン付替え	330, 000
	コテージR棟	アンテナ調整	9, 240
	管理棟	ドア調整	48, 400
	乗用芝刈り機	ベルト修繕	27, 566
	コインランドリー	コインランドリー修繕	22, 110
	コテージS15	エアコン修繕	44, 000
	中央トイレ	配管詰まり	19, 910
	中央トイレ	洗面器具交換	28, 600
	施設全般	その他	86, 130
		合計	2, 301, 611

	施設名  修繕箇所		業務の内容・方法	金額
	女子サウナ扉の丁番	丁番の取替修繕	53, 350	
		男子サウナ扉の丁番	丁番の取替修繕	57, 750
		男子サウナ扉の硝子	扉の硝子交換修繕	31, 460
磐	女子シャワー水漏れ	水栓交換修繕	30, 800	
🖫		露天風呂の電磁弁	露天風呂の電磁弁の取替修繕	178, 200

市		休憩室	障子修繕	39, 600
竜		券売機	硬貨識別装置の中古品更新修繕	22, 000
洋海		女性サウナのミスト発生装置		96, 800
<i>海</i>   洋		女性サウナのミスト発生装置	給水電磁弁の交換修繕	70, 400
公		給湯ポンプ漏水	0リング・ベアリング取替修繕	178, 200
遠		露天風呂の塩素注入機	チャッキベ弁の交換修繕	52, 800
レフ		男子サウナファンの異常	ファン劣化の交換修繕	72, 600
スト		男性サウナの扉ガタつき	丁番の補強工事実施	44, 000
一六		男子浴室内の混合水栓	温度調節の温調ハンドル部を交換修繕	9, 405
ゥ	浴場部門	男子サウナ扉の硝子	扉の硝子交換修繕	40, 700
ス		男子浴室内の排煙窓	排煙窓のオペレーターの修繕	109, 450
		男子浴室の出入口扉	男子浴室の出入口扉の戸車修繕	31, 900
		大浴場の循環ポンプ	吸込み一体型チャッキ弁交換修繕	81, 400
		気泡風呂のブロワ油漏れ	ブロワーポンプ油漏れ修繕	42, 900
		給湯用ラインポンプ	0リング・ベアリング取替修繕	58, 300
		女風呂サウナ	女風呂スチームサウナ老朽ホース部品交換	22, 000
		男子浴室内の照明	照明器具腐食による器具更新修繕	69, 630
		女子浴室内の壁面縦型シャワー	湯水の出悪化のため、ストレージの交換修繕	27, 060
		券売機	コインアダプター	37, 400
		浴場ホワイトボード	張替修繕	5, 500
		機械室濾過	チャッキ弁交換	49, 830
		機械室	灯油タンク危険物看板	9, 350
		ボイラー	ボイラーポンプ修繕	40, 700
			合計	1, 563, 485
	レストラン	BBQテラス防風シート破れ	防風シート5枚交換修繕	308, 550
	お門	厨房	テーブル修繕	9, 900
	HP1 J		合計	318, 450
		ホール女子トイレの扉	ドア取付金具の交換修繕	22, 000
			小便器センサー故障のため交換修理	67, 763
		ボートハウス横トイレ	トイレ修繕	8, 800
		ボートハウス横トイレ	トイレ修繕	8, 800
	管理部門	ホール掲示板	掲示板交換修繕	99, 000
		ホールダウンライト	ダウンライト交換	12, 760
		ホール女子トイレの扉	ドア取付金具の交換修繕	16, 500
		駐車場出入口	ポール設置	8, 800
		ホール水銀灯	LED交換	20, 900
		ホール男子トイレの扉	ドア取付金具の交換修繕	58, 300
			合計	323, 623

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
	トイレ	大便器詰まり修繕	37, 400
竜洋海洋公園	ローラー滑り台	ローラー取替	99, 000
	街灯	街灯修繕	302, 610
,		合計	439, 010

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
海洋センター 体育館	トイレ	ブロワー修繕	53, 900
	艇庫	ウインチワイヤー	84, 040
(艇庫含)	浄化槽	沈殿物除去	85, 800
		合計	223, 740

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
	シャワー	安全ガードパイプ修繕	184, 800
海洋センター	シャワー	配管修繕	124, 190

プール	起流ポンプ	ベルト交換修繕	33, 000
	排水ピット	排水ポンプ修繕	123, 200
		合計	465, 190

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
	トイレ	和式トイレ修繕	29, 700
	洗面所	洗面所修繕	176, 000
	コート天井	天井金具修繕	217, 800
テニスコート 	ロビー	エアコン修理	154, 000
	コート	照明修理	135, 300
	屋外排水	排水ポンプ修理	166, 540
		合計	879, 340

施設名		修繕箇所	業務の内容・方法	金額
多目的広場	広場		芝補修修繕	73, 700
			合計	73, 700

#### 令和6年度 修繕

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額 (税込)
	野外公園トイレ	便座破損・ボルト交換	8, 580
	倉庫	穴・庇補修	218, 900
	売店	飾り棚設置	38, 500
	看板	看板補修	30, 800
	こんちゅう館内	ランプ交換	9, 900
磐田市竜洋昆虫	こんちゅう館 窓	網戸設置	181, 500
自然観察公園	東屋	補修	71, 500
	空調室外機	洗浄	41, 800
	館内蛍光灯	LED交換	23, 500
	エレベーター	エレベーター修繕	66, 330
	草刈機	機械修繕	31, 339
	倉庫	漏電補修	14, 630
		合計	737, 279

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
	施設街路灯	付替え修繕	82, 500
	中央トイレ(女子)	バルブ交換	56, 980
	給水塔	給水管保温材補修	22, 000
	給水塔	給水管修繕	79, 200
	トレーラーハウス	玄関鍵交換	29, 700
	区画サイト流し場	詰まり修理	23, 100
	コテージ	トイレ水漏れ	6, 600
	通用門	ドアノブ交換	97, 680
磐田市竜洋海洋公園	コテージ	エアコン受光部	39, 820
オートキャンプ場	コテージ	エアコン受光部	24, 640
	コテージ	アンテナブースター不具合	16, 500
	管理棟	BBQコンロ	41, 250
	中央トイレ(男子)	手洗い場水漏れ	11, 000
	区画サイト流し場	詰まり修理	5, 500
	管理棟	ガス修繕	44, 550
	女子トイレ	給湯器交換	121, 000
	管理棟	カメラ設置	58, 300
	中央トイレ	手洗い場水漏れ	11, 000
		合計	771, 320

	施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
		更衣室内	ドライヤー盗難防止対策	17, 710
		機械室内	制御盤3ノッチスイッチ取替工事	12, 650
		男湯浴室内	水栓ダイアフラム交換	13, 420
磐		機械室内	ラインポンプ(P-1)取替	253, 000
田田		男女脱衣所	ホワイトボード取付	5, 500
市		浴室内	シャワー水栓修理	20, 680
竜洋		露天風呂	ハロゲンランプ交換	3, 190
海		更衣室内	ベンチ座面塗装	63, 800
海洋		浴室内	シャワー水栓修理	20, 680
公	公 園	露天風呂	ウインドーフィルム貼り	94, 600
1		灯油地下タンク	通気管交換	104, 500
レス		機械室内	露天循環浄化タイマー交換	26, 565
		浴室内	シャワー水栓修理	33, 000
方		浴室内	男湯サウナドア修繕工事	29, 700
ゥ	浴場部門	浴室内	男湯入口ドア修繕工事	29, 700
ス	/口/刻口门	機械室内	水風呂フィルター交換	99, 000

	機械室内	ラインポンプ修理	52, 800
	脱衣所内	女脱衣所壁面塗装	33, 000
	建物屋上	トップライト雨漏り補修	11, 000
	機械室内	大浴場濾過器ポンプ吐出弁交換修繕	275, 000
	機械室内	吸排気設備修理	213, 400
	浴室内	女湯シャワー水栓金具交換	19, 800
	脱衣所内	ウォータークーラー修理	50, 270
	浴室内	女サウナ扉修理	106, 700
	脱衣所内	男湯入口ダウンライト取付処分	9, 680
	浴室内	男風呂内オペレーター修理	165, 000
	浴場配管	配管洗浄	264, 000
	浴室内	女湯シャワー水栓修理	13, 200
	浴場受付	券売機修理	38, 500
		合計	2, 080, 045
	なぎさ広場	屋外墨入れ取っ手溶接修理	11, 000
	別館厨房	吸排気設備修理(別館厨房)	9, 900
レストラン 部門	なぎさ広場	消し炭入れ修理	27, 500
<u>ㅁ</u> )[]	なぎさ広場	ボートハウストイレヒンジ修理	27, 500
		合計	75, 900
	駐車場	出入口埋込式車止めポール組み換え	8, 800
	女トイレ	<b>扉建付調整</b>	17, 600
	事務所	ドアクローザー交換工事	24, 200
	喫煙所	木製ガーデンテーブル修繕	6, 600
	喫煙所	ベンチ背もたれ修繕	62, 700
	喫煙所	木製ベンチ制作・塗装	22, 000
	UDトイレ	引き戸シリンダー修繕	4, 400
管理部門	外周道路	ポール標識立て替え	55, 000
	玄関前	木製大型囲い製作	61, 380
	喫煙所	出入口の扉ヒンジ交換	32, 450
	館内	誘導灯ランプ取替	17, 600
	建物外	別館前センサーライト交換取付	19, 250
	喫煙所	木製ベンチ修繕	15, 400
	売店搬入口	荷下ろし場修理	38, 500
	館内	ホール照明器具取替	52, 250
		合計	438, 130

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
竜洋海洋公園	公園遊具	複合遊具修繕	90, 200
-		合計	90, 200

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
海洋センター	体育館	照明設備修繕	253, 000
体育館 (艇庫含)	トイレ	ブロワー修繕	206, 250
	館内	コンセント工事	35, 200
		合計	494, 450

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
	起流ポンプ	ベルト交換	37, 400
	プールサイド	プールサイド修繕	101, 200
海洋センター	プールサイド	プールサイド修繕	41, 800
プール	救護室	エアコン修繕	13, 200
	機械室	制御盤修繕	28, 600
	機械室	電動弁取替	407, 000
		合計	629, 200

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
	コート	照明修繕	181, 500
	コート	コンセント設置	18, 700
   テニスコート	屋根	シート修繕	49, 500
	屋根	シート扉下部修繕	16, 500
	キュービクル	防虫用網修繕	107, 800
	キュービクル	換気扇修繕	106, 700
		合計	480, 700

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
野球場	グラウンド	散水栓修繕	118, 800
		合計	118, 800

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
多目的広場	トイレ	ダイヤフラムセット交換	11, 000
	トイレ	ブロワー付替え修繕	60, 500
		合計	71, 500

#### 令和4年度 業務委託

施設名	4年度   業務安計     業務	内容	実施回数	金額	
		緑地点検	毎月2回以上	自社	
		樹木点検	9月	自社	
		刈払機除草	1~3月以外毎月	自社	
		芝刈	4~11月	自社	
		樹木の剪定	6月、9~2月	自社	
	緑地管理	低木刈込	5月	自社	
	水地 自 垤	植栽枝木処理	随時	33, 825	
		水辺環境の整備	4月~6月、8月~9月、11月~3月	自社	
		ホダ木等の搬入	10月~3月	自社	
		学校ゾーンの野菜・草花の管理	毎月	自社	
		バタフライガーデンの草花の管理	毎月	自社	
		園内の草取り	4~10月 2回/月	自社	
竜		日常常務	毎営業日	自社	
洋		屋外テーブル・ベンチ	毎営業日(雨天除く)	自社	
昆	清掃業務	野外園路	毎月 2回/週	自社	
虫自		水中観察窓	毎月 2回/週	自社	
日   然		空調フィルター清掃	4、5、9、11月	自社	
観		特別清掃	10、3月	自社	
察		ゴミ処分	随時	79, 200	
公	飼育生物管理	展示している昆虫や淡水魚などの給餌と水槽清掃	毎月随時	自社	
園	即月工物自生	クワガタムシ類・ゲンジボタルの飼育管理	毎月随時	自社	
		空調設備保守点検	5、10月	330, 000	
		エレベーター保守点検	4、7、10、1月	264, 000	
		遊具点検	6月	27, 830	
		消防設備保守点検	9、3月	63, 800	
		警報装置点検	6、3月	00, 000	
	設備保守	施設警備保守点検	毎月	118, 800	
	以順体以	電気施設点検	隔月(奇数月)	159, 984	
		企画展示機器点検	隔月	自社	
		自動ドア点検	6、12月	118, 800	
		看板保守点検	適時	27, 500	
		ホームページ保守	随時	12, 100	
		プロジェクター点検	随時	自社	
	合計				

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		草取り・草刈り	毎月随時	自社
		芝刈	4~11月	自社
		砂入れならし	毎月(8月以外)	自社
		肥料散布	4、7、3月	自社
竜 洋	芝生管理	散水	毎月随時	自社
洋	<b>人工日</b> 垤	芝補植	4、5、7、10、11、1~3月	自社 自社 自社
海 洋		枯れ芝処分・運搬	6~8月以外毎月	
<b>汗</b> 公		芝診断	毎月(8月以外)	
園		堆肥づくり	毎月(8月以外)	自社
オ		緑地点検	毎月(8月以外)	自社
		常緑樹剪定	4~8、10、11月	
トキ		落葉樹剪定	11~3月	792, 000
ヤヤ		害虫駆除・薬剤散布	10月	
ン		肥料散布	11、3月	自社
	樹木管理	下取り・刈り込み	毎月	自社
		支柱補強	5、1、2月	自社
		植え込み・捕植	9、2月	自社

	刈取り枝葉運搬・処分	毎月随時	319, 975
	樹木診断	毎月(8月以外)	自社
	草取り	毎月随時	自社
花壇	植え込み	6~8、10~11、3月	自社
16垣	殺虫・害虫駆除	随時	自社
	堆肥入れ・肥料散布	随時	自社
	コテージ・トレーラーハウス清掃	毎営業日	自社
	管理棟・トイレ・炊事棟清掃	毎営業日	自社
清掃業務	A Cサイト・フリーサイト清掃	毎営業日	自社
	年末大掃除	11月	自社
	ゴミ処理	随時	508, 200
	電気保安	毎月・年度	磐田市
	予約システム保守	適時	1, 314, 500
	遊具点検	6、12月	27, 830
	レンタル品整備・点検	随時	自社
保守点検	ペンキ塗り	2月	自社
<b>木寸</b>	トレーラーハウス車体磨き	11月	自社
	常用芝刈り機整備点検	6、10月	35, 840
	管理棟警備保障	毎月随時	159, 720
	消防設備保守点検	9月	66, 000
	下水施設グリストラップ清掃	2月	18, 700
	合計		3, 242, 765

施設名	業務	内容	実施回数	金額	
		開店前清掃	毎日	125, 535	
	清掃業務	営業中清掃	毎日	125, 535 自社 自社 自社 自社 自社 自社 自社 自社 自社 660, 000 99, 000 264, 000 349, 800 110, 000 79, 200 管理に計上 管理に計上 管理に計上 62, 700 110, 000 自社 276, 581 - 自社 自社	
	/月]市本1万	閉店後清掃	毎日		
		休業日清掃	休業日	自社	
		浴槽水温度管理	毎日4回	自社	
		残留塩素濃度の測定管理	毎日2回	自社	
		高濃度塩素消毒による浴槽配管の殺菌	休業日	自社	
		空調機のフィルター清掃	毎月1回	125, 535 自社 自社 自社 自社 自社 自社 自社 自社 自社 660,000 99,000 264,000 349,800 110,000 79,200 管理に計上 管理に計上 管理に計上 管理に計上 62,700 110,000 自社 276,581 -	
		露天風呂の植栽管理	7, 11, 3月	自社	
		空調機の保守点検	5、11月	660,000	
し		床暖房の保守点検	5、11月	000, 000	
お		貯湯槽清掃	1月	99, 000 264, 000	
さ		ラジウム鉱砂・光明石高圧洗浄	7、12月	264 000	
い 竜	設備保守	濾過循環機の保守点検	7、12月	264, 000 349, 800	
洋		自動制御盤の保守点検	9月	349, 800	
浴		ボイラーの保守点検	1月	110, 000	
場		汚水ピット・ポンプの清掃	3月	79, 200	
		消防設備保守点検	6、12月	管理に計上	
		建物設備定期検査	12月	管理に計上	
		建築物定期検査	11月	管理に計上	
		サウナ・スチームサウナ点検清掃	1月	62, 700	
		地下タンク漏洩検査	3月	110, 000	
		チラー(屋外機共)	6月(簡易点検4回/年)	自社	
		水質検査	隔月(奇数月)	276, 581	
	その他の業務	灯油の入札	毎月1回	_	
	ての他の未伤	水道・電気メーター確認	毎月1回月初	自社	
		商品棚卸	毎月1回月末	自社	
	合計				

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		売店玄関、外回り	毎営業日	自社

Ι.	清掃業務	ゴミ処理	毎営業日	15, 144
し		特別清掃	5、6、9,1月	108, 900
5		空調設備保守点検	5月、10月	浴場に計上
い		消防設備保守点検	6月、12月	44, 000
竜		自動ドア設備保守点検	6月、12月	158, 400 38, 500 198, 000 247, 874 自社 自社 自社 30, 000
洋レ		自動ドア設備保守臨時点検	5月	38, 500
レ   ス	設備保守	警備保障	6月、12月	198, 000
	以闸床り	建物設備定期検査	12月	247 874
ハ		建築物定期検査	11月	247, 074
ウ		バーコードラベル機、レジ保守点検	4月	自社
ス		冷蔵、冷凍、ショーケース保守点検	6月、10月	
管		倉庫内管理(整理・整頓)	毎営業日	自社
管 理		保健所講習	4月	30, 000
	衛生管理	従業員検便検査	6月、11月	44,000 158,400 38,500 198,000 247,874 自社 自社
	用工旨任	冷蔵、冷凍、ショーケース温度管理	毎営業日	
		ねずみ、昆虫類の駆除	毎月	レストラン計上
		屋外樹木管理	毎月	198, 000
	その他	植栽・枝木処理	適時	178, 200
		ゴミ箱管理	毎営業日	自社
		合計		1, 217, 018

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		厨房内床清掃	毎営業日	自社
	清掃業務	レストラン内フロアー、机、椅子、窓清掃	毎営業日	18, 150
	/月邢未伤	厨房内排水路の清掃	1回/2週間	自社
		トイレ清掃	毎営業日	自社
		冷蔵庫、冷凍庫の清掃	毎月週2回以上	自社
		ガス台の清掃	毎月週1回以上	自社
		焼台の清掃・点検	随時	自社
L		フライヤーの清掃・点検	毎月週1回以上	自社
お	設備保守	麺湯器の清掃・点検	毎月週1回以上	自社
さ	以順体り	食器洗浄機の清掃・点検	毎月週1回以上	自社
<u>۱</u> ۲		保温器の清掃・点検	毎日随時	自社
竜洋		電子レンジの清掃・点検	毎営業日	自社
ナレ		コーヒーメーカーなどフロア器具の清掃・点検	毎営業日	自社
ス		米洗浄器、炊飯器、カッター器などの清掃・点検	毎営業日	自社
<b> </b>	ゴミ処理	ゴミの分別・処理	毎営業日	自社
ラン		キャンプ場集積場所へのゴミ運搬	毎月2回以上	自社
		ねずみ・昆虫類の駆除	毎月	105, 600
	食品衛生管理	在庫の確認	毎月週1回以上	自社
		グリストラップ	随時	30, 140
	火気安全管理	ガス漏れ警報器の点検(4年毎)	7月	自社
	人以女王自任	消火器の点検	6月、12月	しおさい計上
		別館周囲の除草等	随時	自社
	屋外管理	バーベキューテラス保守管理	毎月	自社
		なぎさ広場保守管理	毎月	自社
		合計		153, 890

施設名	業務	内容	実施回数	金額
	日常清掃	玄関、事務所、トイレ、更衣室など(館内日常)	毎日	自社
海	口币/月加	体育館フロア、窓ガラスなど(館内特別)	9.11.12月	自社
洋セ		警備保障	通年	158, 400
」シ		消防設備保守点検	6月.12月	58, 080
ター	設備保守	浄化槽保守点検 (清掃保守点検)	年/24回	359, 123
体	<b>設佣体</b> 寸	浄化槽保守点検 (汚泥引抜清掃)	2月	339, 123

育館		浄化槽法定点検 (定期水質検査)	1月	15, 000
路		クレーン年次点検(艇庫)	4月	113, 496
艇	施設管理	電気設備などの運転管理(艇庫)	年/25回	自社
庫 含)	船検	定期検査、中間検査実施	R7定期検査予定	8, 200
	屋外管理	駐車場など周辺の除草、樹木剪定	適時	660, 000
	廃棄物処理	清掃や点検で発生したごみ処理	随時	118, 800
	合計			

施設名	業務	内容	実施回数	金額	
	監視業務	人員確保・入水者の安全確保・救助等	毎日(プール期間)	自社	
١		屋内プール浴槽内の営業前清掃	毎日(プール期間)	自社	
竜洋	清掃業務	屋外プール浴槽内の営業前清掃	毎日(プール期間)	自社	
/+	月加未物	プール内、プールサイド、屋外トイレなど	毎日(プール期間)	自社	
洋		更衣室、シャワ一室、トイレ、通路など	毎日(プール期間)	自社	
セーン	水質検査	残留塩素測定	6月.7月.8月	133, 320	
タ		定期水質検査	6月.7月.8月	133, 320	
ĺ	空気検査	二酸化炭素検査	7月	自社	
プ		プール幕取付・プール幕取外し	5月、9月	150, 700	
ール	設備保守	消防設備保守点検	6月.9月	海洋センター含む	
'		濾過機保守点検(清掃年/1回)	5. 7. 8. 9月	242 200	
		濾過機保守点検(調整年/1回)	5. 7. 8. 9月	343, 200	
	合計				

施設名	業務	内容	実施回数	金額
	清掃業務	ダッグアウト、トイレ、本部席など	毎日	自社
	用而未彷	トイレ、観覧席など(屋外)	毎日	自社
		芝生管理:芝刈り(ロータリー式)	4. 7. 8. 9. 11月	
竜		芝生管理:芝刈り(肩掛式)	4. 7. 8. 9. 11月	
洋		芝生管理:芝施肥	4 10月	2, 280, 000
海洋	グラウンド管理	芝生管理:芝薬剤除草	4. 12. 3月	2, 280, 000
湃   公		裸地管理:芝刈り(肩掛式)	8. 10. 11月	
園		裸地管理:裸地薬剤除草	4.8.3月	
野		樹木管理 生垣刈込	随時	自社
球		浄化槽保守点検 (清掃保守点検)	4. 6. 8. 10. 12. 2. 月	145 640
場	設備保守	浄化槽保守点検 (汚泥引抜清掃)	8月	145, 640
		浄化槽法定点検 (定期水質検査)	1月	9, 500
	機器の点検	放送設備、散水設備、夜間照明など	毎週水曜日	自社
	消耗品の点検	ベース、石灰、ラインカー、レーキ、ベンチなど	毎週水曜日	自社
		合計		2, 435, 140

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		芝生管理:芝薬剤除草	1. 12. 3月	
		芝生管理:芝刈り(ロータリー式)	4. 6. 7. 8. 9. 10. 11月	
		芝生管理:目土かけ	3月	
竜洋海		低木刈込	4.5.6.8月	
   海	樹木管理	高木剪定	4. 5. 6. 8月	2, 520, 000
海		枯損木処理	4. 5. 6. 8月	
公		裸地手刈除草	4. 5. 6. 8月	
園		裸地抜取り除草	4.5.6.8月	
多		裸地機械除草	4. 5. 6. 8月	
目的	水施設清掃	噴水広場清掃(年3回)	随時	自社
広		浄化槽保守点検(清掃保守点検年6回)	4. 6. 8. 10. 12. 2月	172, 810
場		浄化槽保守点検 (汚泥引抜清掃)	2月	172, 010
	トイレ清掃	浄化槽法定点検 (定期水質検査)	1月	9, 500
		床・便器・洗面台清掃(週2回)	随時	自社

ペーパー補充 随時	自社
合計	2, 702, 310

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		害虫防除散布(年1回以上)	3月	
		ロータリー式芝刈(年4回)	4・7・8・9・11月	
		目土かけ(年1回)	3月	
		低木刈込(年2回)	6月.7月	
	樹木管理	高木剪定(年1回)	3月	4, 500, 000
	倒小百年	枯損木処理	随時	
		裸地手刈除草	4月	
竜		裸地抜取り除草	4月.11月	
洋		裸地機械除草	4. 7. 8. 9. 10. 11月	
海洋		プランター植替え	5. 10. 3月	自社
洋	水質検査	親水カスケード・池の浚渫・清掃	4.7.8月	自社
公園	遊具点検	保守点検及び補修作業	4. 4. 6. 10. 1. 3月	66, 000
	トイレ清掃	浄化槽法定点検	6月	9, 500
		浄化槽清掃	4.7.1.2.月	140, 415
	「「「レカ」市	浄化槽維持管理	4.7.1.2.月	
		床・便器・洗面台清掃(週2回)	随時	自社
	砂場管理	大腸菌検査	6月	17, 600
	アングの日本	砂場掘り起し(状況に応じて砂の補充)	12月	自社
	その他	園内のゴミ拾い	随時	自社
	C 07 IE	落ち葉・枯枝片付け	随時	自社
		合計		4, 733, 515

施設名	業務	内容	実施回数	金額	
	日常清掃	事務所. ロビー. トイレ. 通路. 器具庫	毎日(休館を除く)	自社	
	コート整備	砂の補充. コート面の整地	毎日(休館を除く)	自社	
竜		警備保障	通年	147, 840	
洋海洋		浄化槽法清掃点検	4.7.10.7.2月	269, 915	
海   洋	設備保守点検等	浄化槽汚泥抜取り	2月	209, 915	
公		浄化槽年次定期点検	1月	13, 000	
康		消防設備点検	6. 12月	9, 460	
テ	夜間照明管理	夜間照明点検	毎日(休館を除く)	自社	
二   ス	機器の点検	支柱. 審判代. ネット(ワイヤーなど)	毎日(休館を除く)	自社	
^	消耗機器等の点検	ブラシ	毎日(休館を除く)	自社	
ΙĪ		機械除草	4. 7. 8. 9. 10. 11月		
۱	裸地管理	施肥	4月	600, 000	
	休地官理	樹木剪定	6.8月	000,000	
		除草、剪定	4月		
	合計				

#### 令和5年度 業務委託

	5年度 業務委託	<u> </u>	<b>➡ ₩ □</b> ₩.	
施設名	業務	内容	実施回数	金額
		緑地点検	毎月2回以上	自社
		樹木点検	9月	自社
		刈払機除草	1~3月以外毎月	自社
		芝刈	4~11月	自社
		樹木の剪定	6月、9~2月	132, 000
	緑地管理	植栽・枝木処理	随時	53, 955
	水心日生	低木刈込	5月	自社
		水辺環境の整備	4月~6月、8月~9月、11月~3月	自社
		ホダ木等の搬入	10月~3月	自社
		学校ゾーンの野菜・草花の管理	毎月	自社
		バタフライガーデンの草花の管理	毎月	自社
		園内の草取り	4~10月 2回/月	自社
竜		日常常務	毎営業日	自社
洋昆		屋外テーブル・ベンチ	毎営業日(雨天除く)	自社
虫虫	清掃業務	野外園路	毎月 2回/週	自社
自		水中観察窓	毎月 2回/週	自社
然		空調フィルター清掃	4、5、9,11月	自社
観察		特別清掃	10、3月	自社
<del>分</del> 公		ゴミ処分	随時	92, 400
園	飼育生物管理	展示している昆虫や淡水魚などの給餌と水槽清掃	毎月随時	自社
		クワガタムシ類・ゲンジボタルの飼育管理	毎月随時	自社
		空調設備保守点検	5、10月	330, 000
		エレベーター保守点検	4、7、10、1月	264, 000
		遊具点検	6月	59, 400
		消防設備保守点検	9、3月	62 000
		警報装置点検	6、3月	63, 800
	設備保守	施設警備保守点検	毎月	118, 800
		電気施設点検	隔月 (奇数月)	186, 120
		企画展示機器点検	隔月	自社
		自動ドア点検	6、12月	118, 800
		ホームページ保守	随時	12, 100
		プロジェクター点検	隔月	自社
		合計		1, 431, 375

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		草取り・草刈り	毎月随時	自社
		芝刈	4~11月	自社
		砂入れならし	毎月(8月以外)	自社
		肥料散布	4、7、3月	自社
竜	芝生管理	散水	毎月随時	自社
洋	<b>人工官垤</b>	芝補植	4、5、7、10、11、1~3月	自社
竜洋海洋		枯れ芝処分・運搬	6~8月以外毎月	自社
公		芝診断	毎月(8月以外)	自社
園		堆肥づくり	毎月(8月以外)	自社
園 オ		緑地点検	毎月(8月以外)	自社
		常緑樹剪定	4~8、10、11月	
トキ		落葉樹剪定	11~3月	792, 000
ヤヤ		害虫駆除・薬剤散布	10月	
ンプ場		肥料散布	11、3月	自社
	樹木管理	下取り・刈り込み	毎月	自社
		支柱補強	5、1、2月	自社
		植え込み・捕植	9、2月	自社

	刈取り枝葉運搬・処分	毎月随時	402, 405
	樹木診断	毎月(8月以外)	自社
	草取り	毎月随時	自社
花壇	植え込み	6~8、10~11、3月	自社
16垣	殺虫・害虫駆除	随時	自社
	堆肥入れ・肥料散布	随時	自社
	コテージ・トレーラーハウス清掃	毎営業日	自社
	管理棟・トイレ・炊事棟清掃	毎営業日	自社
清掃業務	ACサイト・フリーサイト清掃	毎営業日	自社
	ゴミ回収	随時	503, 800
	年末大掃除	11月	自社
	電気保安	毎月	413, 445
	年次点検	12月	413, 443
	予約システム保安	随時	1, 188, 000
	遊具点検	6、12月	59, 400
	レンタル品整備・点検	随時	自社
保守点検	ペンキ塗り	2月	自社
<b>水 1 点 1</b> 类	トレーラーハウス車体磨き	11月	自社
	エアコン清掃	適時	251, 680
	常用芝刈り機整備点検	6、10月	63, 830
	管理棟警備保障	毎月随時	159, 720
	消防設備保守点検	9月、3月	44, 000
	下水施設グリストラップ清掃	2月	18, 700
	合計		3, 896, 980

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		開店前清掃	毎日	134, 180
	清掃業務	営業中清掃	毎日	134, 180 自社 自社 自社 自社 自社 自社 自社 自社 693, 000 99, 000 264, 000 349, 800 110, 000 79, 200 管理に計上 管理に計上 管理に計上 62, 700 110, 000 自社 305, 233
	<b>用饰未物</b>	閉店後清掃	毎日	自社
		休業日清掃	休業日	自社
		浴槽水温度管理	毎日4回	自社
		残留塩素濃度の測定管理	毎日2回	自社
		空調機のフィルター清掃	毎月1回	自社
		露天風呂の植栽管理	7、11、3月	自社
		空調機の保守点検	5月、11月	603 000
		床暖房の保守点検	2月	093, 000
し		貯湯槽清掃	1月	99, 000
お		ラジウム鉱砂・光明石高圧洗浄	7月、12月	264 000
さい	設備保守	濾過循環機の保守点検	7/7、12/7	204, 000
竜	<b>設佣体</b> 可	自動制御盤の保守点検	9月	349, 800
洋		ボイラーの保守点検	1月	110, 000
浴		汚水ピット・ポンプの清掃	3月	79, 200
場		消防設備保守点検	6、12月	管理に計上
		建物設備定期検査	12月	管理に計上
		建築物定期検査	11月	管理に計上
		サウナ・スチームサウナ点検清掃	1月	62, 700
		地下タンク漏洩検査	3月	110, 000
		チラー(屋外機共)	6月(簡易点検4回/年)	自社
		水質検査	隔月(奇数月)	305, 233
		配管清掃	年1回	218, 900
	その他の業務	灯油の入札	毎月1回	磐田地区
		水道・電気メーター確認	毎月1回月初	自社
		商品棚卸	毎月1回月末	自社
		合計		2, 426, 013

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		売店玄関、外回り	毎営業日	自社
	清掃業務	ゴミ処理	毎営業日	169, 400
し		特別清掃	5、6、9,1月	297, 000
š		空調設備保守点検	5月、10月	浴場に計上
い		消防設備保守点検	6月、12月	自社 169, 400 297, 000 浴場に計上 44, 000 158, 400 413, 457 198, 000 自社 自社 自社 自社 自社 自社
竜		自動ドア設備保守点検	6月、12月	158, 400
洋レ		電気設備保安	毎月・年次	413, 457
ス	設備保守	警備保障	随時	198, 000
	<b>武湖林寸</b>	建物設備定期検査	12月	121 000
<i>'</i> \		建築物定期検査	11月	121, 000
ウ		バーコードラベル機、レジ保守点検	4月	自社
ス		冷蔵、冷凍、ショーケース保守点検	6月、10月	自社
		倉庫内管理(整理・整頓)	毎営業日	自社
管理)		従業員検便検査	6月、11月	自社
	衛生管理	冷蔵、冷凍、ショーケース温度管理	毎営業日	自社
		ねずみ、昆虫類の駆除	毎月	自社
		屋外樹木管理	毎月	198, 000
	その他	植栽・枝木処理	毎月	74, 800
		ゴミ箱管理	毎営業日	自社
		合計		1, 674, 057

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		厨房内床清掃	毎営業日	自社
	清掃業務	レストラン内フロアー、机、椅子、窓清掃	毎営業日	自社 66,000 自社社 自自社社 自自社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社
	月邢未伤	厨房内排水路の清掃	1回/2週間	自社
		トイレ清掃	毎営業日	自社
		冷蔵庫、冷凍庫の清掃	毎月週2回以上	自社
		ガス台の清掃	毎月週1回以上	自社
		焼台の清掃・点検	随時	自社
l		フライヤーの清掃・点検	毎月週1回以上	自社
お	設備保守	麺湯器の清掃・点検	毎月週1回以上	自社
Ż	<b>設                                    </b>	食器洗浄機の清掃・点検	毎月週1回以上	自社
い		保温器の清掃・点検	毎日随時	自社
竜洋		電子レンジの清掃・点検	毎営業日	自社
/+		コーヒーメーカーなどフロア器具の清掃・点検	毎営業日	自社
ス		米洗浄器、炊飯器、カッタ一器などの清掃・点検	毎営業日	自社
۲	ゴミ処理	ゴミの分別・処理	毎営業日	自社
ラン		キャンプ場集積場所へのゴミ運搬	毎月2回以上	自社
	食品衛生管理	ねずみ・昆虫類の駆除	毎月	105, 600
		在庫の確認	毎月週1回以上	自社
	及印制工旨任	ノロウイルス検査	適時	39, 600
		グリストラップ	随時	25, 740
	火気安全管理	ガス漏れ警報器の点検(4年毎)	7月	自社
	<u> </u>	消火器の点検	随時	しおさい計上
		バーベキューテラス保守管理	毎月	自社
	なぎさ広場保守管理 毎月			
		合計		236, 940

施設名	業務	内容	実施回数	金額
<b>½</b>	日常清掃	玄関、事務所、トイレ、更衣室など(館内日常)	毎日	自社
海洋	口币/月份	体育館フロア、窓ガラスなど(館内特別)	6. 9. 12. 3月	自社
セ		警備保障	通年	158, 400

シ		消防設備保守点検	6月.12月	58, 080
	設備保守	浄化槽保守点検 (清掃保守点検)	年/24回	359, 123 15, 000 24, 946
体育	过	浄化槽保守点検 (汚泥引抜清掃)	2月	
館		浄化槽法定点検 (定期水質検査)	1月	15, 000
部		クレーン年次点検(艇庫)	4月	24, 946
艇庫	施設管理	電気設備などの運転管理(艇庫)	年/25回	自社
含	屋外管理	駐車場など周辺の除草、樹木剪定	適時	660, 000
	廃棄物処理	清掃や点検で発生したごみ処理	随時	191, 400
	合計			

施設名	業務	内容	実施回数	金額	
	監視業務	人員確保・入水者の安全確保・救助等	毎日(プール期間)	自社	
		屋内プール浴槽内の営業前清掃	毎日(プール期間)	自社	
竜	清掃業務	屋外プール浴槽内の営業前清掃	毎日(プール期間)	自社	
竜洋:	/月1市本分	プール内、プールサイド、屋外トイレなど	毎日(プール期間)	自社	
海洋		更衣室、シャワ一室、トイレ、通路など	毎日(プール期間)	自社	
セ	水質検査	残留塩素測定	6月.7月.8月	150, 480	
レン	小貝快宜	定期水質検査	6月.7月.8月		
ター	空気検査	二酸化炭素検査・大腸菌検査	7月	26, 400	
゚゚゚゚゚゚゚゚		プール幕取付・プール幕取外し	5月、9月	150, 700	
		消防設備保守点検	6月.12月	海洋センタ-含む	
ル	設備保守	濾過機保守点検(清掃年/1回)	5. 7. 8. 9月	145, 200	
		濾過機保守点検(調整年/1回)	5. 7. 8. 9月	145, 200	
		ろ材交換(1回/3年)	令和5年度実施	1, 488, 300	
	合計				

施設名	業務	内容	実施回数	金額
	清掃業務	ダッグアウト、トイレ、本部席など	毎日	自社
	/月1世末分	トイレ、観覧席など(屋外)	毎日	自社
		芝生管理:芝刈り(ロータリー式)	4. 6. 7. 8. 10. 11月	
竜		芝生管理:芝刈り(肩掛式)	4. 6. 7. 8. 10. 11月	2, 280, 000
洋		芝生管理:芝施肥	4.10月	2 280 000
竜洋海洋	グラウンド管理	芝生管理:芝薬剤除草	4.9.11月	2, 280, 000
注   公		裸地管理:芝刈り(肩掛式)	4.7.10月	
園		裸地管理:裸地薬剤除草	4.9.11月	
野		樹木管理 生垣刈込	随時	自社
球		浄化槽保守点検 (清掃保守点検)	4. 6. 8. 10. 12. 2. 月	155, 140
場	設備保守	浄化槽保守点検 (汚泥引抜清掃)	2月	133, 140
		浄化槽法定点検 (定期水質検査)	1月	9, 500
	機器の点検	放送設備、散水設備、夜間照明など	毎週水曜日	自社
	消耗品の点検	ベース、石灰、ラインカー、レーキ、ベンチなど	毎週水曜日	自社
		合計		2, 444, 640

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		芝生管理:芝薬剤除草	1.12.3月	
		芝生管理:芝刈り(ロータリー式)	4. 6. 7. 8. 9. 10. 11月	
		芝生管理:目土かけ	12月	
竜		低木刈込	4. 5. 7. 8. 10. 2月	2, 520, 000
洋	樹木管理	高木剪定	4. 5. 7. 8. 10. 2月	
竜洋海洋		枯損木処理	4. 5. 7. 8. 10. 2月	
公公		裸地手刈除草	4. 5. 7. 8. 10. 2月	
園 多		裸地抜取り除草	4. 5. 7. 8. 10. 2月	
		裸地機械除草	4. 5. 7. 8. 10. 2月	
目的	水施設清掃	噴水広場清掃(年3回)	随時	自社

広	浄化槽保守点検(清掃保守点検年6回)	4. 6. 8. 10. 12. 2月	172, 810	
場		浄化槽保守点検 (汚泥引抜清掃)	2月	172,010
ŀ	トイレ清掃	浄化槽法定点検 (定期水質検査)	1月	9, 500
		床・便器・洗面台清掃(週2回)	随時	自社
		ペーパー補充	随時	自社
合計				2, 702, 310

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		害虫防除散布(年1回以上)	11月	
		ロータリー式芝刈(年4回)	4. 6. 7. 8. 10. 11月	
		目土かけ(年1回)	12月	
		低木刈込(年2回)	5.6月	
	樹木管理	高木剪定(年1回)	8月	4, 500, 000
	阿小百生	枯損木処理	随時	
		裸地手刈除草	10月	
		裸地抜取り除草	10.2.3月	自社 自社
竜		裸地機械除草	4.6.7.8.10月	
注		プランター植替え	5. 12. 3月	自社
│ 竜 │ 洋 │ 海 │ 洋	水質検査	親水カスケード・池の浚渫・清掃	4.7.8月	自社
公	遊具点検	保守点検及び補修作業	5. 7. 9. 11. 1. 3月	272, 800
遠		浄化槽法定点検	1月	9, 500
	トイレ清掃	浄化槽清掃	7. 10. 1月	140, 415
	1 1 レカカ	浄化槽維持管理(汚泥抜取り)	2月	140, 410
		床・便器・洗面台清掃(週2回)	随時	自社
	施設管理	電気設備保安	毎月・年次	413, 458
	砂場管理	大腸菌検査	7月	海洋センタ-計上
	<i>9</i> 9 4	砂場掘り起し(状況に応じて砂の補充)	9月	自社
	その他	園内のゴミ拾い	随時	自社
	C 47 IE	落ち葉・枯枝片付け	随時	自社
		合計		5, 336, 173

施設名	業務	内容	実施回数	金額
	日常清掃	事務所. ロビー. トイレ. 通路. 器具庫	毎日(休館を除く)	自社
	コート整備	砂の補充. コート面の整地	毎日(休館を除く)	自社
竜		警備保障	通年	147, 840
洋		浄化槽法清掃点検	4. 7. 10. 1月	269, 915
洋海洋洋	設備保守点検等	浄化槽汚泥抜取り	2月	209, 915
公		浄化槽年次定期点検	1月	13, 000
袁		消防設備点検	6.12月	18, 920
テ	夜間照明管理	夜間照明点検	毎日(休館を除く)	自社
ニ   ス	機器の点検	支柱. 審判代. ネット(ワイヤーなど)	毎日(休館を除く)	自社
🗇	消耗機器等の点検	ブラシ	毎日(休館を除く)	自社
ΙĪ		機械除草	4. 6. 7. 8. 10月	
-	裸地管理	施肥	4月	600, 000
	休地自生	樹木剪定	6.8月	000, 000
		除草、剪定	6月	
		合計		1, 049, 675

#### 令和6年度 業務委託

施設名	6年度 耒務安託 業務	内容	実施回数	金額
		緑地点検	毎月2回以上	自社
		樹木点検	9月	自社
		刈払機除草	1~3月以外毎月	自社
		芝刈	4~11月	自社
		樹木の剪定	6月、9~2月	自社
	緑地管理	低木刈込	5月	自社
	冰地自生	植栽・枝木処理	随時	自社
		水辺環境の整備	4月~6月、8月~9月、11月~3月	自社
		ホダ木等の搬入	10月~3月	2, 200
		学校ゾーンの野菜・草花の管理	毎月	自社
		バタフライガーデンの草花の管理	毎月	自社
		園内の草取り	4~10月 2回/月	自社
竜		日常常務	毎営業日	自社
洋		屋外テーブル・ベンチ	毎営業日(雨天除く)	自社
昆	清掃業務	野外園路	毎月 2回/週	自社
虫自		水中観察窓	毎月 2回/週	自社
日   然		空調フィルター清掃	4、5、9,11月	自社
観		特別清掃	10、3月	自社
察		ゴミ処分	随時	92, 400
公	飼育生物管理	展示している昆虫や淡水魚などの給餌と水槽清掃	毎月随時	自社
園	即月工物自生	クワガタムシ類・ゲンジボタルの飼育管理	毎月随時	自社
		空調設備保守点検	5、10月	330, 000
		エレベーター保守点検	4、7、10、1月	264, 000
		遊具点検	6月	59, 400
		消防設備保守点検	9、3月	63, 800
		警報装置点検	6、3月	00, 000
	設備保守	施設警備保守点検	毎月	123, 200
	以闸体划	電気施設点検	隔月(奇数月)	186, 120
		企画展示機器点検	隔月	自社
		看板点検	随時	99, 000
		自動ドア点検	6、12月	118, 800
		ホームページ保守	随時	12, 100
		プロジェクター点検	随時	自社
		合計		1, 351, 020

施設名	業務	内容	実施回数	金額
	_	草取り・草刈り	毎月随時	自社
		芝刈	4~11月	自社
		砂入れならし	1月、芝捕植時	自社
		肥料散布	4、7、3月	自社
竜	<b>* + 许 m</b>	散水	1月、芝捕植時 自社 4、7、3月 自社 毎月随時 自社 4、5、7、10、11、1~3月 自社 毎月随時 自社 毎月(8月以外) 自社 毎月(8月以外) 自社 毎月(8月以外) 自社 4~8、10、11月	自社
竜洋海洋	芝生管理	芝補植	4、5、7、10、11、1~3月	自社
海		枯れ芝処分・運搬	毎月随時	自社
<b>汗</b> 公		芝診断	毎月(8月以外)	自社
園		堆肥づくり	毎月(8月以外)	自社
オ		緑地点検	毎月 (8月以外) 自 毎月 (8月以外) 自 毎月 (8月以外) 自	自社
!		常緑樹剪定	4~8、10、11月	
ト		落葉樹剪定	11~3月	792, 000
キャ		害虫駆除・薬剤散布	10月	
ン		肥料散布	11、3月	自社
プ	樹木管理	下取り・刈り込み	毎月	自社
場		支柱補強	5、1、2月	自社

	植え込み・捕植	9、2月	自社
	刈取り枝葉運搬・処分	毎月随時	284, 615
	樹木診断	毎月(8月以外)	自社
	草取り	毎月随時	自社
龙 <del>恼</del>	植え込み	6~8、10~11、3月	自社
花壇	殺虫・害虫駆除	随時	自社
	堆肥入れ・肥料散布	随時	自社
	コテージ・トレーラーハウス清掃	毎営業日	自社
	管理棟・トイレ・炊事棟清掃	毎営業日	自社
清掃業務	A Cサイト・フリーサイト清掃	毎営業日	自社
	ゴミ回収	随時	563, 200
	年末大掃除	11月	自社
	電気保安	毎月	413, 445
	年次点検	12月	410, 440
	予約システム保守	随時	1, 217, 700
	遊具点検	6、12月	59, 400
	レンタル品整備・点検	随時	自社
保守点検	ペンキ塗り	2月	自社
床 寸 点 1英	トレーラーハウス車体磨き	11月	自社
	常用芝刈り機整備点検	6、10月	35, 940
	管理棟警備保障	毎月随時	159, 720
	コテージ火災報知器点検	適時	40, 700
	消防設備保守点検	9月・3月	44, 000
	下水施設グリストラップ清掃	2月	18, 360
	合計		3, 629, 080

施設名	業務	内容	実施回数	金額	
		開店前清掃	毎日	158, 878	
	清掃業務	営業中清掃	毎日	158, 878 自社 自社 自社 自社 自社 自社 自社 13, 200 693, 000 99, 000 264, 000 349, 800 110, 000 79, 200 管理に計上 管理に計上 管理に計上 管理に計上 110, 000 自社 199, 055 磐田地区 自社	
	月加未伤	閉店後清掃	毎日	自社	
		休業日清掃	毎休業日	自社	
		浴槽水温度管理	毎日4回	自社	
		残留塩素濃度の測定管理	毎日2回	自社	
		空調機のフィルター清掃	毎月1回	158,878 自社 自社 自社 自社 自社 自社 自社 (13,200 693,000 99,000 264,000 349,800 110,000 79,200 管理に計上 管理に計上 管理に計上 管理に計上 管理に計上 82,700 110,000 自社 199,055 磐田地区 自社	
		露天風呂の植栽管理	7、11、3月		
		空調機の保守点検	5月、11月		
		床暖房の保守点検	2月	093, 000	
しお		貯湯槽清掃	1月	99, 000	
ささ		ラジウム鉱砂・光明石高圧洗浄	7月、12月	264, 000 349, 800	
い	机准伊宁	濾過循環機の保守点検	77, 127		
竜	設備保守	自動制御盤の保守点検	9月	349, 800	
洋浴		ボイラーの保守点検	1月	110, 000	
浴 場		汚水ピット・ポンプの清掃	3月	79, 200	
-91		消防設備保守点検	6、12月	管理に計上	
		建物設備定期検査	12月	管理に計上	
		建築物定期検査	11月	管理に計上	
		サウナ・スチームサウナ点検清掃	1月	62, 700	
		地下タンク漏洩検査	3月	110, 000	
		チラー(屋外機共)	6月(簡易点検4回/年)	自社	
		水質検査	隔月(奇数月)	199, 055	
	その他の業務	灯油の入札	毎月1回	磐田地区	
	てい他の未伤	水道・電気メーター確認	毎月1回月初	自社	
		商品棚卸	毎月1回月末	自社	
	合計				

施設名	業務	内容	実施回数	金額
	清掃業務	売店玄関、外回り	毎営業日	自社
		ゴミ処理	毎営業日	136, 400
しお		特別清掃	5、6、9,1月	231, 000
3		空調設備保守点検	5月、10月	浴場に計上
い		消防設備保守点検	6月、12月	44, 000
竜洋		自動ドア設備保守点検	6月、12月	158, 400
湃   レ		電気設備保安	毎月・年次	413, 457
	設備保守	警備保障	6月、12月	198, 000
		建物設備定期検査	12月	217, 140
ハ		建築物定期検査	11月	
ウ		バーコードラベル機、レジ保守点検	4月	自社
ス		冷蔵、冷凍、ショーケース保守点検	6月、10月	自社
		倉庫内管理(整理・整頓)	毎営業日	自社
管理)		従業員検便検査	6月、11月	自社
	衛生管理	冷蔵、冷凍、ショーケース温度管理	毎営業日	自社
		ねずみ、昆虫類の駆除	毎月	自社
		屋外樹木管理	毎月	198, 000
	その他	植栽・枝木処理	適時	45, 418
		ゴミ箱管理	毎営業日	自社
		合計		1, 641, 815

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		厨房内床清掃	毎営業日	自社
	清掃業務	レストラン内フロアー、机、椅子、窓清掃	毎営業日	165, 000
	/月]市本7万	厨房内排水路の清掃	1回/2週間	自社
		トイレ清掃	毎営業日	自社
		冷蔵庫、冷凍庫の清掃	毎月週2回以上	自社
		ガス台の清掃	毎月週1回以上	自社
		焼台の清掃・点検	随時	自社
		フライヤーの清掃・点検	毎月週1回以上	自社
しょ	設備保守	麺湯器の清掃・点検	毎月週1回以上	自社
おさ	以闸体划	食器洗浄機の清掃・点検	毎月週1回以上	自社
い		保温器の清掃・点検	毎日随時	自社
竜		電子レンジの清掃・点検	毎営業日	自社
洋		コーヒーメーカーなどフロア器具の清掃・点検	毎営業日	自社
レフ		米洗浄器、炊飯器、カッター器などの清掃・点検	毎営業日	自社
スト	ゴミ処理	ゴミの分別・処理	毎営業日	自社
-	コミ処理	キャンプ場集積場所へのゴミ運搬	毎月2回以上	自社
シ		ねずみ・昆虫類の駆除	毎月	169, 290
	食品衛生管理	在庫の確認	毎月週1回以上	自社
	及印用工旨生	ノロウイルス検査	適時	39, 600
		グリストラップ	随時	54, 340
	火気安全管理	ガス漏れ警報器の点検(4年毎)	7月	自社
	人以女王自生	消火器の点検	6月、12月	しおさい計上
		別館周囲の除草等	随時	自社
	屋外管理	バーベキューテラス保守管理	毎月	自社
		なぎさ広場保守管理	毎月	自社
		合計		428, 230

施設名	業務	内容	実施回数	金額
海日常清掃洋	口告连提	玄関、事務所、トイレ、更衣室など(館内日常)	毎日	自社
	口币/月份	体育館フロア、窓ガラスなど(館内特別)	6. 12. 1月	自社

セ		警備保障	通年	158, 400	
ン		消防設備保守点検	6月.12月	58, 080	
<u>`</u>	設備保守	浄化槽保守点検 (清掃保守点検)	年/24回	374, 122	
体育	改順体り	浄化槽保守点検 (汚泥引抜清掃)	3月	374, 122	
館		浄化槽法定点検 (定期水質検査)	1月	15, 000	
艇		大腸菌検査	1月	7, 400	
艇庫	施設管理	電気設備などの運転管理(艇庫)	年/25回	自社	
含	屋外管理	駐車場など周辺の除草、樹木剪定	適時	660, 000	
	廃棄物処理	清掃や点検で発生したごみ処理	随時	92, 400	
	合計				

施設名	業務	内容	実施回数	金額
	監視業務	人員確保・入水者の安全確保・救助等	毎日(プール期間)	自社
		屋内プール浴槽内の営業前清掃	毎日(プール期間)	自社
竜洋	清掃業務	屋外プール浴槽内の営業前清掃	毎日(プール期間)	自社
海	用饰未物	プール内、プールサイド、屋外トイレなど	毎日(プール期間)	自社
洋		更衣室、シャワ一室、トイレ、通路など	毎日(プール期間)	自社
セン	水質検査	残留塩素測定	6月.7月.8月	110, 880
タ		定期水質検査	6月.7月.8月	110, 000
l i	空気検査	二酸化炭素検査	7月	5, 500
プレ		プール幕取付・プール幕取外し	6.11月	122, 100
ール	設備保守	消防設備保守点検	6月.12月	海洋センタ-含む
	以順体以	濾過機保守点検(清掃年/1回)	6. 7. 9月	309, 100
		濾過機保守点検(調整年/1回)	6. 7. 9月	
		合計		547, 580

施設名	業務	内容	実施回数	金額
	清掃業務	ダッグアウト、トイレ、本部席など	毎日	自社
	用而未加	トイレ、観覧席など(屋外)	毎日	自社
		芝生管理:芝刈り(ロータリー式)	4. 6. 8. 10. 12. 2月	
竜		芝生管理:芝刈り(肩掛式)	4. 6. 8. 10. 12. 2月	
洋		芝生管理:芝施肥	11.3月	2, 280, 000
海洋	グラウンド管理	芝生管理:芝薬剤除草	5.11.3月	2, 200, 000
注   公		裸地管理:芝刈り(肩掛式)	11月	
園		裸地管理:裸地薬剤除草	4.9月	
野		樹木管理 生垣刈込	随時	自社
球		浄化槽保守点検 (清掃保守点検)	4. 6. 8. 10. 12. 2. 月	145, 640
場	設備保守	浄化槽保守点検 (汚泥引抜清掃)	3月	145, 040
		浄化槽法定点検 (定期水質検査)	1月	9, 500
	機器の点検	放送設備、散水設備、夜間照明など	毎週水曜日	自社
	消耗品の点検	ベース、石灰、ラインカー、レーキ、ベンチなど	毎週水曜日	自社
		合計		2, 435, 140

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		芝生管理:芝薬剤除草	11.3月	
		芝生管理:芝刈り(ロータリー式)	4. 6. 7. 8. 9. 10. 11月	
		芝生管理:目土かけ	3月	
竜		低木刈込	5. 2. 3月	
洋 海	樹木管理	高木剪定	5. 2. 3月	2, 520, 000
洋		枯損木処理	5. 2. 3月	
公公		裸地手刈除草	5. 2. 3月	
袁		裸地抜取り除草	5. 2. 3月	
多口		裸地機械除草	5. 2. 3月	
目的	水施設清掃	噴水広場清掃(年3回)	随時	自社

広		浄化槽保守点検(清掃保守点検年6回)	4. 6. 8. 10. 12. 2月	172, 810
場		浄化槽保守点検 (汚泥引抜清掃)	3月	172, 010
	トイレ清掃	浄化槽法定点検 (定期水質検査)	1月	9, 500
		床・便器・洗面台清掃(週2回)	随時	自社
		ペーパー補充	随時	自社
合計			2, 702, 310	

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		害虫防除散布(年1回以上)	5月	
		ロータリー式芝刈(年4回)	4. 6. 7. 8. 9. 10. 11月	
		目土かけ(年1回)	3月	
		低木刈込(年2回)	5月2回	
	樹木管理	高木剪定(年1回)	2月	4, 500, 000
	倒小自埋	枯損木処理	随時	
		裸地手刈除草	10月	
		裸地抜取り除草	10月	
竜		裸地機械除草	4. 6. 7. 9. 11月	
竜洋海洋公		プランター植替え	5. 10. 3月	自社
海   洋	水質検査	親水カスケード・池の浚渫・清掃	4. 7. 9月	自社
公	遊具点検	保守点検及び補修作業	5. 7. 9. 11. 1. 3月	272, 800
遠	1.71 注目	浄化槽法定点検	1月	9, 500
		浄化槽清掃	4. 7. 10月	140, 415
	トイレ清掃	浄化槽維持管理	4. 7. 10月	140, 413
		床・便器・洗面台清掃(週2回)	随時	自社
	砂場管理	大腸菌検査	9月	20, 900
	沙场官垤	砂場掘り起し(状況に応じて砂の補充)	9.10月	自社
	施設管理	電気設備保安	毎月・年次	413, 458
	<b>スの</b> 畑	園内のゴミ拾い	随時	自社
	その他	落ち葉・枯枝片付け	随時	自社
		合計		5, 357, 073

施設名	業務	内容	実施回数	金額
	日常清掃	事務所. ロビー. トイレ. 通路. 器具庫	毎日(休館を除く)	自社
	コート整備	砂の補充. コート面の整地	毎日(休館を除く)	自社
竜		警備保障	通年	147, 840
竜洋海洋		浄化槽法清掃点検	4.7.10.1月	269, 914
海   洋	設備保守点検等	浄化槽汚泥抜取り	3月	209, 914
公		浄化槽年次定期点検	1月	13, 000
東		消防設備点検	6.12月	9, 460
ーテ	夜間照明管理	夜間照明点検	毎日(休館を除く)	自社
=	機器の点検	支柱. 審判代. ネット(ワイヤーなど)	毎日(休館を除く)	自社
スコ	消耗機器等の点検	ブラシ	毎日(休館を除く)	自社
Ī	裸地管理	機械除草	4. 6. 7. 8. 9. 11月	
۲		施肥	3月	600, 000
		樹木剪定	5. 2月	000, 000
		除草、剪定	2月	
合計				

## 光熱水費実績

#### 【竜洋昆虫自然観察公園】

年度	金額
令和4年度	3,823,221
令和5年度	3,101,914
令和6年度	3,396,960

#### 【竜洋海洋公園オートキャンプ場】

年度	金額
令和4年度	6,006,587
令和5年度	4,792,296
令和6年度	4,981,734

#### 【竜洋海洋公園レストハウス】

年度	金額
令和4年度	16,353,065
令和5年度	13,784,565
令和6年度	16,695,421

## 【竜洋海洋公園】

年度	金額	
令和4年度	6,221,463	
令和 5 年度	5,346,281	
令和6年度	5,020,593	

#### 【竜洋海洋センター体育館・艇庫】

年度	金額
令和4年度	1,233,469
令和5年度	1,330,351
令和6年度	1,338,733

## 【竜洋海洋センタープール】

年度	金額
令和4年度	882,460
令和 5 年度	971,320
令和6年度	1,125,178

#### 【竜洋海洋公園野球場】

年度	金額
令和 4 年度	0
令和 5 年度	0
令和6年度	0

## 【竜洋海洋公園テニスコート】

年度	金額
令和 4 年度	656,885
令和 5 年度	685,459
令和6年度	768,775

## 備品一覧

## 【磐田市竜洋昆虫自然観察公園】

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
60648	1028008	プレハブ	幼虫観察ミニハウス	竜洋昆虫自然観察公園
60647	1029099	その他車両類	乗用芝刈機 TS242	竜洋昆虫自然観察公園
60646	1029002	貨物自動車	軽トラック	竜洋昆虫自然観察公園
59364	1013059	ディスプレイ	シャープ PN-Y326	竜洋昆虫自然観察公園
59361	1004004	スチール棚	昆虫標本庫 TMHC-201	竜洋昆虫自然観察公園
59360	1004004	スチール棚	昆虫標本庫 TMHC-201	竜洋昆虫自然観察公園
59359	1004004	スチール棚	昆虫標本庫 TMHC-201	竜洋昆虫自然観察公園
59358	1028009	物置	ヨド蔵MD DZB-3622HW	竜洋昆虫自然観察公園
10903	1005009	ロッカー	302-0503	竜洋昆虫自然観察公園
10877	1004003	陳列戸棚	機器収納ラック	竜洋昆虫自然観察公園

## 【磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場】

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
60645	1028009	物置	倉庫	竜洋海洋公園オートキャンプ場
60644	1029002	貨物自動車	キャンプ場 トラック	竜洋海洋公園オートキャンプ場
11166	1029099	その他車両類	ボートウォーカーベイ WB10F	竜洋海洋公園オートキャンプ場
10913	1011003	草刈機	シバウラガーデントラクタモアLT16	竜洋海洋公園オートキャンプ場

## 【磐田市竜洋海洋公園レストハウス】

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
60657	1029001	乗用自動車	スズキエヴリィ	しおさい竜洋
60656	1013099	その他電気器具	売店レジM-9000(親機・子機)	しおさい竜洋
60655	1013099	その他電気器具	売店レジM-9000(親機・子機)	しおさい竜洋
60654	1016007	冷蔵庫	冷蔵保管庫	しおさい竜洋
60653	1013099	その他電気器具	バーコード発行機	しおさい竜洋
60652	1016007	冷蔵庫	冷蔵ケース一式	しおさい竜洋
60651	1016007	冷蔵庫	冷凍庫一式	しおさい竜洋
60666	1016099	その他厨具類	製氷機 45kg	しおさい竜洋
60665	1013099	その他電気器具	麺茹で機 タニコー	しおさい竜洋
60664	1016007	冷蔵庫	コールドテーブル	しおさい竜洋
60663	1016007	冷蔵庫	インバータ制御4R冷凍庫	しおさい竜洋
60662	1016007	冷蔵庫	インバータ制御3R冷蔵庫	しおさい竜洋
60661	1016007	冷蔵庫	冷蔵庫	しおさい竜洋
60660	1016007	冷蔵庫	冷凍庫	しおさい竜洋
60659	1013099	その他電気器具	レジスター ST-700	しおさい竜洋
60658	1013099	その他電気器具	自動券売機 VT-G10M R7機種変更予定	しおさい竜洋
10967	1016017	食器洗浄機	TDWD-50SBG	しおさい竜洋
10958	1016016	調理台	1800 × 600 × 800	しおさい竜洋
10951	1016015	流し台	ソイルト゛シンク	しおさい竜洋
10935	1014001	エアコン	壁掛2.0馬力 RPK-AP50HVM3	しおさい竜洋

10902	1005009	ロッカー	1⊦-‡ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10901	1005009	ロッカー	1⊦-‡ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10900	1005009	ロッカー	1⊦-‡ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10899	1005009	ロッカー	11-+ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10898	1005009	ロッカー	11-+ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10897	1005009	ロッカー	11-+ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10896	1005009	ロッカー	11-+ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10895	1005009	ロッカー	11-+ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10892	1005009	ロッカー	11-+ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10891	1005009	ロッカー	11-14 HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10889	1005005	下駄箱	下駄箱	しおさい竜洋
10888	1005005	下駄箱	下駄箱	しおさい竜洋
10887	1005005	下駄箱	下駄箱	しおさい竜洋
10886	1005005	下駄箱	下駄箱	しおさい竜洋
10816	1001009	その他机	野外卓 パラソル用	しおさい竜洋
10815	1001009	その他机	野外卓 パラソル用	しおさい竜洋
10814	1001009	その他机	野外卓 1800×1500×700	しおさい竜洋
10813	1001009	その他机	野外卓 パラソル用	しおさい竜洋
10812	1001009	その他机	野外卓 1800×1500×700	しおさい竜洋
10811	1001009	その他机	野外卓 1800×1500×700	しおさい竜洋
10810	1001009	その他机	野外卓(車椅子用)	しおさい竜洋
10809	1001009	その他机	野外卓 1800×1500×700	しおさい竜洋
10808	1001009	その他机	野外卓 パラソル用	しおさい竜洋
10807	1001009	その他机	野外卓(車椅子用)	しおさい竜洋
10805	1001002	受付用デスク	インフォメーションカウンター ウチタ゛ 1-358-2080	しおさい竜洋
10804	1001002	受付用デスク	インフォメーションカウンター ウチタ゛1-358-2310	しおさい竜洋
11156	1028006	楯	間仕切り ニチベイスライチディングウォールCー60Nパネル	しおさい竜洋別館
10968	1016017	食器洗浄機	SP113E6	しおさい竜洋別館
10940	1016005	鍋	おでん鍋	しおさい竜洋別館
10839	1001099	その他机類	喫煙テーブル ウチダスモーキングステイションSS405	しおさい竜洋別館

#### 【竜洋海洋公園】

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
10995	1016099	その他厨具類	食器棚 1500×350×1800	竜洋海洋公園売店

## 【竜洋海洋センター体育館】

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
45275	1003098	その他台	アルミ板号令台 (多目的)	竜洋海洋センター
45353	1013019	掃除機	浮上型プール底掃除機 重量22kg	竜洋海洋センター
45360	1013037	放送装置		竜洋海洋センター
45404	1023028	バックネット	移動型バックネット (多目的)	竜洋海洋センター
45405	1023028	バックネット	移動型バックネット (多目的)	竜洋海洋センター
45406	1023030	サッカーゴール	ジュニアサッカーゴール (多目的)	竜洋海洋センター
45409	1023099	その他体育器具類	グランドゴルフ用具 (体育館)	竜洋海洋センター

45429	1028009	物置	物置 MEB-33型 (体育館	竜洋海洋センター
45432	1028099	その他雑器具類	テント 2×3間・三方幕付 (車庫	竜洋海洋センター
45433	1028099	その他雑器具類	集会用テント 2×3間・三方幕付 (車庫	竜洋海洋センター
45434	1028099	その他雑器具類	集会用テント 2×3間・三方幕付 (車庫	竜洋海洋センター
45437	1029001	乗用自動車	トヨタ VOXY (車庫	竜洋海洋センター
46409	1023030	サッカーゴール	フットサルゴール (ライト B-3069B)	竜洋海洋センター
46410	1023030	サッカーゴール	フットサルゴール (ライト B-3069B)	竜洋海洋センター
52021	1013057	券売機	NECマグナスコミュニケーション BT-L250 16型(転倒防止板付)	竜洋海洋センター
52022	1013057	券売機	NECマグナスコミュニケーション BT-L250 16型(転倒防止板付)	竜洋海洋センター
63412	1013019	掃除機	ドルフィンモービー プールロボットモービーDX B-6209	竜洋海洋センター

## 【竜洋海洋センタープール】

備品番号	物品番号	品名		規格		所在場所
45288	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45289	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45296	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45297	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45298	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45299	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45300	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45301	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45302	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45303	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45304	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45305	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45306	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45307	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45308	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45309	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45310	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45311	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45312	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45313	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45314	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45315	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45316	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45317	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45318	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45319	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45320	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45321	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45322	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45323	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45324	1005009	ロッカー	コインロッカー	KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール

45325	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45326	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45327	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H	(プール)	竜洋海洋センタープール
45430	1028099	その他雑器具類	プールシート TF-880NWF	(プール)	竜洋海洋センタープール
57482	1023099	<i>~ </i>	コースロープ巻取機 トーエイライトB-3849 ステンレス 幅112×奥行137×高さ140cm		竜洋海洋センタープール
57483	1023099		コースロープ巻取機 トーエイライトB-3849 ステンレス 幅112×奥行137×高さ140cm		竜洋海洋センタープール

#### 【竜洋海洋センター艇庫】

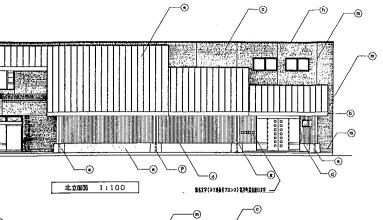
備品番号	物品番号	品名	規格		所在場所
45339	1011003	草刈機	バロネス乗用芝刈り機	(艇庫)	竜洋海洋センター艇庫
45342	1011099	その他機械器具類	船舶用クレーン タダノ TM-ZR503F		竜洋海洋センター艇庫
45343	1011099	その他機械器具類	ヤマハ船外機	(艇庫)	竜洋海洋センター艇庫
45350	1013019	掃除機	プール用掃除機	(プール)	竜洋海洋センター艇庫
45438	1029099	その他車両類	救助艇 B&GレスキューBG2	(艇庫)	竜洋海洋センター艇庫

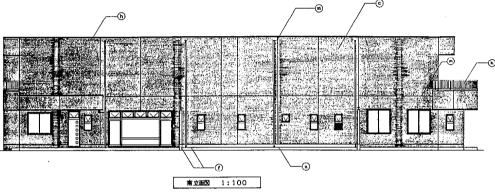
## 【竜洋海洋公園野球場】

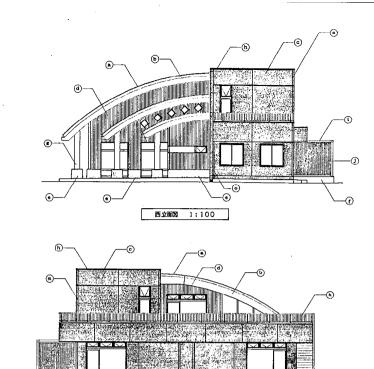
備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
45403	1023028	バックネット	移動式バックネット(野球場)	竜洋海洋公園野球場

# 磐田市竜洋昆虫自然観察公園外 8 施設 施設平面図面一覧表

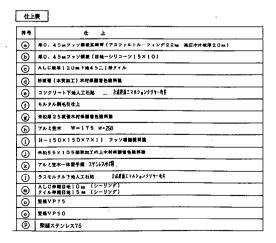
No.	施設名称	ページ番号
1	磐田市竜洋昆虫自然観察公園	32
2	磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場	35
3	磐田市竜洋海洋公園レストハウス	36
4	竜洋海洋公園	39
5	竜洋海洋センター体育館	40
6	竜洋海洋センタープール	44
7	竜洋海洋公園テニスコート	49
8	竜洋海洋公園野球場	52

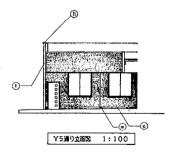






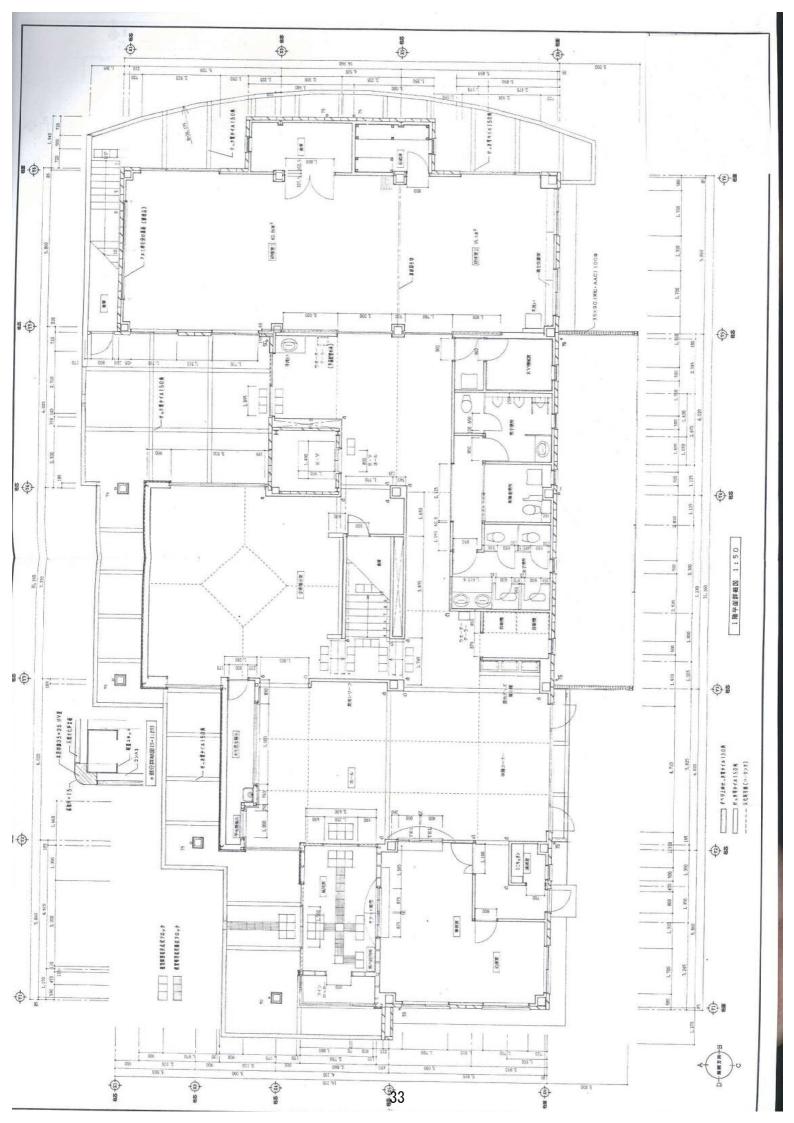
東立面図 1:100

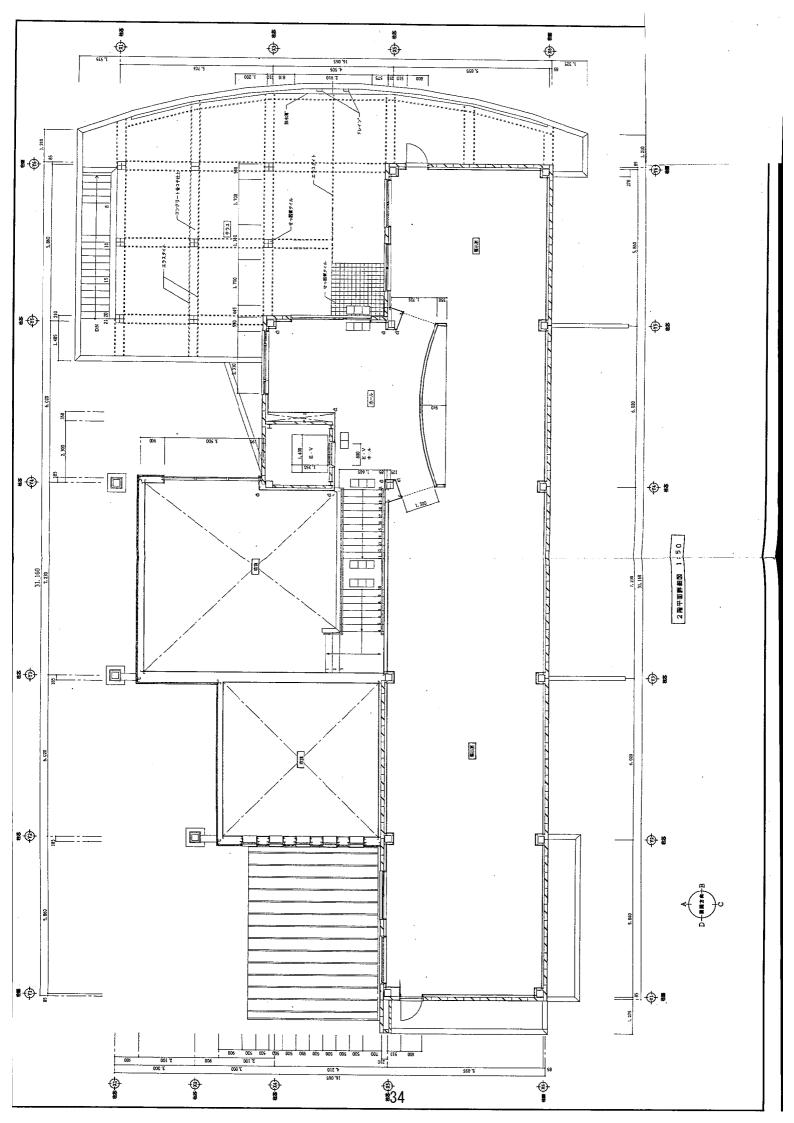


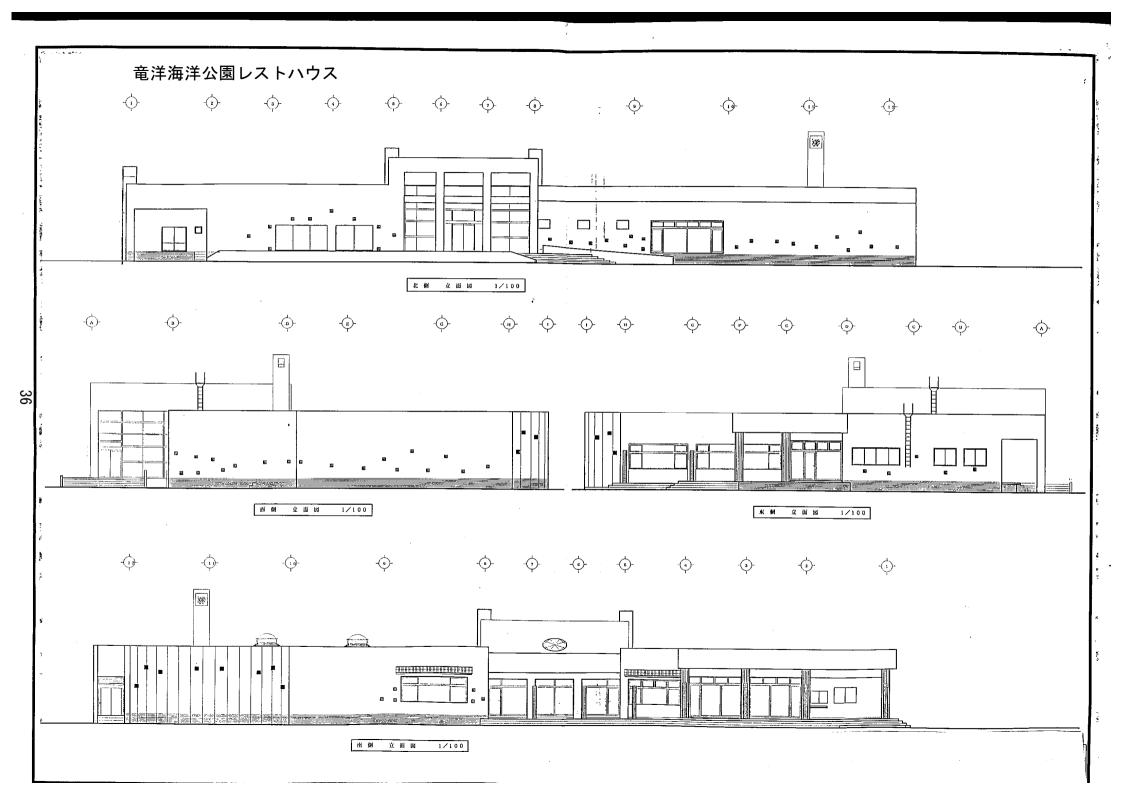


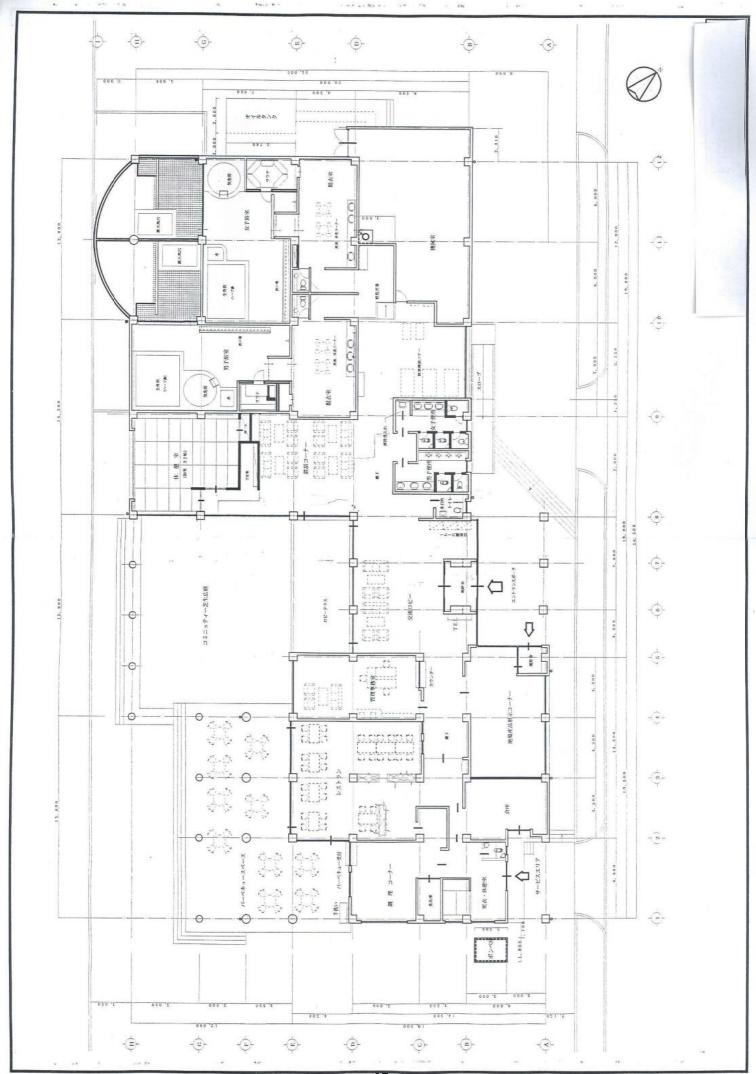


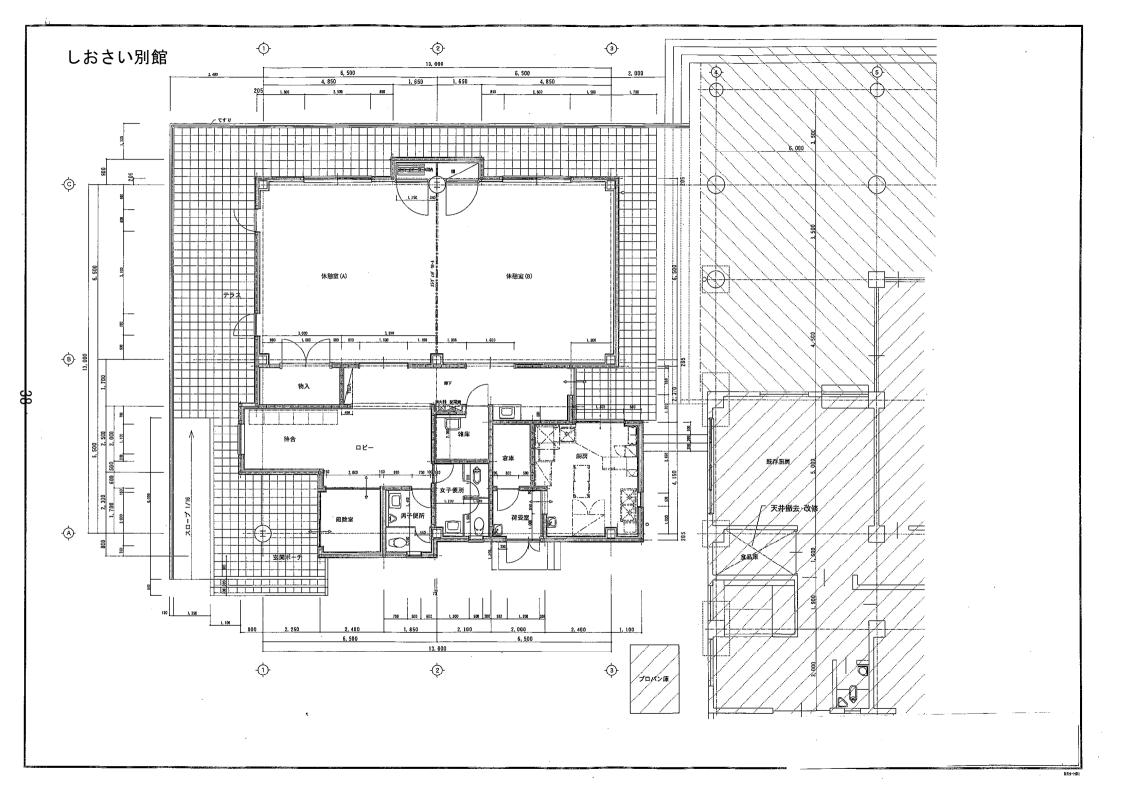
32



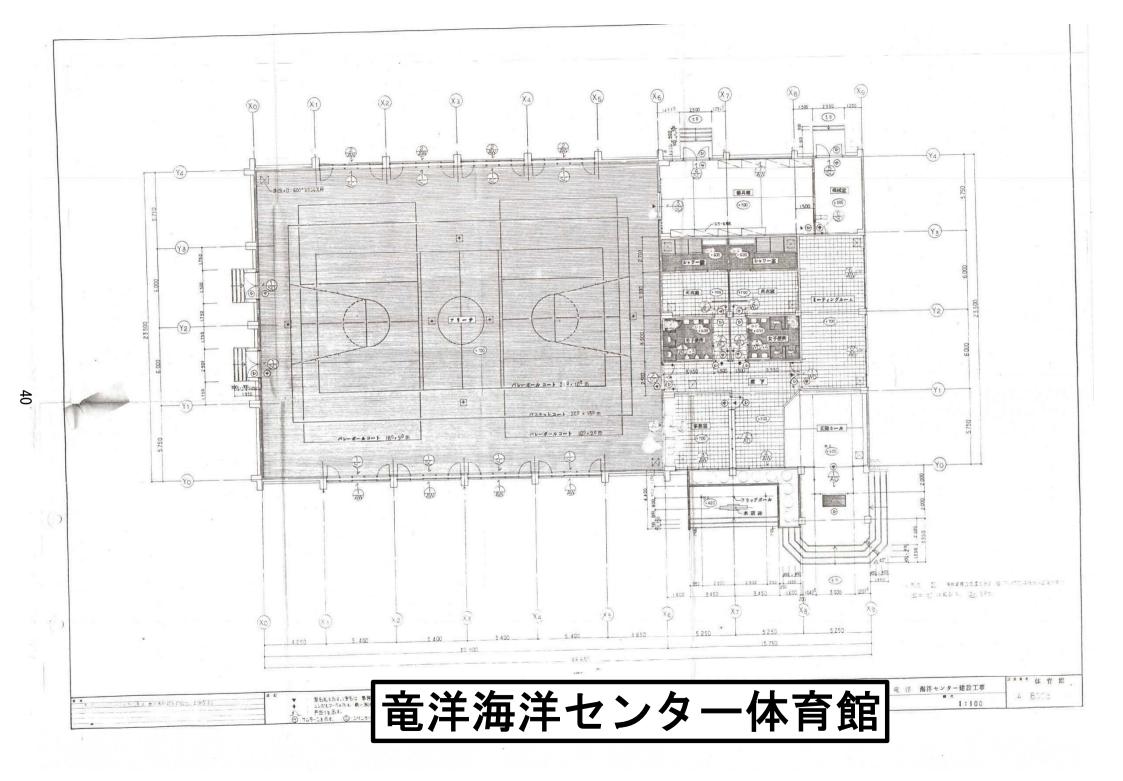


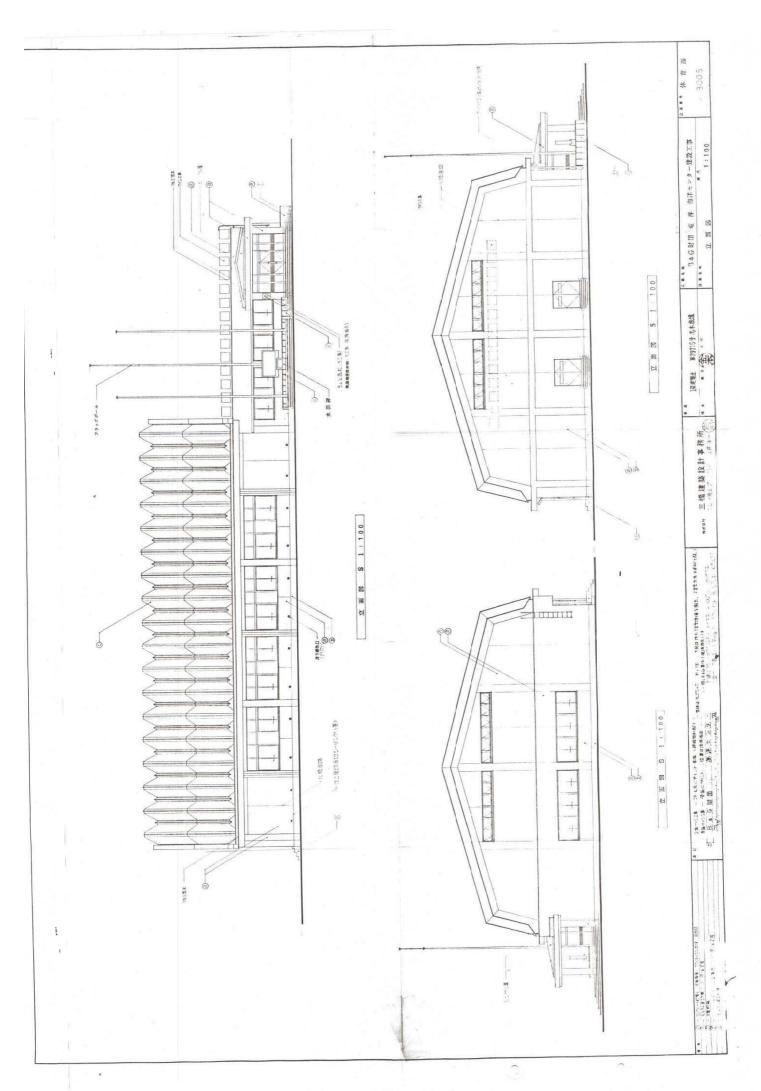


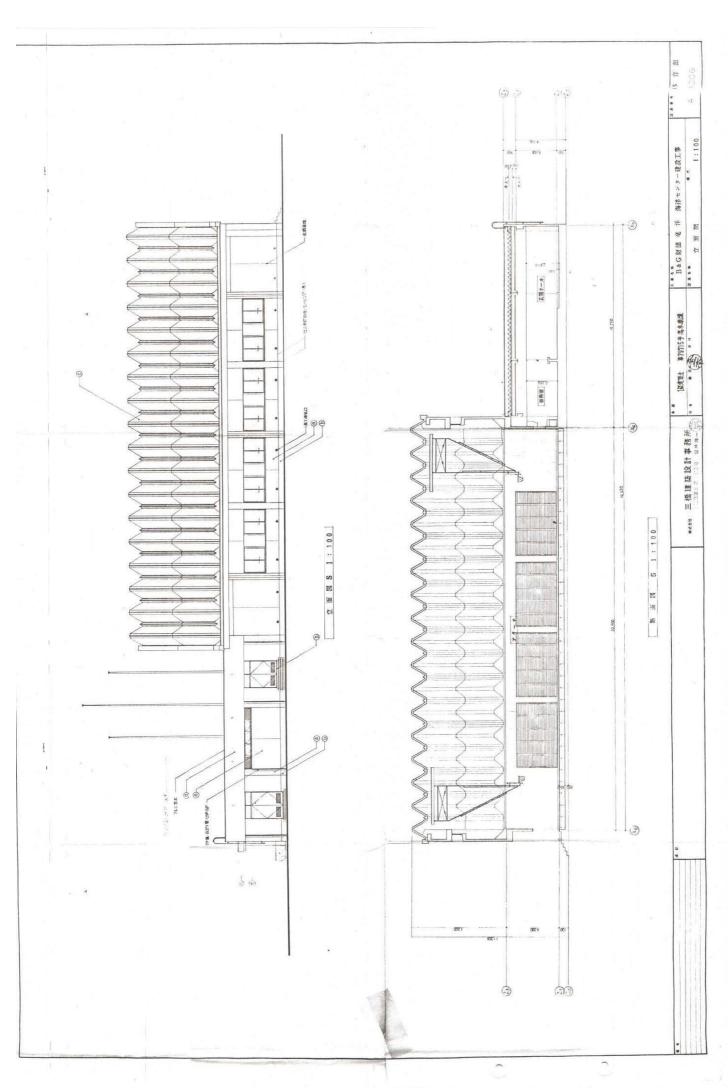


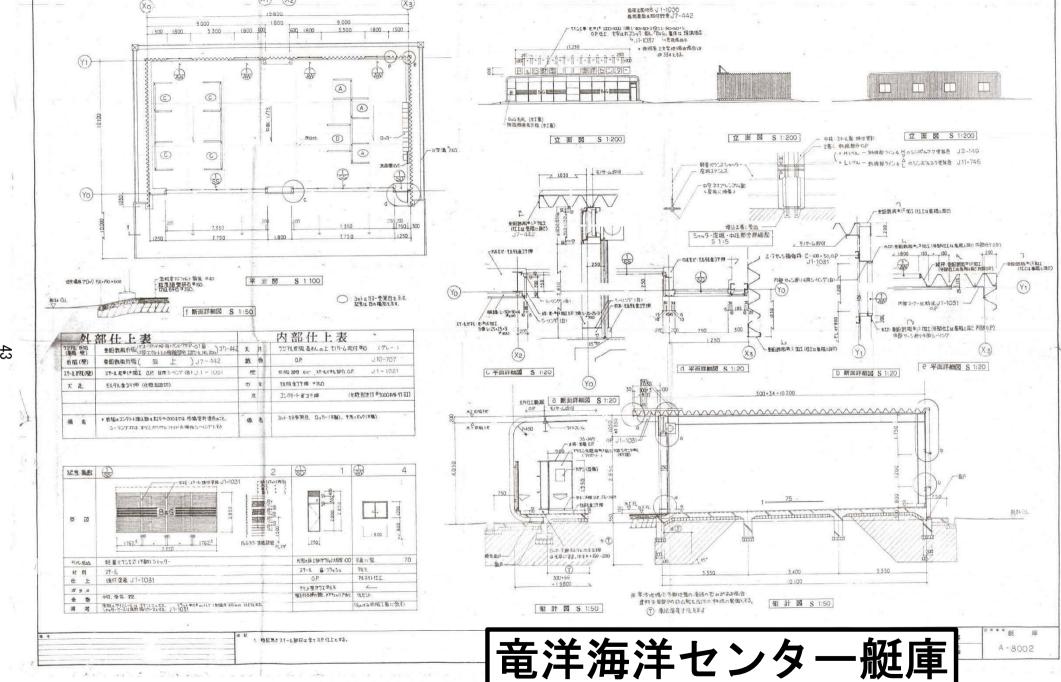


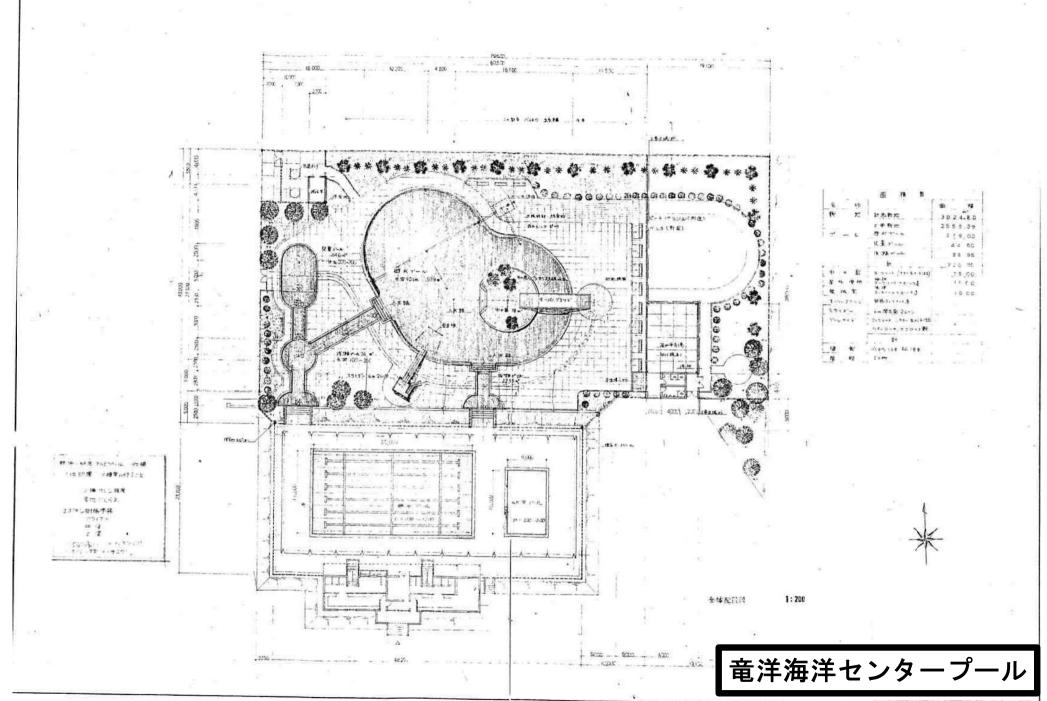


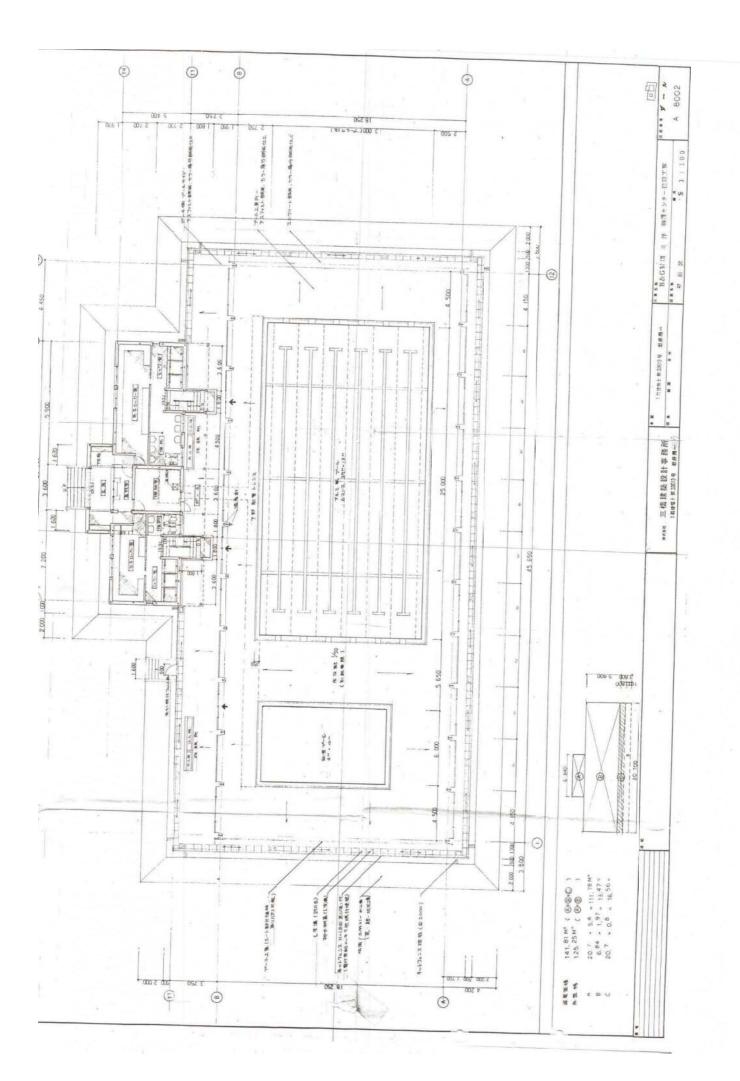


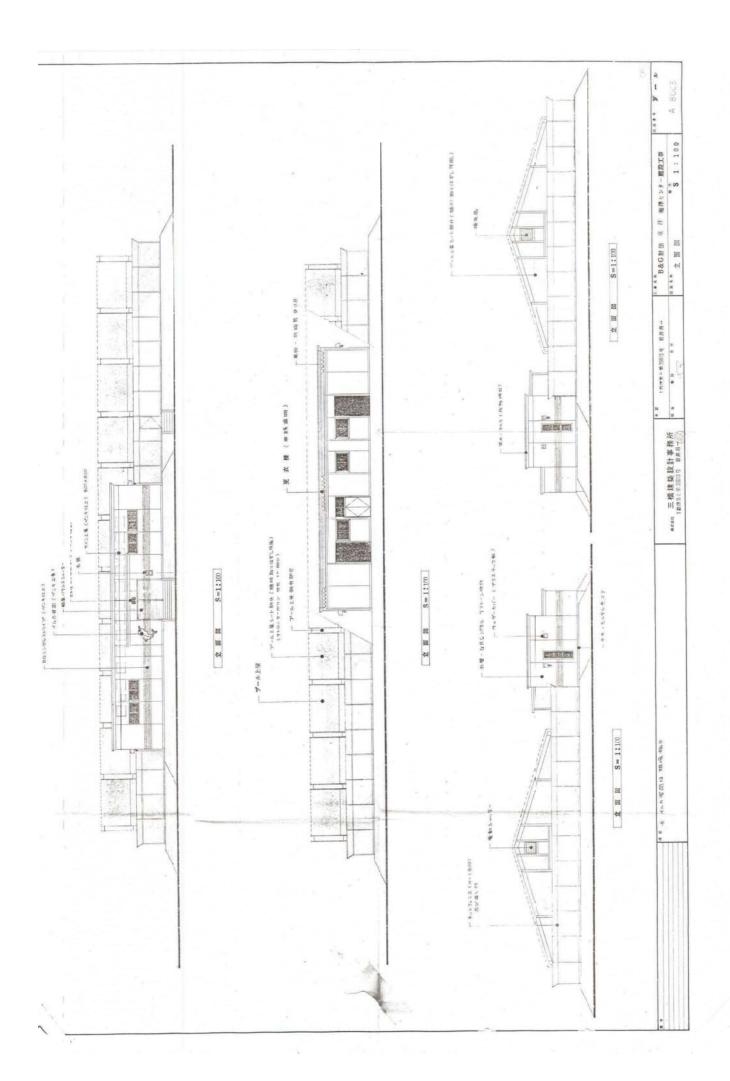


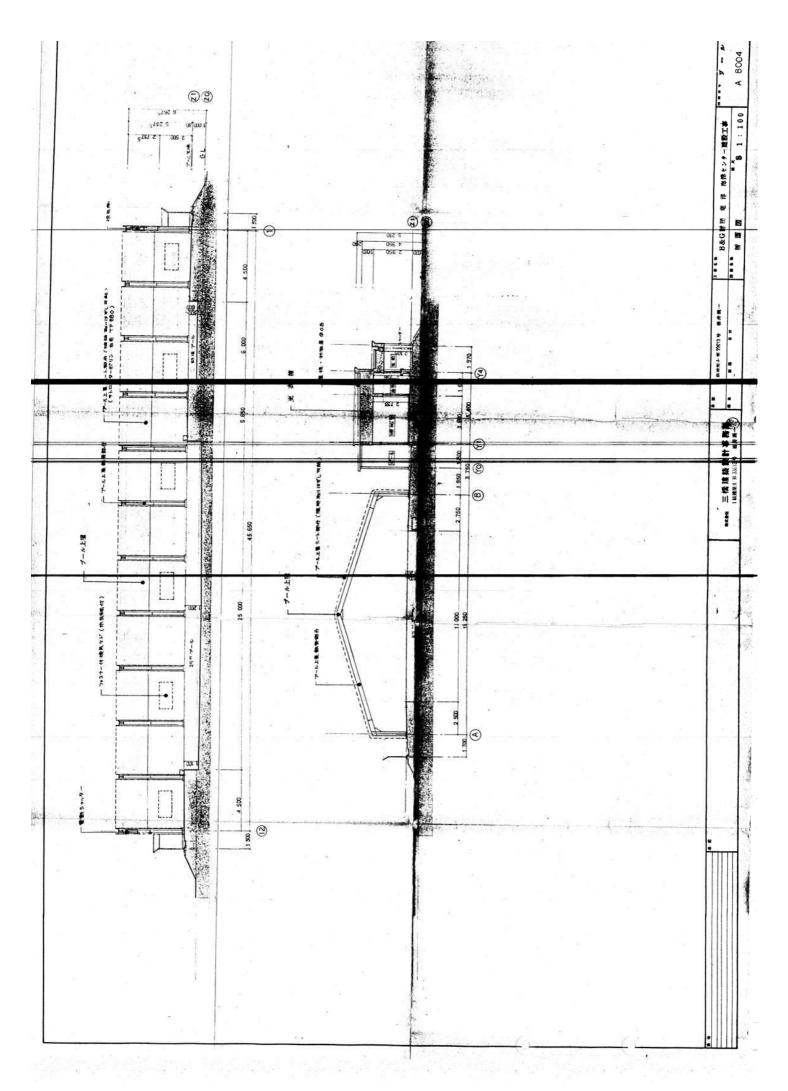


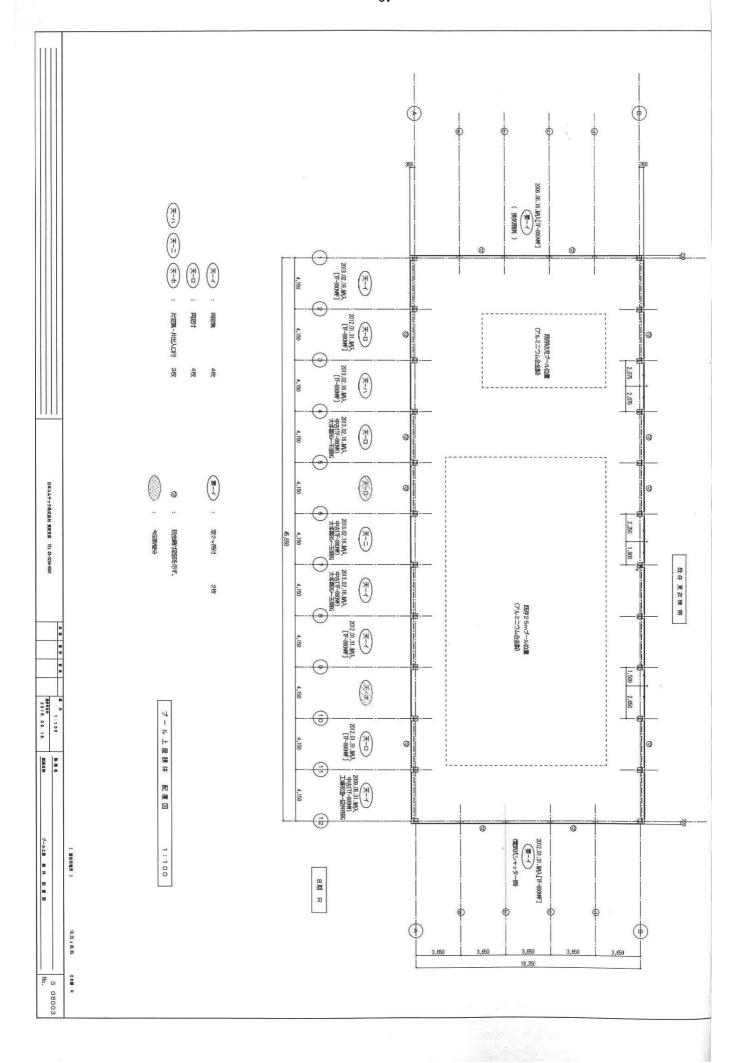


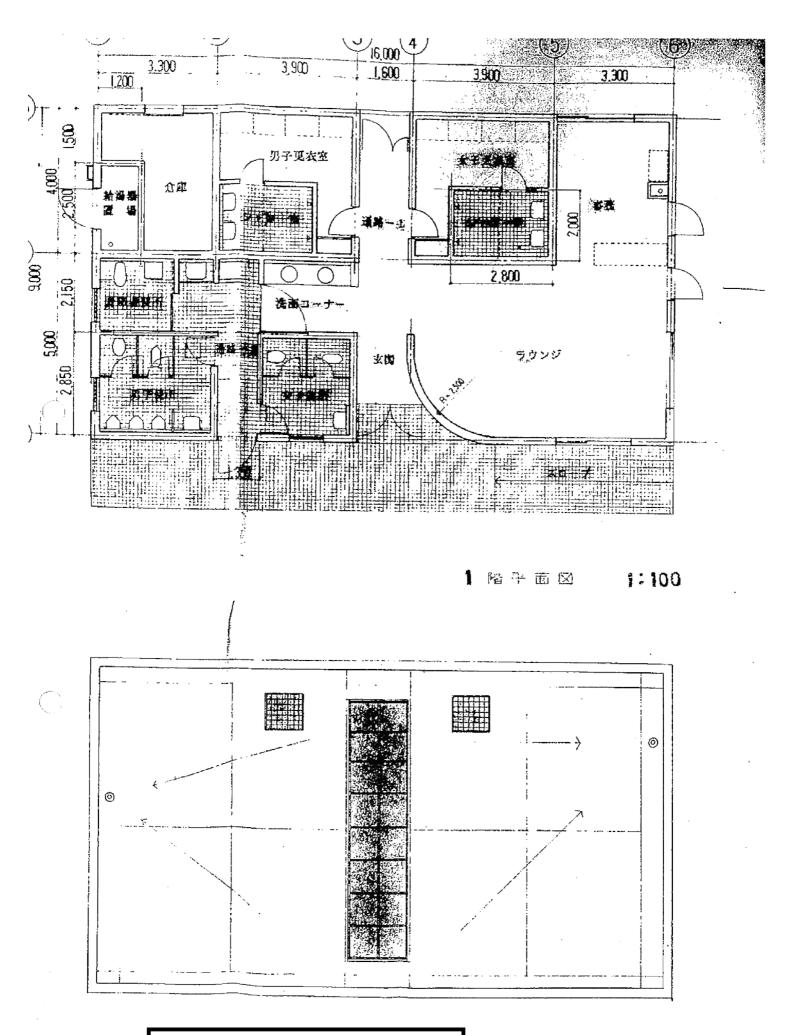






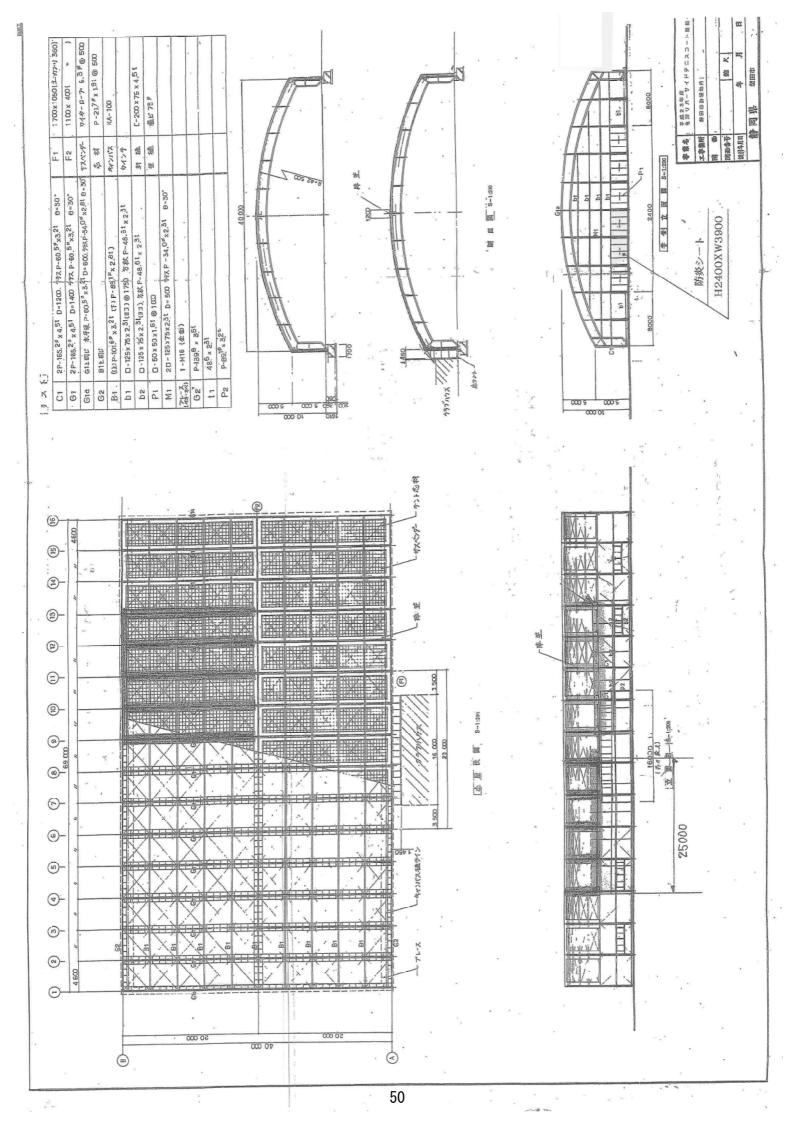


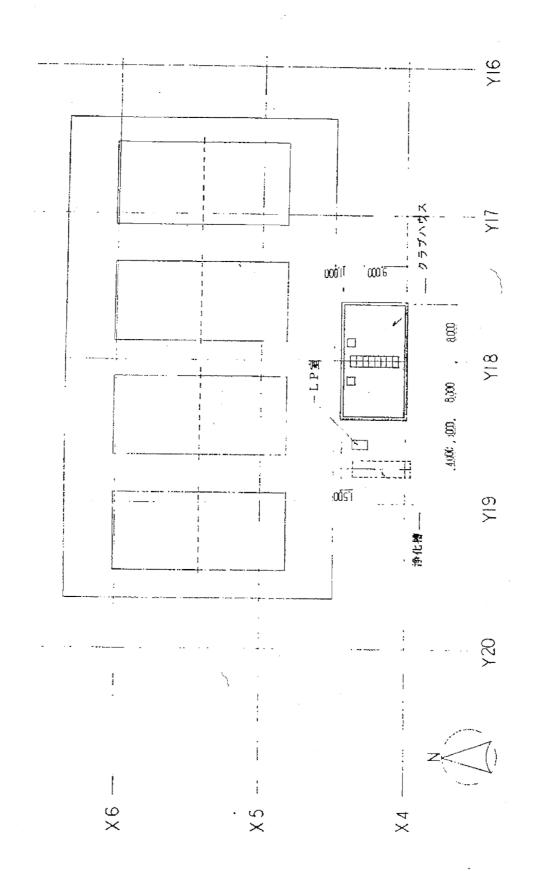




竜洋海洋公園テニスコート

R 階平面図 1:100



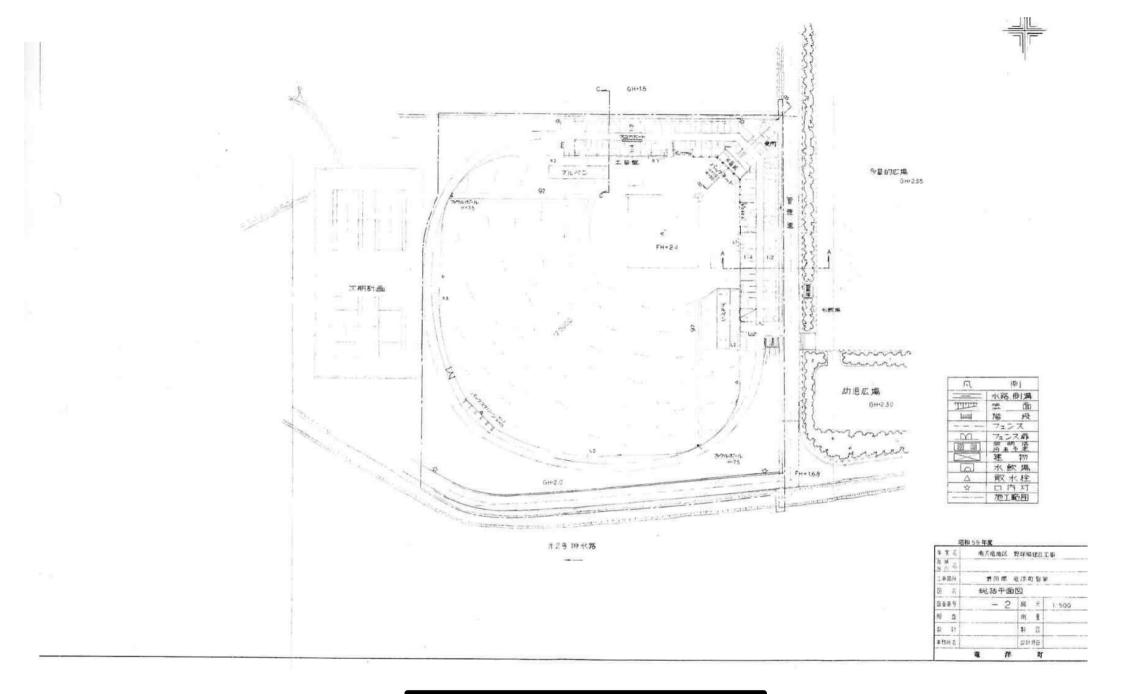


図

層

ES ES

竜洋海洋公園テニスコート



# 竜洋海洋公園野球場

改正

平成18年3月29日条例第22号 平成19年7月6日条例第39号 平成24年7月12日条例第30号 平成25年3月22日条例第19号 平成25年12月19日条例第40号 平成27年12月21日条例第54号 平成29年12月19日条例第30号 平成30年10月11日条例第28号 令和元年7月3日条例第4号

磐田市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の配置及び規模に関する基準)

- 第1条の2 法第3条第1項の規定により条例で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 市の区域内に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。
  - (2) 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、 次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。
    - ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住 する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標 準として定めること。
    - イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する 者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2へクタールを標準とし て定めること。

- ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域 内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4~クター ルを標準として定めること。
- エ 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- (3) 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等、前号アから工までに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(都市公園の公園施設の設置基準)

- **第1条の3** 法第4条第1項本文(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により 条例で定める割合は、100分の2とする。
- 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書(法第33条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定 により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前 2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前

- 3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 令第8条第1項の規定により条例で定める割合は、100分の50とする。 (特定公園施設の設置基準)
- 第1条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13 条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、高齢者、 障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを原則として、規則で定 める基準とする。

(行為の制限)

- **第2条** 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
  - (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
  - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
  - (3) 興業を行うこと。
  - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に 限り、第1項又は前項の許可をすることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第 1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

- 第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の当該許可に係る行為については、この限りでない。
  - (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) その他都市公園の管理に支障がある行為をすること。

(使用の禁止又は制限)

第5条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、 又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

(有料の公園施設)

- 第6条 市長の管理する公園施設で有料で使用させるもの(附属設備を含む。)は、別表第1から 別表第4までのとおりとする。
- 2 前項の施設の管理及び使用については、別表第1に掲げる施設については磐田市体育施設に関する条例(平成17年磐田市条例第146号)、別表第2に掲げる施設については磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例(平成17年磐田市条例第197号)、別表第3に掲げる施設については磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例(平成17年磐田市条例第198号)及び別表第4に掲げる施設については磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例(平成17年磐田市条例第199号)の定めるところによる。

(公園施設の許可申請記載事項)

- 第7条 法第5条第1項の規定による公園施設の設置若しくは管理の許可又は許可を受けた事項の変更の申請書に記載する事項は、次の各号の区分により当該各号に掲げるものとする。
  - (1) 公園施設を設置しようとするとき。
    - ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏 名及び営業種目とする。以下同じ。)
    - イ 種類及び数量
    - ウ 設置の目的
    - エ 設置の期間
    - オ 設置の場所

- カ 構造及び規模
- キ 管理の方法
- ク 工事の実施方法
- ケ 工事の着手及び完了の時期
- コ 原状回復の方法
- サ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
  - ア 申請者の住所、氏名及び職業
  - イ 場所、種類及び数量
  - ウ 管理の目的
  - エ 管理の期間
  - オ 管理の方法
  - カ その他市長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。
  - ア 申請者の住所、氏名及び職業
  - イ 変更する事項
  - ウ 変更する理由
  - エ その他市長の指示する事項

(都市公園の占用の許可申請記載事項)

- 第8条 法第6条第2項の規定による都市公園の占用の許可申請書に記載する事項は、次に掲げる ものとする。
  - (1) 申請者の住所、氏名及び職業
  - (2) 種類及び数量
  - (3) 管理の方法
  - (4) 工事の実施方法
  - (5) 工事の着手及び完了の時期
  - (6) 原状回復の方法
  - (7) その他市長の指示する事項

(占用物件の軽易な変更事項)

第9条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの (添付書類)
- 第10条 法第5条又は法第6条の規定により、公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、法令で定められているもののほか、別表第6に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

**第12条** 前条の使用料は、許可の際徴収する。ただし、市長が特にその必要がないと認める場合は、 この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第13条 市長は、規則で定める相当の理由があると認める場合は、第11条の使用料を減額し、又は 免除することができる。

(使用料の環付)

- **第14条** 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市 長はその全部又は一部を還付することができる。
  - (1) 使用者が、自己の責めによらない理由によって使用又は利用できなくなったとき。
  - (2) 使用者が、使用日前10日までに使用の許可の取消しを願い出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき。
  - (3) 前2号のほか市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用権の譲渡禁止)

**第15条** 都市公園の使用の許可を受けた者は、その許可によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は 転貸することができない。

(監督処分)

第16条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消し、その効力を

停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
  - (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要を生じたとき。
  - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じたとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要を生じたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

- 第17条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形 状及び数量
  - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
  - (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項 (工作物等を保管した場合の公示の方法)
- 第18条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。
  - (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
  - (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第21条において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物 等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなけれ ばならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第19条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。 この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第20条 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

- 第21条 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。(届出)
- **第22条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を 市長に届け出なければならない。
  - (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置 又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
  - (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
  - (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
  - (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
  - (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
  - (6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
  - (7) 第16条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、 命ぜられた措置を完了したとき。

(損害賠償)

**第23条** 都市公園を使用する者が、その者の責めに帰する理由によって市に損害を生じさせたときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第24条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、 位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければ ならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第25条 第2条から第23条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

- 第26条 別表第7に掲げる都市公園(同表右欄に掲げる有料公園施設を除く。以下「特定公園」という。)の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。
- 2 前項の規定により特定公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条及び第16条第1項(同項の規定による許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に係る部分に限る。)中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の選定基準)

- 第27条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 事業計画が、特定公園の設置目的に照らして適切なものであること。
  - (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
  - (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
  - (4) 特定公園の設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

- **第28条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務 に係る業務については、これを除く。
  - (1) 第2条の規定による許可に関する業務
  - (2) 第16条第1項の規定による許可の取消し、その効力の停止又はその条件の変更に関する業務
  - (3) 特定公園の維持管理に関する業務
  - (4) その他特定公園の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第29条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、

公募するものとする。

- 2 第26条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第27条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。 (事業報告書の提出義務)
- 第30条 指定管理者は、年度終了後、特定公園の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

- 第31条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第32条 指定管理者は、特定公園の管理を通じて知り得た秘密(個人に関する情報を含む。)を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(原状回復の義務)

第33条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第31条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

- 第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
  - (1) 第2条第1項又は第3項(第25条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定 に違反して第2条第1項各号に掲げる行為をした者
  - (2) 第4条(第25条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第4条に掲げる行為をした者

- (3) 第16条第1項又は第2項(第25条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者
- 第36条 偽りその他不正行為により使用料の徴収を免れた者は、免れた金額の5倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。
- 第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各 本条の過料を科する。

(罰則の規定の適用)

**第38条** 法第5条の11の規定により市長に代ってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の磐田市都市公園条例(昭和46年磐田市条例第24号)、 福田町都市公園条例(昭和58年福田町条例第26号)、竜洋町都市公園条例(昭和60年竜洋町条例 第13号)又は豊田町都市公園条例(平成6年豊田町条例第19号)(以下これらを「合併前の条例」 という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によ りなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例 の例による。

**附 則** (平成18年3月29日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月6日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の磐田市都市公園条例(以下「新条例」という。)第26条の規定による指定及びこれに 関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新

条例第27条及び第29条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例(以下「旧条例」という。)の規定により市長がした 許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみな す。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新 条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

**附 則** (平成24年7月12日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 別表第7の改正規定に係る都市公園に関する第26条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第27条及び第29 条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例(以下「旧条例」という。)の規定により市長がした 許可その他の行為は、改正後の磐田市都市公園条例(以下「新条例」という。)の相当規定に基 づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新 条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

**附** 則(平成25年3月22日条例第19号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年12月19日条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の磐田市立学校の施設開放に関する条例別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の磐田市立公民館条例別表第1から別表第7までの規定、第4条の規定による改正後の磐田市学習等供用施設竜洋会館条例別表の規定、第7条の規定による改正後の磐田市豊田福祉センター条例別表の規定、第8条の規定による改正後の磐田市ふれあい

会館条例別表の規定、第9条の規定による改正後の磐田市竜洋老人福祉センター条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市コミュニティセンター条例別表第2から別表第5までの規定、第12条の規定による改正後の磐田市文化振興センター条例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市民文化会館条例別表第1及び別表第2の規定、第14条の規定による改正後の磐田市熊野伝統芸能館条例別表の規定、第17条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第21条の規定による改正後の磐田市聖苑条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市福田農業振興センター条例別表の規定、第25条の規定による改正後の磐田市豊田農村環境改善センター条例別表の規定、第27条の規定による改正後の磐田市市民農園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の磐田市都市公園条例別表第6の規定、第40条の規定による改正後の磐田市豊岡地域福祉センター条例別表の規定、第41条の規定による改正後の磐田市総合健康福祉会館条例別表の規定並びに第42条の規定による改正後の磐田市情報館条例別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則** (平成27年12月21日条例第54号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附** 則(平成29年12月19日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第7の改正規定(「施設」の次に「名」を加える部分及び磐田中央公園の項を削る部分を除く。)は、平成30年4月1日から施行する。

**附** 則(平成30年10月11日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月3日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額 の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、 なお従前の例による。 3 第2条の規定による改正後の磐田市立学校の施設開放に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の磐田市豊田福祉センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の磐田市文化振興センター条例別表第1及び別表第2の規定、第8条の規定による改正後の磐田市民文化会館条例別表第1及び別表第2の規定、第10条の規定による改正後の磐田市熊野伝統芸能館条例別表の規定、第14条の規定による改正後の磐田市豊岡サブセンター条例別表の規定、第18条の規定による改正後の磐田市聖苑条例別表の規定、第20条の規定による改正後の磐田市於保農村婦人の家条例別表の規定、第21条の規定による改正後の磐田市福田農業振興センター条例別表の規定、第24条の規定による改正後の磐田市市民農園条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市都市公園条例別表第6の規定、第35条の規定による改正後の磐田市総合健康福祉会館条例別表の規定、第36条の規定による改正後の磐田市情報館条例別表の規定、第37条の規定による改正後の磐田市交流センター条例別表第2の規定、第38条の規定による改正後の磐田市竜洋なぎの木会館条例別表第1及び別表第2の規定、第39条の規定による改正後の磐田市竜洋なずの木会館条例別表第1及び別表第2の規定、第39条の規定による改正後の磐田市竜洋体育センター条例別表の規定並びに第41条の規定による改正後の磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第6条関係)

公園名	有料公園施設名
かぶと塚公園	
	弓道場
	陸上競技場
	卓球場
	アーチェリー場
東大久保運動公園	テニスコート
	運動場
安久路公園	多目的グラウンド
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	球技場
兎山公園	野球場
城山球場	野球場
福田公園	野球場

	多目的グラウンド テニスコート
竜洋海洋公園	野球場
	体育館
	テニスコート
	プール
	艇庫(附属設備のみ)
竜洋スポーツ公園	球技場
豊田ラブリバー公園	テニスコート

# 別表第2(第6条関係)

公園名	有料公園施設名
竜洋昆虫自然観察公園	昆虫公園

## 別表第3 (第6条関係)

公園名	有料公園施設名
竜洋海洋公園	オートキャンプ場

# 別表第4 (第6条関係)

公園名	有料公園施設名
竜洋海洋公園	レストハウス

## 別表第5 削除

## 別表第6 (第11条関係)

種別		使用料		
			算定単位	金額
公園施設を設け、又は管理する場合		1平方メートル1月につき	140円	
公園	  電柱その他これに類するも <i>の</i>	)	  1本1年につき	1,500円
を占	 変圧塔その他これに類するも	<sub>)</sub> の	  1基1年につき	1,500円
用す	水道管、下水道管、ガス管そ	外径30 c m未満	  1メートル1年につき	80円
る場	の他これらに類するもの	外径30 c m以上	1メートル1年につき	150円
合	郵便差出箱又は公衆電話所		1 箇所 1 年につき	1,500円
	その他の占用物件		1平方メートル1月につき	市長が定め

			る額
行為	物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日につき	100円
を行	をする場合		
う場	業として写真又は映画等の撮影をする場合	1件1日につき	1,040円
合	興行をする場合	1平方メートル1日につき	50円
	 競技会、展示会、博覧会その他これらに類す	  1平方メートル1日につき	20円
	る催しをする場合		
	その他の許可行為		市長が定め
			る額

### 備考

- 1 使用料の額が年額で定められている場合に、1年に満たないとき、又は端数があるときは 月割りをもって計算する。1月に満たない端数がある場合は1月とみなす。
- 2 使用料の額が月額で定められている場合に、1月に満たないとき、又は端数があるときは 1月とみなす。
- 3 1平方メートル又は1メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートル又は1メートルとみなす。
- 4 支柱又は支線は1本、H柱は2本とみなす。
- 5 1件の使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

#### 別表第7 (第26条関係)

公園名	有料公園施設名
かぶと塚公園	体育館
	弓道場
	陸上競技場
	卓球場
	アーチェリー場
 東大久保運動公園	テニスコート
	運動場
安久路公園	多目的グラウンド
 磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	球技場

兎山公園	野球場
福田公園	野球場
	多目的グラウンド
	テニスコート
竜洋海洋公園	野球場
	体育館
	テニスコート
	プール
	 艇庫(附属設備のみ)
豊田ラブリバー公園	テニスコート
豊田香りの公園	
アミューズ豊田ポケットパーク	

改正

平成19年7月6日規則第37号 平成24年3月23日規則第19号 平成28年3月24日規則第29号 平成30年5月25日規則第28号 令和3年9月15日規則第43号

磐田市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市都市公園条例(平成17年磐田市条例第195号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可申請)

- 第2条 条例第2条第2項の規定により、都市公園内における同条第1項に掲げる行為について市 長の許可を受けようとする者は、公園内行為許可申請書(様式第1号)を提出しなければならな い。
- 2 前項の申請書は、当該行為の10日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(公園施設の設置等の許可申請)

- 第3条 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項又は法第6条第1項の規定により、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用について市長の許可を受けようとする者は、公園施設設置許可申請書(様式第2号)、公園施設管理許可申請書(様式第3号)若しくは公園占用許可申請書(様式第4号)を提出しなければならない。
- 2 前項の申請書は、当該行為の20日前までに提出しなければならない。

(許可事項の変更の申請)

第4条 法第5条第1項、法第6条第1項又は条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとするときは、変更許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(許可書等の交付)

第5条 第2条、第3条又は前条の規定により申請書の提出があった場合において、市長が支障が

ないと認めたときは、その者に許可書(様式第6号)を交付する。

(行為の禁止)

- 第6条 条例第4条第8号に規定する行為は、次のとおりとする。
  - (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがある行為
  - (2) 他人に迷惑又は危害をおよぼすおそれがある行為
  - (3) 鳥獣類に危害を加える行為
  - (4) その他市長において適当でないと認められる行為

(使用料の減額又は免除)

- 第7条 条例第13条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその金額は、次のとおりとする。
  - (1) 市が主催して利用するとき 免除
  - (2) 学校教育の一環として教職員の引率のもとに利用するとき 免除
  - (3) 市が共催して利用するとき 50パーセント以内の額
  - (4) 自治会等、地域活動として利用するとき 100パーセント以内の額
  - (5) 前各号のほか、市長が特別の理由があると認めたとき 100パーセント以内の額
- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第7号)を第2条及び 第3条の許可申請書に添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合 は、この限りでない。

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

- 第8条 条例第18条第1項第1号の規定による規則で定める場所は、磐田市役所前の掲示場(以下 「掲示場」という。)とする。
- 2 条例第18条第2項の規定による規則で定める様式は、様式第8号のとおりとする。
- 3 条例第18条第2項の規定による規則で定める場所は、磐田市役所とする。 (保管した工作物等を売却する場合の手続)
- 第9条 条例第20条の規定による規則で定める方法は、競争入札に付して行うものとする。ただし、 競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められ る工作物等については、随意契約により売却することができる。
- 第10条 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その 入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数 量その他第4項に定める事項を掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければ

ならない。

- 2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく 3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その 他第4項に定める事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
  - (2) 当該競争入札の執行の日時及び場所
  - (3) 契約条項の概要
  - (4) その他市長が必要と認める事項

(工作物等を返還する場合の手続)

第11条 条例第21条の規定による規則で定める様式は、様式第9号のとおりとする。

(指定管理者の申請書類)

- 第12条 条例第29条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。
  - (1) 指定管理者指定申請書(様式第10号)
  - (2) 事業計画書
  - (3) 収支計画書
  - (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
  - (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
  - (6) 法人等概要書
  - (7) 活動実績を証明する書類
  - (8) 誓約書
  - (9) 法人等の役員名簿
  - (10) 納税証明書
  - (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第13条 市長は、条例第29条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を 行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(様式第11号)により その結果を通知する。 (指定等決定の通知)

第14条 市長は、条例第29条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者(指定・不指定)通知書(様式第12号)によりその旨を通知する。

(事業報告)

- 第15条 条例第30条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。
  - (1) 管理施設の利用状況
  - (2) 管理運営業務の実施状況
  - (3) 管理経費等の収支状況
  - (4) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第16条 条例第31条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者 指定取消(業務停止)命令書(様式第13号)による。

(読替規定)

第17条 条例第26条第1項の規定により特定公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条(同条の規定による条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとする場合に限る。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条(同条の規定による第2条の規定により申請書の提出があった場合又は条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとする場合に限る。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号、様式第5号及び様式第6号中「磐田市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の磐田市都市公園条例施行規則(昭和46年磐田市規 則第4号)、竜洋町都市公園条例施行規則(昭和60年竜洋町規則第3号)又は豊田町都市公園条 例施行規則(平成6年豊田町規則第8号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれ この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**(平成19年7月6日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 磐田市都市公園条例の一部を改正する条例(平成19年磐田市条例第39号)附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の磐田市都市公園条例施行規則(以下「新規則」という。)第12条から第14条までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により市 長がした許可その他の行為は、新規則の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行 為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新規則の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

**附 則**(平成24年3月23日規則第19号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

**附** 則(平成28年3月24日規則第29号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

**附 則** (平成30年5月25日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(令和3年9月15日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、 使用することができる。

## 様式第1号 (第2条関係) 様式第1号 (第2条関係)

	公園內行為許可申請書
	年 月 日
磐田市長	
	申請者 住所(所在地) 職業(営業種目)
	氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号( ) 一
公園内に	おける行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。
都市公園名	施設名
行為の目的	
行為の内容	人員
行為の日 又は期間	年 月 日 時~ 時 年 月 日~ 年 月 日 日間
0.	、場料徴収 )有無及び ・の額
	月 設 備

(注) 本申請書は、行為の10日前までに提出してください。

### 様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

1.	1331	126	1574	12974	3323.	DA-	and.	rts.	12:34	411
1	1985	刀巴	11.X	11又	TEST.	許	**1	144	пH	700

年 月 日

磐田市長

申請者 住所(所在地) 職業(営業種目) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号( ) 一

公園施設設置の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

都市公園名								
種類及び数量								
設置の目的								
設置の期間	年	月	日~		年	月	日	
設置の場所								
構造及び規模								
管理の方法								
工事の実施方法								
工事の着手及び	着手		年	月	日か	6		
完了の時期	完了		年	月	日ま	で		
原状回復の方法								
その他								

#### (注)

- 1 設計書、仕様書、図面等を添付してください。
- 2 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

## 様式第3号 (第3条関係) 様式第3号 (第3条関係)

	公	園	施	設	管	理	許	र्ग	申	請	書	年		月	日
磐田市長															
					中	請者	住	.所(	所在	E地)	į				
							暗	業(	営業	と種!	目)				
							氏	名(	名和	尔及7	び代表	者氏名	1)		
							電	話	香号	(	)	-			
公園施設管理の	20に可え	と思	けた	LVO	070	7:0	010	おり	申請	背し	ます。				
- ACCEPTAGE OF THE CONTRACT OF	n1 23.8		37.0-						設		530.50.70				
都市公園名 易所、種類及	n1 77 %		,,,								700 700 70				
都市公園名 場所、種類及 び数量	81 -3 3		2,7.00												
都市公園名 場所、種類及 び数量 管理の目的	81 -3 3					B∼			設	名		В		1 [11]	
都市公園名場所、種類及	81 -3 3								設	名		В	E	1 [15]	

(注) 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

## 様式第4号(第3条関係) 様式第4号(第3条関係)

	公国	划 占 用 計	午可	申請	書			
						年	月	日
磐田市長								
343.1-(1)/2		申請者	住所	斤(所在)	也)			
			職業	英(営業科	重目)			
			氏名	公(名称)	及び代記	表者氏名)		
			電話	話番号(	)	-		
公園占用の許可	を受けたいの	で、次のと:	おり申	請しま	ナ。			
都市公園名								
種類及び数量								
占用の目的								
占用の期間	年	月 日~		年	月	Ħ		
占用の場所								
構造及び規模								
管理の方法								
工事の実施方法								
工事の着手及び	着手	年	月	H				
完了の時期	完了	年	月	日				
原状回復の方法								
そ の 他								

### (注)

- 1 設計書、仕様書、図面等を添付してください。
- 2 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

## 様式第5号(第4条関係) 様式第5号(第4条関係)

	変更	許可	申請書			,
磐田市長				年	月	H
		申請者	住所(所在地)			
			職業(営業種目)			
			氏名(名称及び代	表者氏名)		
			電話番号( )	-		
WHEN WHEN COME TO THE TOTAL OF THE PARTY OF	53 50	号をも	って許可のあった	事項につレ	って、次	のとお
り変更したいので申請し	ます。					
変更する理由						
変更する事項						
そ の 他						

(注) 公園施設の設置又は都市公園の占用に係るものについては、設計書、仕様書、図 書等を添付してください。

## 様式第6号(第5条関係) 様式第6号(第5条関係)

K-4217	20,595	(S14.0	N. LA	ANGX										
											箅	š		号
											年	Ξ.	月	日
				様										
										磐田市	ī長			印
							許可	書						
		4	F	月	日付	け申請の	D	につ	いて	は、下	記のと	おり	許可	します。
都市	公	園	名											
許可	0)	場	所											
許可	の	事	項											
許可	の	期	間		年	月	日~		年	月	日			
原状回	可復	のカ	法											
使 用	料	の	額											
許可	の	条	件											
そ	0)		他											

<sup>※</sup> この処分に対して不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

## 様式第7号(第7条関係)

汉第7	号(第7)	<b>条関係)</b>									
			使	用料	滅 免	申請	書				
									年	月	日
磐田	日市長										
					申請者	住所	(所在地	)			
						職業	(営業種	目)			
						氏名	(名称及	び代表	者氏名)		
						電話	番号(	)	-		
使月	月料の湯	免を受け	たいので	、次の	のとおり	申請し	ます。				
都市	公 園	名					施設	名			
使 用	年 月	Ħ	年	月	日~		年	月	日		
使 用	1 1	的									

(注) 本申請書は、許可申請時に提出してください。

# 様式第8号 (第8条関係) 様式第8号 (第8条関係)

そ の 他

整理番号	保管したエ	作物	学	保管した工作物等が	除却し	保管を始	保管の	備考
	名称又は種類	形状	数量	放置されていた場所	た日時	めた日時	場所	

#### 様式第9号(第11条関係) 様式第9号(第11条関係)

		受	領	書			
					年	月	日
磐田市县	支						
				返還を受け	た者		
				住所			
				氏名			
regret (State and 1)	had been that he follow	and the same of	ed . l. l.	1.360			
	ナた日時	)の返還を	受けま	した。			
返還を受け	ナた日時	)の返還を	受けま	した。			
返還を受け	ナた日時	の返還を	受けま	した。			
返還を受い 返還を受い 返還を受い	ナた日時ナた場所	)の返還を	受けま	Lt.			
返還を受け 返還を受け 返還を受けた工作	けた日時 けた場所 整理番号	)の返還を	受けま	Lt.			
返還を受い 返還を受い 返還を受い	サた日時 サた場所 整理番号 名称又は種類	)の返還を	受けま	Lt.			

#### **様式第10号**(第12条関係) 様式第10号(第12条関係)

#### 指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地 法人等の名称 代表者氏名 連絡先(電話)

磐田市都市公園の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

#### (添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民 票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

様式第11号	(第13条関係)
様式第11号	(第13条関係)

印

様

磐田市長

#### 指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市都市公園の指定管理者候補者の 選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 候補者選定結果
  - □ 指定管理者候補者として選定します。
  - □ 指定管理者候補者として選定しません。
- 3 選定しない理由

**様式第12号**(第14条関係) 様式第12号(第14条関係)

第 号 日

様

磐田市長

## 指定管理者(指定·不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市都市公園の指定管理者の指定に つきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 決定結果
  - 口指定管理者に指定します。
  - 口指定管理者に指定しません。
- 3 指定しない理由

様式第13号	(第16条関係)
様式第13号	·(第16条関係)

団体名

代表者名 様

磐田市長

#### 指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市都市公園条例第31条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を 命じます。

区分	全部·一部( 業務停止期間			業務)	
	年	月	日から		
	年	月	日まで	月間	
理由					

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

平成17年4月1日条例第198号

改正

平成19年7月6日条例第41号 平成21年12月16日条例第38号 平成25年12月19日条例第40号 令和元年7月3日条例第4号

磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例

(設置)

第1条 磐田市は、市民の健全な余暇の活用の促進及び地域の振興を図るため、オートキャンプ場 を設置する。

(名称及び位置)

第2条 オートキャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場	磐田市駒場6866番地10

(施設)

- 第3条 磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場(以下「キャンプ場」という。)の施設は、次に掲げるものとする。
  - (1) キャンプサイト
  - (2) コテージ
  - (3) トレーラーハウス
  - (4) 管理棟
  - (5) 炊事棟
  - (6) 広場
  - (7) ボートハウス

(指定管理者による管理)

**第4条** キャンプ場の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

- 第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 事業計画が、キャンプ場の設置目的に照らして適切なものであること。
  - (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
  - (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
  - (4) キャンプ場の設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

- **第6条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務 に係る業務については、これを除く。
  - (1) キャンプ場の利用許可に関する業務
  - (2) キャンプ場の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (3) その他キャンプ場の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

- **第7条** 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、 公募するものとする。
- 2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。 (事業報告書の提出義務)
- 第8条 指定管理者は、毎年度終了後、キャンプ場の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長 に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

- **第9条** 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、キャンプ場の管理を通じて知り得た秘密(個人に関する情報を含む。)を 他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取 り消された後においても同様とする。 (利用期間及び利用時間)

第11条 キャンプ場の利用期間及び利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、 必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれらを変更することができる。

(利用の許可)

- **第12条** キャンプ場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付すことができる。 (利用許可の制限)
- 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、キャンプ場の利用を許可 しない。
  - (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) キャンプ場の管理上支障があるとき。
  - (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

- 第14条 指定管理者は、第12条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれ かに該当するときは、キャンプ場の利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消す ことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
  - (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - (3) 利用の許可条件に違反したとき。
  - (4) 公益上指定管理者が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の規定によって利用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。 (目的外利用等の禁止)
- 第15条 利用者は、キャンプ場を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しく は転貸してはならない。

(造作等の制限)

**第16条** 利用者は、キャンプ場を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、 あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

- 第17条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 利用者は、キャンプ場の利用を終了したとき、又は第14条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかにキャンプ場を原状に回復しなければならない。
- 3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を 指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

- 第18条 キャンプ場の利用料金は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、別表第2に 定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めることができる。
- 2 利用者は、前項の利用料金を、指定管理者が指定する日までに、納付しなければならない。
- 3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第19条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第 1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第20条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第21条 指定管理者、利用者及び入場者は、キャンプ場の施設又は設備若しくは備付物件を損傷し、 又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、 市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の竜洋海洋公園オートキャンプ場の設置、管理及び利用料に関する条例(平成16年竜洋町条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附** 則(平成19年7月6日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例(以下「新条例」という。)第4条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第 5条及び第7条の規定の例により行うことができる。

**附** 則 (平成21年12月16日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の1及び2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後 の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の 例による。

**附 則** (平成25年12月19日条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 第6条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第15条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第16条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第22条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表第1及び別表第2の規定、第24条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市・温田農村環境改善センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市・豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第31条の規定による改正後の磐田市・電洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第32条の規定による改正後の磐田市・電洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第33条の規定による改正後の磐田市・電洋海洋公園アニスコート場条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の

許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月3日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(後略) (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額 の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、 なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第9条の規定による改正後の磐田市新造形創造館条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市下ミューズ豊田条 
  市体育施設に関する条例別表第3の規定、第12条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条 
  例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表 
  第2の規定、第19条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表の規定、第22条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市 
  竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の磐田市 
  竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の磐田市 
  市産洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第40条の規定による改正後の磐田市諸の交流館条 
  例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日 
  前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1 (第11条関係)

717771 (702276)	74 1717			
施設	設備	利用期間	利用	時間
キャンプサイト	フリーサイト	  1月1日から12月	 宿泊	午後1時から翌日
	区画テントサイト	  31日まで		午前11時まで
	キャンピングカー		日帰り	午前11時15分から
	サイト			午後 4 時45分まで
コテージ	コテージ	1月1日から12月	宿泊	午後2時から翌日
トレーラーハウス	トレーラーハウス	    31日まで		午前11時まで
管理棟	管理棟	1月1日から12月	午前4時から午後1	1時まで

炊事棟	炊事棟	31日まで	
広場	広場		
ボートハウス	ボート	4月最終土曜日か	午前9時から午後5時まで(10月は午
		ら10月最終日曜日	前9時から午後4時まで)
		までの土曜日及び	
		日曜日	

#### 別表第2 (第18条関係)

#### 1 入場料金

区分	単位	一般	学生団体
高校生以上	1人1回	360円	240円
小・中学生		260円	130円

- (1) 小学生未満は無料とする。
- (2) 学生団体とは、教育又は訓練を目的に施設を利用する小学生から高校生までによる15人以上の団体をいう(以下同じ。)。

#### 2 宿泊利用料金

区分	単位	一般	学生団体	利用時間
持ち込みテント・	1張	3, 140円	1,570円	午後1時から翌日
フリーサイト	(テント・タープ)			午前11時まで。た
AC電源付区画テ	1 区画	5, 230円	2,610円	だし、連泊間の滞
ントサイト				在日は終日利用で
AC電源付キャン	1 区画	6,600円	3, 300円	きるものとする。
ピングカーサイト				
トレーラーハウス	  1 棟		13, 200円	午後2時から翌日
(定員4人)				午前11時まで。た
コテージ	1 棟	5人まで15,400円。	5人を超える場	だし、連泊間の滞
(定員8人)		合、小学生以上はご	1 人増すごとに	在日は終日利用で
		1, 100円を加算する	0	きるものとする。

#### 3 日帰り利用料金

区分	単位	一般	学生団体	利用時間

持ち込みテント・	1 張	1,100円	午前11時15分から
フリーサイト	(テント・タープ)		午後 4 時45分まで
AC電源付区画テ	1 区画	1,650円	
ントサイト			
AC電源付キャン	1 区画	1,650円	
ピングカーサイト			

## 4 その他利用料金

施設	設備	単位	利用料金
管理棟	温水シャワー	1回	100円
	ランドリー	1回	200円
	乾燥機	1回	200円
炊事棟	ガスコンロ	1回	100円
	ランドリー	1回	200円
	乾燥機	1回	200円

## 5 貸出料金

用品名	単位	利用料金
テント(4人用)	1張1回	3,300円
テント (6人用)	1張1回	3,850円
タープ	1張1回	1,650円
シュラフ (シーツ付)	1セット1回	1,100円
毛布	1枚1回	220円
マット	1枚1回	220円
テーブル・イスセット	1セット1回	1,100円
イス	1 脚 1 回	440円
ガスコンロ (2バーナー)	1 台 1 回	1,100円
バーベキューコンロ・鉄板セット	1セット1回	1,100円
ランタン (AC式・電池式)	1 台 1 回	550円
調理用クッキングセット	1セット1回	1,100円
自転車	1台1回	1,250円

釣り竿	1本1回		310円
ボート	1 隻	30分まで	520円
		1時間まで	940円
		2時間まで	1,460円
		4時間まで	2,300円
		7時間まで	3,560円

上記で定めるもの以外のものについては、市長が別に定める。

平成17年4月1日規則第144号

改正

平成19年7月6日規則第39号 平成21年12月16日規則第39号 平成24年3月23日規則第19号 平成28年3月24日規則第29号 令和3年9月15日規則第43号

磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例(平成17年磐田市条例第198号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

- 第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。
  - (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
  - (2) 事業計画書
  - (3) 収支計画書
  - (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
  - (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
  - (6) 法人等概要書
  - (7) 活動実績を証明する書類
  - (8) 誓約書
  - (9) 法人等の役員名簿
  - (10) 納税証明書
  - (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を 行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)により その結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者(指定・不指定)通知書(様式第3号)によりその旨を通知する。

(事業報告)

- 第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。
  - (1) 管理施設の利用状況
  - (2) 管理運営業務の実施状況
  - (3) 利用料金収入の実績
  - (4) 管理経費等の収支状況
  - (5) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者 指定取消(業務停止)命令書(様式第4号)による。

(利用許可の申請)

- 第7条 条例第12条第1項の規定により、磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場(以下「キャンプ場」という。)の利用許可を受けようとする者は、竜洋海洋公園オートキャンプ場利用許可申請書(以下「利用許可申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。
- 2 利用許可申請書の受付は、利用日の属する月前6月から利用日までの間とする。ただし、指定 管理者が必要があると認め、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 3 小学生から高校生までによる15人以上の団体が教育又は訓練を目的にキャンプ場の利用許可を 受けようとするときは、利用許可申請書に教育・訓練計画書を添付しなければならない。

(利用の許可)

- 第8条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用を許可したと きは、竜洋海洋公園オートキャンプ場利用許可書(以下「利用許可書」という。)を交付する。
- 2 利用許可は、利用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用の ため指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 利用許可書は、キャンプ場を利用する際、指定管理者に提示しなければならない。 (変更の許可申請)
- **第9条** キャンプ場の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用の変更を申請しよう

とするときは、利用許可書を添えて竜洋海洋公園オートキャンプ場利用変更許可申請書(以下「利用変更許可申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

(変更の許可)

第10条 指定管理者は、利用変更許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の変更を 許可したときは、磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場利用変更許可書を交付する。

(利用許可の取消願)

第11条 キャンプ場の利用者が、利用許可の取り消しを願い出ようとするときは、指定管理者に願い出なければならない。

(利用料金の承認申請等)

- 第12条 指定管理者は、条例第18条第1項に規定する利用料金を定めるときは、竜洋海洋公園オートキャンプ場利用料金承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、竜洋海洋公園オートキャンプ場利用料金承 認書(様式第6号)を指定管理者に交付する。
- 3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。
- 4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の申請)

- **第13条** 条例第19条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、 次に掲げるとおりとする。
  - (1) 市が公用のため利用するとき 免除
  - (2) その他市長が認めたとき 100パーセント以内の額
- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ竜洋海洋公園オートキャンプ場利 用料金減免申請書を利用許可申請書に添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の環付)

- **第14条** 条例第20条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、 次に掲げるとおりとする。
  - (1) 利用者の責めによらない理由でキャンプ場の利用ができなくなったとき 全額
  - (2) 利用者が利用日の前8日までに利用の許可の取り消しを願い出たとき 100パーセントの 額

- (3) 利用者が利用日の前7日から前日までに利用の許可の取り消しを願い出たとき 50パーセントの額
- (4) その他市長が必要と認めたとき 100パーセント以内の額 (利用者の遵守事項)
- 第15条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 施設、備品等を損傷し、又は汚損しないこと。
  - (2) 動植物を採捕し、又は傷付けないこと。
  - (3) 土石を採取し、又は土地の形状を変更しないこと。
  - (4) 許可を受けずに所定の場所以外に立ち入らないこと。
  - (5) 指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
  - (6) 指定の場所以外で野営し、又は火気を使用しないこと。
  - (7) 指定の場所以外にごみその他汚物を捨て、又は放置しないこと。
  - (8) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
  - (9) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
  - (10) 公の秩序、衛生、風紀等の保持の障害となる行為をしないこと。
  - (11) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入場の制限)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、指定管理者は入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。
  - (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品、 動物の類を携行するおそれがあると認められる者
  - (2) その他管理上必要な指定管理者の指示に従わない者

(利用後の点検)

**第17条** 利用者は、その利用を終わったとき(利用許可の取り消しを受けたときを含む。)は、直ちに設備その他を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

(損傷又は亡失の届出)

第18条 指定管理者及び利用者は、キャンプ場の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、 又は亡失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(職員等の入場)

第19条 利用者は、職員及び指定管理者が職務のため入場することを拒むことができない。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の竜洋海洋公園オートキャンプ場の設置、管理及び利用料に関する条例施行規則(平成17年竜洋町規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附** 則(平成19年7月6日規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例(平成19年磐田市条例第41号) 附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日前においても、改 正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例施行規則第2条から第4条までの規定の例によ り行うことができる。

附 則 (平成21年12月16日規則第39号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月23日規則第19号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

**附** 則 (平成28年3月24日規則第29号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

附 則(令和3年9月15日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、 使用することができる。

#### 様式第1号(第2条関係) 様式第1号(第2条関係)

### 指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地 法人等の名称 代表者氏名 連絡先(電話)

磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

#### (添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民 票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

様式第2号	(第3条関係)
様式第2号	(第3条関係)

様

磐田市長即

#### 指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場 の指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 候補者選定結果
  - □ 指定管理者候補者として選定します。
  - □ 指定管理者候補者として選定しません。
- 3 選定しない理由

様式第3	号	(第	$4 \stackrel{?}{=}$	条月	對係	系)
様式第3	号(	第4	条	関	係	

様

磐田市長

#### 指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場 の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 決定結果
  - 口指定管理者に指定します。
  - □指定管理者に指定しません。
- 3 指定しない理由

様式第4	号	(第6	3条	関係)
样式第4	다.	(第63	田田	(5)

団体名

代表者名 様

磐田市長

#### 指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定 取消し(業務停止)を命じます。

	全部·一部( 業務停止期間	全部·一部( 業務停止期間			業務)	
区分	年	月	日から			
	年	月	日まで	月間		
理由						

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

#### 様式第5号 (第12条関係) 様式第5号 (第12条関係)

#### 竜洋海洋公園オートキャンプ場利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地 法人等の名称 代表者氏名 連絡先(電話)

磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場の利用料金について、下記のとおり承認を受けた いので申請します。

記

- 1 利用料金申請理由
- 2 実施予定年月日
- 3 利用料金

様式第6号(第12条関係) 様式第6号(第12条関係)

第 号年 月 日

様

磐田市長即

#### 竜洋海洋公園オートキャンプ場利用料金承認書

年 月 日付けで申請のあった磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場の利 用料金について、下記のとおり承認します。

記

- 1 実施年月日
- 2 利用料金については、 年 月 日付け申請書のとおりとする。

平成17年4月1日条例第199号

改正

平成19年7月6日条例第42号 平成25年12月19日条例第40号 令和元年7月3日条例第4号

磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例

(設置)

第1条 磐田市は、市民の健康増進、福祉の向上、交流及び地域の振興を図るため、レストハウス を設置する。

(名称及び位置)

第2条 レストハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
磐田市竜洋海洋公園レストハウス	磐田市駒場6866番地10

(施設)

- **第3条** 磐田市竜洋海洋公園レストハウス(以下「レストハウス」という。)の施設は、次に掲げるものとする。
  - (1) レストラン
  - (2) 浴場
  - (3) バーベキューテラス
  - (4) 貸切休憩室
  - (5) なぎさ広場四阿

(指定管理者による管理)

**第4条** レストハウスの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

- 第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 事業計画が、レストハウスの設置目的に照らして適切なものであること。
  - (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。

- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) レストハウスの設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

- **第6条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務 に係る業務については、これを除く。
  - (1) 第3条の施設(第1号を除く。以下「特定施設」という。)の利用許可に関する業務
  - (2) レストハウスの施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (3) その他レストハウスの管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

- **第7条** 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、 公募するものとする。
- 2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。 (事業報告書の提出義務)
- 第8条 指定管理者は、毎年度終了後、レストハウスの管理業務に関する事業報告書を作成し、市 長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

- **第9条** 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、レストハウスの管理を通じて知り得た秘密(個人に関する情報を含む。) を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は 取り消された後においても同様とする。

(利用期間及び利用時間)

第11条 レストハウスの利用期間及び利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれらを変更することができる。

(利用の許可)

- 第12条 特定施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付すことができる。 (利用許可の制限)
- 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、特定施設の利用を許可しない。
  - (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) 特定施設の管理上支障があるとき。
  - (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

- 第14条 指定管理者は、第12条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、特定施設の利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
  - (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - (3) 利用の許可条件に違反したとき。
  - (4) 公益上指定管理者が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の規定によって利用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。 (目的外利用等の禁止)
- 第15条 利用者は、特定施設を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは 転貸してはならない。

(造作等の制限)

**第16条** 利用者は、特定施設を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、 あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 利用者は、特定施設の利用を終了したとき、又は第14条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかに特定施設を原状に回復しなければならない。
- 3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を 指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

- 第18条 特定施設の利用料金は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、別表第2に定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めることができる。
- 2 利用者は、前項の利用料金を、指定管理者が指定する日までに、納付しなければならない。
- 3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第19条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第 1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第20条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第21条 指定管理者、利用者及び入場者は、レストハウスの施設又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の竜洋海洋公園レストハウスの設置、管理及び利用料に関する条例(平成16年竜洋町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附** 則(平成19年7月6日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例(以下「新条例」という。)第4条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第5条 及び第7条の規定の例により行うことができる。

**附 則** (平成25年12月19日条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 第6条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第15条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第16条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第22条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表第1及び別表第2の規定、第24条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第31条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第32条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第33条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月3日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額 の計算について適用し、施行目前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、 なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第9 条の規定による改正後の磐田市新造形創造館条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田 市体育施設に関する条例別表第3の規定、第12条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条

例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第19条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表の規定、第22条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第28条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第40条の規定による改正後の磐田市渚の交流館条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

**別表第1** (第11条関係)

施設	利用期間	利用時間
レストハウス	レストラン、浴場及び貸	午前10時から午後9時まで
	切休憩室については、1月	
レストラン	1日から12月31日まで。た	午前11時から午後9時まで
浴場	 だし、木曜日(4月29日か	午前10時から午後9時まで
バーベキューテラ	ら5月5日まで、7月21日	午前11時30分から午後2時30分まで
ス	から8月31日まで及び12月	午後4時30分から午後7時30分まで
貸切休憩室	29日から1月3日までを除	午前8時30分から午後8時30分まで
なぎさ広場四阿	く。)は除く。	午前11時15分から午後4時45分まで
	バーベキューテラス及び	
	なぎさ広場四阿について	
	は、4月1日から11月30日	
	まで。ただし、木曜日(4	
	月29日から5月5日まで及	
	び7月21日から8月31日ま	
	でを除く。)は除く。	

別表第2 (第18条関係)

#### 1 浴場施設利用料金

区分	1回	回数券(10回分)
高校生以上	360円	3, 300円

小・中学生	150円	1,320円

小学生未満は無料とする。

### 2 バーベキューテラス入場料

区分	1回
高校生以上	330円
小・中学生	220円

小学生未満は無料とする。

## 3 貸切休憩室利用料金(1室当たり)

利用時間	午前 8 時30	午前 9 時30	午後 1 時30	午後 2 時30	午後 3 時30	午後 7 時30
	分から午前	分から午後	分から午後	分から午後	分から午後	分から午後
	9時30分ま	1時30分ま	2 時30分ま	3時30分ま	7 時30分ま	8時30分ま
	で	で	で	で	で	で
利用金額	550円	1,760円	550円	550円	1,760円	550円

### 4 なぎさ広場四阿利用料金

1サイト	1,650円

### 5 なぎさ広場四阿入場料

区分	1回
高校生以上	330円
小・中学生	220円

なぎさ広場四阿を利用するときは、なぎさ広場四阿利用料金に、利用人数に応じた入場料を加 算する。ただし、小学生未満は無料とする。 改正

平成19年7月6日規則第40号 平成24年3月23日規則第19号 平成28年3月24日規則第29号 令和3年9月15日規則第43号

磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例(平成17年磐田市条例第199号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

- 第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。
  - (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
  - (2) 事業計画書
  - (3) 収支計画書
  - (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
  - (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
  - (6) 法人等概要書
  - (7) 活動実績を証明する書類
  - (8) 誓約書
  - (9) 法人等の役員名簿
  - (10) 納税証明書
  - (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を 行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)により その結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったとき

は、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者(指定・不指定)通知書(様式第3号)に よりその旨を通知する。

(事業報告)

- 第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。
  - (1) 管理施設の利用状況
  - (2) 管理運営業務の実施状況
  - (3) 利用料金収入の実績
  - (4) 管理経費等の収支状況
  - (5) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者 指定取消(業務停止)命令書(様式第4号)による。

(利用許可の申請)

- 第7条 条例第12条第1項の規定により、条例第3条の施設(第1号を除く。以下「特定施設」という。)の利用許可を受けようとする者は、竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用許可申請書 (以下「利用許可申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、浴場の利用については、入浴券の交付をもって利用許可に代えることができる。
- 2 前項の規定による申請は、利用時間の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- 3 利用許可申請書の受付は、利用日の属する月前6月から利用日までの間とする。ただし、指定 管理者が必要があると認め、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用の許可)

- 第8条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用を許可したときは、竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用許可書(以下「利用許可書」という。)を交付する。
- 2 利用許可は、利用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用の ため指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 利用許可書は、特定施設を利用する際、指定管理者に提示しなければならない。 (変更の許可申請)
- 第9条 特定施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用の変更を申請しようと

するときは、利用許可書を添えて竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用変更許可申請書(以下 「利用変更許可申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

(変更の許可)

第10条 指定管理者は、利用変更許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の変更を 許可したときは、竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用変更許可書を交付する。

(利用許可の取消願)

第11条 特定施設の利用者が、利用許可の取り消しを願い出ようとするときは、指定管理者に願い 出なければならない。

(利用料金の承認申請等)

- 第12条 指定管理者は、条例第18条第1項に規定する利用料金を定めるときは、竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用料金承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用料 金承認書(様式第6号)を指定管理者に交付する。
- 3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。
- 4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の申請)

- **第13条** 条例第19条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、 次に掲げるとおりとする。
  - (1) 市が公用のために利用するとき 免除
  - (2) その他市長が認めたとき 100パーセント以内の額
- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用料金減免申請書を利用許可申請書に添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

- **第14条** 条例第20条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、 次に掲げるとおりとする。
  - (1) 利用者の責めによらない理由で特定施設の利用ができなくなったとき 全額
  - (2) 利用者が利用日の前2日までに利用の許可の取消しを願い出たとき 全額
  - (3) 利用者が利用日の前日又は当日に利用の許可の取消しを願い出たとき 50パーセントの額

- (4) その他市長が必要があると認めたとき 100パーセント以内の額 (利用者等の遵守事項)
- 第15条 利用者又は入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 施設、設備等を損傷し、又は汚損しないこと。
  - (2) 許可を受けずに所定の場所以外に立ち入らないこと。
  - (3) 指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
  - (4) 指定の場所以外で野営、飲食、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
  - (5) 指定の場所以外にごみその他汚物を捨て、又は放置しないこと。
  - (6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
  - (7) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
  - (8) 公の秩序、衛生、風紀等の保持の障害となる行為をしないこと。
  - (9) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入場の制限)

- **第16条** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、指定管理者は、入場を拒絶し、又は退去を 命ずることができる。
  - (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品や 動物の類を携行するおそれがあると認められる者
  - (2) その他管理上必要な指定管理者の指示に従わない者

(利用後の点検)

**第17条** 利用者は、その利用を終わったとき(利用許可の取り消しを受けたときを含む。)は、直 ちに設備その他を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

(損傷又は亡失の届出)

第18条 指定管理者並びに利用者及び入館者は、レストハウスの建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員等の入場)

第19条 利用者は、職員及び指定管理者が職務のため入場することを拒むことができない。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の竜洋海洋公園レストハウスの設置、管理及び利用料に関する条例施行規則(平成17年竜洋町規則第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**(平成19年7月6日規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例の一部を改正する条例(平成19年磐田市条例第42号)附 則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日前においても、改正 後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例施行規則第2条から第4条までの規定の例により行う ことができる。

**附** 則 (平成24年3月23日規則第19号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則** (平成28年3月24日規則第29号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

**附 則** (令和3年9月15日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、 使用することができる。

### **様式第1号**(第2条関係) 様式第1号(第2条関係)

## 指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地 法人等の名称 代表者氏名 連絡先(電話)

磐田市竜洋海洋公園レストハウスの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

### (添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民 票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

様式第2	号	(第	3 弅	製	[係)
様式第2	号	(第3	条	期任	系)

第 号年 月 日

様

磐田市長即

### 指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市竜洋海洋公園レストハウスの指 定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 候補者選定結果
  - □ 指定管理者候補者として選定します。
  - □ 指定管理者候補者として選定しません。
- 3 選定しない理由

様式第3	号	(第	4 3	条月	對係	系)
様式第3	号	(第4	条	関	係	)

 第
 号

 年
 月

 日

様

磐田市長即

## 指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市竜洋海洋公園レストハウスの指 定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 決定結果
  - □指定管理者に指定します。
  - □指定管理者に指定しません。
- 3 指定しない理由

様式第4	号	(第	6	条	関係	系)
様式第4	品。	(筆6	冬	田	15	1

第 号年 月 日

団体名

代表者名 様

磐田市長

## 指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消 し(業務停止)を命じます。

			業務)	
業務停止期間				
年	月	目から		
年	月	日まで	月間	
	業務停止期間 年	36 1220	業務停止期間 年 月 日から	業務停止期間 年 月 日から

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

## 様式第5号 (第12条関係) 様式第5号 (第12条関係)

# 竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地 法人等の名称 代表者氏名 連絡先(電話)

磐田市竜洋海洋公園レストハウスの利用料金について、下記のとおり承認を受けたいの で申請します。

記

- 1 利用料金申請理由
- 2 実施予定年月日
- 3 利用料金

様式第6号(第12条関係) 様式第6号(第12条関係)

第 号年 月 日

様

磐田市長

竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用料金承認書

年 月 日付けで申請のあった磐田市竜洋海洋公園レストハウスの利用料 金について、下記のとおり承認します。

記

- 1 実施年月日
- 2 利用料金については、 年 月 日付け申請書のとおりとする。

平成17年4月1日条例第197号

改正

平成18年10月13日条例第39号 平成19年7月6日条例第40号 平成20年12月17日条例第44号 平成25年12月19日条例第40号 平成31年3月18日条例第7号 令和元年7月3日条例第4号

磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例

(設置)

第1条 磐田市は、昆虫に関する自然科学資料の収集、展示等を行うことにより、自然観察及び環境教育を通じ、市民の教養文化を高め、併せて地域の振興を図るため、昆虫公園を設置する。 (名称及び位置)

第2条 昆虫公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
磐田市竜洋昆虫自然観察公園	磐田市大中瀬320番地 1

(事業)

- 第3条 磐田市竜洋昆虫自然観察公園(以下「昆虫公園」という。)は、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 昆虫の飼育、展示及び調査研究に関すること。
  - (2) 昆虫についての知識の普及に関すること。
  - (3) 昆虫に関する展覧会、研究会等の開催及び普及に関すること。
  - (4) 昆虫の生態を通じての環境教育に関すること。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

**第4条** 昆虫公園の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」 という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、昆虫公園の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 昆虫公園の設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

- **第6条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務 に係る業務については、これを除く。
  - (1) 第3条に掲げる事業の実施に関する業務
  - (2) 昆虫公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (3) その他昆虫公園の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

- **第7条** 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、 公募するものとする。
- 2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。 (事業報告書の提出義務)
- 第8条 指定管理者は、毎年度終了後、昆虫公園の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に 提出しなければならない。

(指定の取消し等)

- **第9条** 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、昆虫公園の管理を通じて知り得た秘密(個人に関する情報を含む。)を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(開園時間)

第11条 昆虫公園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休園日)

- 第12条 昆虫公園の休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めると きは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休園することができる。
  - (1) 木曜日(7月21日から8月31日までの日を除く。)。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日
  - (2) 12月28日から翌年1月3日までの日

(原状回復の義務)

- 第13条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者か ら徴収することができる。

(利用料金)

- 第14条 昆虫公園の利用料金は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者は、別表に定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めることができる。
- 2 入園しようとする者は、前項の利用料金を、指定管理者が指定する日までに、納付しなければ ならない。
- 3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。 (利用料金の減額又は免除)
- 第15条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第 1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第16条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第17条 指定管理者及び入園者は、昆虫公園の施設又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失

したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がや むを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の竜洋町昆虫自然観察公園の設置、管理及び利用料に関する条例(平成16年竜洋町条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則** (平成18年10月13日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年7月6日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例(以下「新条例」という。)第4条の規定による指 定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第5条及び 第7条の規定の例により行うことができる。

**附** 則(平成20年12月17日条例第44号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年12月19日条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

11 第30条の規定による改正後の磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例別表の規定は、施行日以後に入園しようとする者に係る利用料金について適用し、施行日前に入園しようとする者に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月18日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月3日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額 の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、 なお従前の例による。
- 12 第27条の規定による改正後の磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例別表の規定は、施行日以後の入園に係る利用料金について適用し、施行日前の入園に係る利用料金については、なお従前の例による。

#### 別表 (第14条関係)

777 (767 1767)				
区分	個人(1人1回)	団体(1人1回)	回数券(10回分)	定期利用券(1人 1年間)
高校生以上	330円	220円	2,540円	1,320円
小·中学生	110円	50円	500円	500円

- (1) 小学生未満は、無料とする。
- (2) 団体とは、小学生以上の者が20人以上の場合とする。

平成17年4月1日規則第143号

改正

平成18年10月13日規則第42号 平成19年7月6日規則第38号 平成24年3月23日規則第19号 平成28年3月24日規則第29号 令和3年9月15日規則第43号

磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例(平成17年磐田市条例第197号。以下「条例」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

- 第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。
  - (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
  - (2) 事業計画書
  - (3) 収支計画書
  - (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
  - (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
  - (6) 法人等概要書
  - (7) 活動実績を証明する書類
  - (8) 誓約書
  - (9) 法人等の役員名簿
  - (10) 納税証明書
  - (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を 行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)により その結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者(指定・不指定)通知書(様式第3号)によりその旨を通知する。

(事業報告)

- 第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。
  - (1) 管理施設の利用状況
  - (2) 管理運営業務の実施状況
  - (3) 利用料金収入の実績
  - (4) 管理経費等の収支状況
  - (5) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者 指定取消(業務停止)命令書(様式第4号)による。

(入園の手続)

第7条 磐田市竜洋昆虫自然観察公園(以下「昆虫公園」という。)に入園しようとする者は、入園の際、入園券の交付を受けなければならない。

(利用料金の承認申請等)

- 第8条 指定管理者は、条例第14条第1項に規定する利用料金を定めるときは、竜洋昆虫自然観察 公園利用料金承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、竜洋昆虫自然観察公園利用料金承認書(様 式第6号)を指定管理者に交付する。
- 3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。
- 4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の申請)

- **第9条** 条例第15条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、 次に掲げるとおりとする。
  - (1) 市が公用のため利用するとき 免除

- (2) その他市長が認めたとき 100パーセント以内の額
- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ竜洋昆虫自然観察公園利用料金減 免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

- **第10条** 条例第16条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、 次に掲げるとおりとする。
  - (1) 利用者の責めによらない理由で昆虫公園の利用ができなくなったとき 全額
  - (2) その他市長が必要と認めたとき 100パーセント以内の額

(入園者の遵守事項)

- 第11条 入園者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 施設、設備、展示品等を損傷し、採取し、又は持ち出さないこと。
  - (2) 許可を受けずに所定の場所以外に立ち入らないこと。
  - (3) 指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
  - (4) 指定の場所以外で喫煙又は火気を使用しないこと。
  - (5) 指定の場所以外にごみその他汚物を捨て、又は放置しないこと。
  - (6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
  - (7) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
  - (8) 動植物を採捕し、又は傷付けないこと。
  - (9) 植物、昆虫、動物類を持ち込まないこと。
  - (10) 公の秩序、衛生、風紀等の保持の障害となる行為をしないこと。
  - (11) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入園の制限)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、指定管理者は、入園を拒絶し、又は退去を 命ずることができる。
  - (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品や動物の類を携帯するおそれがあると認められる者
  - (2) その他管理上必要な指定管理者の指示に従わない者

(損傷又は亡失の届出)

第13条 指定管理者及び入園者は、昆虫公園の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の竜洋町昆虫自然観察公園の設置、管理及び利用料に関する条例施行規則(平成17年竜洋町規則第5号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**(平成18年10月13日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成19年7月6日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例の一部を改正する条例(平成19年磐田市条例第40号)附則第 2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日前においても、改正後の 磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例施行規則第2条から第4条までの規定の例により行うことがで きる。

附 則 (平成24年3月23日規則第19号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

**附** 則 (平成28年3月24日規則第29号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

附 則 (令和3年9月15日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、 使用することができる。

### 様式第1号(第2条関係) 様式第1号(第2条関係)

### 指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地 法人等の名称 代表者氏名 連絡先(電話)

磐田市竜洋昆虫自然観察公園の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

### (添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票 の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

様式第2号	(第3条関係)
様式第2号	(第3条関係)

第 号年 月 日

様

磐田市長

## 指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市竜洋昆虫自然観察公園の指定管 理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

ic

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 候補者選定結果
  - □ 指定管理者候補者として選定します。
  - □ 指定管理者候補者として選定しません。
- 3 選定しない理由

様式第3号	(第4条関係)
様式第3号	(第4条関係)

第 号年 月 日

様

磐田市長

## 指定管理者(指定·不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市竜洋昆虫自然観察公園の指定管 理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 決定結果
  - □指定管理者に指定します。
  - □指定管理者に指定しません。
- 3 指定しない理由

### 様式第4号(第6条関係) 様式第4号(第6条関係)

第 号 年 月 日

団体名

代表者名様

磐田市長

## 指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し (業務停止)を命じます。

	全部・一部(			業務)	
区分	業務停止期間				
四刀	年	月	日から		
	年	月	日まで	月間	
tı .					
440					

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

## 様式第5号(第8条関係) 様式第5号(第8条関係)

# 竜洋昆虫自然観察公園利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地 法人等の名称 代表者氏名 連絡先(電話)

磐田市竜洋昆虫自然観察公園の利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申 請します。

記

- 1 利用料金申請理由
- 2 実施予定年月日
- 3 利用料金

様式第6号 (第8条関係) 様式第6号 (第8条関係)

第 号年 月 日

様

磐田市長

## 竜洋昆虫自然観察公園利用料金承認書

年 月 日付けで申請のあった磐田市竜洋昆虫自然観察公園の利用料金に ついて、下記のとおり承認します。

記

- 1 実施年月日
- 2 利用料金については、 年 月 日付け申請書のとおりとする。

#### 改正

平成18年3月29日条例第22号 平成19年3月27日条例第9号 平成19年7月6日条例第24号 平成23年3月24日条例第15号 平成24年12月25日条例第38号 平成25年3月22日条例第18号 平成25年12月19日条例第40号 平成26年12月22日条例第39号 平成27年7月7日条例第32号 平成27年7月7日条例第54号 平成29年12月19日条例第58号 平成31年3月18日条例第5号 令和元年7月3日条例第4号 令和4年7月7日条例第18号

磐田市体育施設に関する条例

(設置)

(事業)

- 第1条 磐田市は、生涯スポーツの振興及び心身の健全な発達を図るため、体育施設を設置する。 (名称及び位置)
- 第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。
- 第3条 体育施設は、次に掲げる事業を行う。
  - (1) スポーツの普及及び振興に関すること。
  - (2) スポーツに関する情報提供に関すること。
  - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 別表第1に掲げる体育施設の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以

下「指定管理者」という。) にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

- 第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 事業計画が、体育施設の設置目的に照らして適切なものであること。
  - (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
  - (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
  - (4) 体育施設の設置目的に従い、使用者の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

- **第6条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務 に係る業務については、これを除く。
  - (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
  - (2) 体育施設の利用許可に関する業務
  - (3) 体育施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (4) その他体育施設の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

- **第7条** 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、 公募するものとする。
- 2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。 (事業報告書の提出義務)
- 第8条 指定管理者は、毎年度終了後、体育施設の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に 提出しなければならない。

(指定の取消し等)

- **第9条** 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、体育施設の管理を通じて知り得た秘密(個人に関する情報を含む。)を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(開場時間等)

第11条 体育施設の開場時間及び休場日は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者が特に 必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休場日を 定めることができる。

(入場の制限)

- 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の入場を拒絶し、 又は退去を命ずることができる。
  - (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品、 動物の類を携行するおそれがあると認められるとき。
  - (2) その他管理上支障があると認められるとき。

(利用等の許可)

- 第13条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付すことができる。 (利用許可の制限)
- 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の利用を許可しない。
  - (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) 体育施設の管理上支障があるとき。
  - (3) 磐田市暴力団排除条例(平成24年磐田市条例第37号)第2条第1号に規定する暴力団及び 同条第3号に規定する暴力団員等による利用であると認めるとき。
  - (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

- 第15条 指定管理者は、第13条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれ かに該当するときは、体育施設の利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこ とができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。

- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 公益上指定管理者が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の規定によって、利用者に損害を生じても、市及び指定管理者はその責めを負わない。 (目的外利用等の禁止)
- 第16条 利用者は、体育施設を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは 転貸してはならない。

(造作等の制限)

**第17条** 利用者は、体育施設を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、 あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

- 第18条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 利用者は、体育施設の利用を終了したとき、又は第15条第1項の規定により利用の許可を取り 消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかに体育施設を原状に回復しなければならない。
- 3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を 指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

- 第19条 体育施設の利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 利用料金の額は、別表第3に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指 定管理者が定めることができる。
- 3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 (利用料金の減額又は免除)
- 第20条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第 1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の環付)

第21条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定め

る場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第22条 指定管理者、利用者及び入場者は、体育施設の施設又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の磐田市社会体育施設等に関する条例(昭和57年磐田市条例第2号)、福田町社会体育施設等に関する条例(昭和63年福田町条例第20号)、福田町屋内スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(平成7年福田町条例第24号)、福田町はまぼう公園の設置及び管理に関する条例(平成13年福田町条例第2号)、竜洋海洋センター条例(昭和58年竜洋町条例第12号)、竜洋体育センターの設置及び管理に関する条例(昭和53年竜洋町条例第20号)、竜洋町都市公園条例(昭和60年竜洋町条例第13号)若しくは豊田町運動公園等使用条例(昭和49年豊田町条例第10号)又は解散前の磐南行政組合磐南温水プール条例(平成10年磐南行政組合条例第11号)(以下これらを「合併前等の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前等の条 例の例による。

**附** 則(平成18年3月29日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(磐田市都市公園条例の一部改正)

3 磐田市都市公園条例(平成17年磐田市条例第195号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附** 則(平成19年3月27日条例第9号)

この条例は、平成19年8月1日から施行する。

**附** 則(平成19年7月6日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の磐田市体育施設に関する条例(以下「新条例」という。)第4条の規定による指定及 びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前におい ても、新条例第5条及び第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市体育施設に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により市 長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行 為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新 条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

**附** 則(平成23年3月24日条例第15号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

**附** 則(平成24年12月25日条例第38号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附** 則(平成25年3月22日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の磐田市体育施設に関する条例(以下「新条例」という。) 附則第4項及び第5項の規 定により市長が体育施設の管理をする場合において、この条例の施行の日前に改正前の磐田市体 育施設に関する条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為は、新条例附則第4項及び 第5項の規定により市長がした許可その他の行為とみなす。

**附 則** (平成25年12月19日条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 第6条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第15条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第16条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第22条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表第1及び別表第2の規定、第24条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第31条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第32条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第33条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

**附** 則(平成26年12月22日条例第39号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年7月7日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(磐田市体育施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による改正前の磐田市体育施設に関する条例(以下「旧体育施設条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該使用に係る使用料については、旧体育施設条例の規定による利用料金を適用する。

**附** 則(平成27年12月21日条例第54号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の磐田市体育施設に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

(磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例の廃止)

- 3 磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例(平成17年磐田市条例第200号)は、廃止する。 (磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例(以下「旧テニスコート場条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の磐田市体育施設に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該利用に係る利用料金については、旧テニスコート場条例の規定による利用料金を適用する。

(磐田市都市公園条例の一部改正)

5 磐田市都市公園条例(平成17年磐田市条例第195号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成29年12月19日条例第28号)

改正

令和4年7月7日条例第18号

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月18日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月3日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額 の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、 なお従前の例による。 5 第4条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第9条の規定による改正後の磐田市新造形創造館条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市下ミューズ豊田条 
市体育施設に関する条例別表第3の規定、第12条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条 
例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表 
第2の規定、第19条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表の規定、第22条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市 
竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第28条の規定による改正後の磐田市 
竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の磐田市 
市産洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第40条の規定による改正後の磐田市 
市産洋海 
洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第40条の規定による改正後の磐田市渚の交流館条 
例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日 
前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

**附** 則 (令和 2 年12月18日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の磐田市体育施設に関する条例別表第3の5磐田温水プールの 規定及び同表の6福田屋内スポーツセンターの規定により行われているプリペイドカード式回数 利用券の利用に関しては、同表の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(令和4年7月7日条例第18号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

(2)	
名称	位置
磐田市総合体育館	磐田市見付4075番地1
磐田市陸上競技場	磐田市見付4075番地1
磐田弓道場	磐田市見付4075番地1
磐田かぶと塚公園グラウンド	磐田市見付4075番地1
磐田卓球場	磐田市見付4075番地1
磐田アーチェリー場	磐田市見付4075番地1
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場	磐田市大久保892番地36

磐田安久路公園多目的グラウンド	磐田市安久路2丁目10番地4
磐田城山球場	磐田市見付190番地
磐田兎山公園野球場	磐田市鎌田2262番地
磐田東大久保運動公園テニスコート	磐田市見付809番地 2
磐田東大久保運動公園グラウンド	磐田市見付809番地 2
磐田天竜川グラウンド	磐田市寺谷地先
磐田稗原グラウンド	磐田市稗原地先
磐田温水プール	磐田市刑部島274番地3
磐田相撲場	磐田市国府台19番地
福田屋内スポーツセンター	磐田市南島393番地1
福田南島体育館	磐田市南島387番地
福田公園野球場	磐田市福田中島3756番地43
福田公園テニスコート	磐田市福田中島3756番地43
福田公園多目的グラウンド	磐田市福田中島3756番地43
はまぼう公園グラウンド	磐田市福田3000番地
竜洋海洋センター体育館	磐田市駒場6866番地27
竜洋海洋センタープール	磐田市駒場6866番地27
竜洋海洋公園野球場	磐田市駒場6866番地 5
竜洋スポーツ公園サッカー場	磐田市南平松8番地
竜洋海洋公園テニスコート	磐田市駒場6866番地 5
竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド	磐田市豊岡地先
豊田加茂グラウンド	磐田市加茂618番地
豊田野球場	磐田市一言1062番地1
豊田加茂テニスコート	磐田市加茂611番地1
豊田ラブリバー公園テニスコート	磐田市下本郷1005番地1
豊田天竜川グラウンド	磐田市池田地先
豊岡天竜川グラウンド	磐田市松之木島地先

# 別表第2 (第11条関係)

区分	利用時間	休場日

磐田市総合体育館	午前8時30分から午後9時30分	毎月第2火曜日及び第4火曜
磐田城山球場	まで	日。ただし、国民の祝日に関す
磐田弓道場		る法律(昭和23年法律第178号)
磐田卓球場		に規定する休日に当たるとき
磐田アーチェリー場		は、その翌日とする。
磐田市陸上競技場	午前8時30分から午後5時まで	12月29日から翌年1月3日まで
磐田兎山公園野球場		
 福田屋内スポーツセンター	午前8時30分から午後9時30分	金曜日
	まで。ただし、プールは午前9	12月29日から翌年1月3日まで
	時から午後9時までとする。	
竜洋海洋センタープール	午前9時から午後9時まで。た	9月1日から翌年6月30日まで
	だし、屋外プールは午前9時か	
	ら午後5時までとする。	
 磐田安久路公園多目的グラウン	午前8時30分から午後5時まで	月曜日。ただし、国民の祝日に
F		関する法律に規定する休日に当
磐田稗原グラウンド		たるときは、その翌日以降の最
磐田温水プール	午前8時30分から午後9時30分	初の休日でない日とする。
	まで。ただし、プールは午前9	12月29日から翌年1月3日まで
	時から午後9時までとする。	
と 磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	午前8時30分から午後9時30分	
球技場	まで	
竜洋スポーツ公園サッカー場		
竜洋海洋センター体育館		
竜洋海洋公園野球場		
竜洋海洋公園テニスコート		
と 磐田東大久保運動公園テニスコ		12月29日から翌年1月3日まで
<u>-</u> }		
豊田加茂テニスコート		
豊田ラブリバー公園テニスコー		

F	
福田南島体育館	
磐田かぶと塚公園グラウンド	午前8時30分から午後5時まで
 磐田東大久保運動公園グラウン	
K	
磐田天竜川グラウンド	
はまぼう公園グラウンド	
ー 電洋天竜川西堀河川敷公園グラ	
ウンド	
豊岡天竜川グラウンド	
磐田相撲場	
福田公園テニスコート	午前6時30分から午後9時30分
福田公園多目的グラウンド	まで
福田公園野球場	午前6時30分から午後6時30分
	まで
豊田加茂グラウンド	午前5時から午後7時まで
豊田野球場	
豊田天竜川グラウンド	

# 別表第3 (第19条関係)

# 1 磐田市総合体育館

# (ア) 施設利用料金

() / %=			
区分	午前8時30分か	午後1時から午	午後6時から午
	ら正午まで	後5時まで	後 9 時30分まで
大体育場	円	円	円
	6, 930	7,920	6, 930
小体育場	1,650	1,890	1,650
武道場	2, 310	2,640	2, 310
大会議室	1,000	1, 140	1,000
小会議室	770	880	770

大体育場の3分の2面、2分の1面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれこの表に定める利用料金の3分の2、2分の1又は3分の1に相当する額

武道場の2分の1面を利用する場合は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する額

### 備考

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

#### (イ) 照明設備利用料金

区分	金額
大体育場	1 時間当たり 1,740円
小体育場	1 時間当たり 200円
武道場	1 時間当たり 260円

大体育場の3分の2面、2分の1面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれこの表に定める利用料金の3分の2、2分の1又は3分の1に相当する額

武道場の2分の1面を利用する場合は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する額

#### 備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

#### (ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額	備考
電光得点表示板	  1回	1,320円	
バスケットボール用具	1組	550円	移動式ゴール

		1	
バスケットボール用具	1組	220円	壁掛け式ゴール
バレーボール用具	1組	220円	支柱、ネット
フットサル用具	1組	220円	ゴール、ネット
バドミントン用具	1組	110円	支柱、ネット
卓球台	1台	110円	支柱、ネット
庭球用具	1組	110円	支柱、ネット
インディアカ用具	1組	110円	支柱、ネット
バウンドテニス用具	一式	110円	
トランポリン	1台	330円	
柔道畳	1 畳	20円	
体操全種目用具	一式	2,200円	
体操器具(ゆか)	1種目	550円	
その他体操用具	1種目	330円	
放送用具	一式	550円	
マイク(追加のみ)	1本	220円	
組立ステージ	一式	1, 100円	
シート	1枚	50円	
更衣ロッカー	1回	50円	
上記以外の体操器具	1種目	50円	

# (エ) 個人利用

	<del>_</del>	
区分		金額
一般	1人1回	300円
	回数券(12枚つづり)	3,080円
高等学校生徒以下	1人1回	150円
	回数券(12枚つづり)	1,530円

# 2 磐田市陸上競技場

# (ア) 施設利用料金

区分	午前8時30分から正午	午後1時から午後5時
1 - 5 - 5	まで	まで

全部利用	円	円
	7, 700	8,800
一部利用	6, 160	7, 040

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 午後5時以後利用する場合は、午後1時から午後5時までの利用時間区分の利用料金の1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)に相当する額を基準として計算する。
- 6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

### (イ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額	備考
放送設備	一式	550円	
陸上競技用具	一式	3, 300円	
スターティングブロック	1台	20円	
ハードル	1台	20円	
やり	1本	50円	
円盤	1個	50円	
砲丸	1個	50円	
ハンマー	1個	50円	
走り高跳び用器具	一式	330円	
棒高跳び用器具	一式	550円	
3000m障害物	一式	330円	
表彰台	1組	110円	

長椅子	1 脚	10円	
マイク(追加のみ)	1本	220円	
写真判定装置	一式	1,650円	

# (ウ) 個人利用

		1
区分		金額
一般	1人1回	220円
	回数券(12枚つづり)	2,240円
高等学校生徒以下	1人1回	110円
	 回数券(12枚つづり)	1,120円

## 3 磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場

#### (ア) 施設利用料金

	区分	午前 8 時30分から	午後1時から午後	午後6時から午後
		正午まで	5時まで	9時30分まで
サッカーク	<b>゙</b> ラウンド	円	円	円
		13, 860	15, 840	13, 860
多目的グラ	・ウンド	10, 160	11, 610	10, 160
フットサル	/コート2面	13, 470	15, 400	13, 470
管理棟	会議室(全部利用)	1,000	1, 140	1,000
	会議室(2分の1利用)	500	570	500
	多目的室	1,000	1, 140	1,000

フットサルコートの1面を利用する場合は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する 額

# 備考

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金 は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。

- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金には競技用具の利用を含む。
- 7 サッカーグラウンド又は多目的グラウンドと同時に利用する場合のフットサルコートの利用 料金は、上記利用料金の2分の1に相当する額とする。
- 8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

### (イ) 照明設備利用料金

(工) 無列展開刊刊至				
区分	金額			
サッカーグラウンド	1時間当たり 3,630円			
多目的グラウンド	1 時間当たり 1,370円			
フットサルコート1面	1時間当たり 190円			
2分の1灯を利用する場合は、全灯の利用料金の2分の1に相当する額				

## 備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

### (ウ) 附帯設備利用料金

( ) /		
種類	単位	金額
放送設備	一式	550円

## 4 磐田城山球場

### (ア) 施設利用料金

区分	午前8時30分から正 午まで		午後6時から午後9 時30分まで
全部利用	円 円	円 円	円
	6, 000	6, 860	6, 000
一部利用	4,770	5, 450	4,770

#### 備考

- 1 一部利用とは、観客席以外の利用をいう。
- 2 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。) 以外のものが利用する場

合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。

- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 5 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

#### (イ) 照明設備利用料金

区分	金額
野球場	1 時間当たり 4,290円
2分の1灯を利用する場合は、全地で	灯の利用料金の2分の1に相当する額

### 備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

## (ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
スコアボード	1 回	1,580円
放送設備	一式	1,580円

備考 野球場の全部を利用する場合においてスコアボードを利用するときは、スコアボードの利用 料金は、徴収しない。

# (工) 物品販売利用料金

区分	単位	金額
指定場所の物品販売	3. 3平方メートル	1, 330円
物品立売	1人	670円

#### 5 磐田温水プール

### (ア) 施設利用料金

- 1				
			la	
	<b>豆</b> 八		1/日がに1 [[土よ、さ /日がに	1左炎(ではよく) 左炎(で
	X / <del>T</del>	11-11 X 13-30/7/11 / 11-		一位り  〒/1110 十位 9
	<b>□ /3</b>	午前8時30分から正		

		午まで		時まで	時30分まで
会議室	大会議室		円	Р	円
			1, 190	1, 360	1, 190
	小会議室		1,000	1, 14	1,000

# (イ) 個人利用

区分		単位	金額
プール	一般	1人1回	520円
	高等学校生徒以下	1人1回	300円
トレーニングル	一般	1人1回	520円
ーム	高等学校生徒以下	1人1回	300円

備考トレーニングルームの利用は、中学生以上とする。

# (ウ) プール及びトレーニングルーム共通利用

区分	単位	金額
一般	1人1回	830円
高等学校生徒以下	1人1回	520円

備考 共通利用は、同日の利用に限る。

# (エ) プール及びトレーニングルーム利用回数券

区分	単位	金額
一般	10枚つづり	3, 200円
高等学校生徒以下	10枚つづり	2, 050円

# 6 福田屋内スポーツセンター

# (ア) 施設利用料金

	(7 ) AERC14/14/11					
区分		午前9時から正午ま	 午後1時から午後5	午後6時から午後9		
			で	時まで	時まで	
プール 全部利用		18,650円	34, 520円	18,650円		
一部利用			1 コース 1 時間 2, 150円			
区分		午前8時30分から正	午後1時から午後5	午後6時から午後9		
		午まで	時まで	時30分まで		
武道場		1面	1,730円	1,980円	1,730円	

ミーティングルーム	690円	790円	690円

- 1 プール一部利用とは、3コースまでの利用をいう。
- 2 武道場1面とは、武道場の2分の1の区画をいう。
- 3 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 5 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金 は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 6 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 7 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

#### (イ) 照明設備利用料金

区分		金額		
武道場	1面	1時間当たり	130円	

# 備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

## (ウ) 個人利用

区分		単位	金額
プール	一般	1人1回	520円
	高等学校生徒以下	1人1回	300円
トレーニング	  一般	1人1回	520円
ルーム	高等学校生徒以下	1人1回	300円
武道場		1人1回	350円

備考トレーニングルームの利用は、中学生以上とする。

(エ) プール及びトレーニングルーム共通利用

区分	単位	金額
一般	1人1回	830円
高等学校生徒以下	1人1回	520円

### 備考 共通利用は、同日の利用に限る。

## (オ) プール及びトレーニングルーム利用回数券

区分	単位	金額
一般	10枚つづり	3, 200円
高等学校生徒以下	10枚つづり	2,050円

## 7 福田南島体育館

#### (ア) 施設利用料金

区分		 午前8時30分から正午	午後1時から午後5時	午後6時から午後9時
		まで	まで	30分まで
	全面	円	円	円
体育室	土. 凪	520	600	520
	2分の1面	260	300	260
多目的ス	ペース	300	350	300

体育室の3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれ体育室全面の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額

#### 備考

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

## (イ) 照明設備利用料金

X			金額	
	全面	1 時間当たり	400円	
体育室	2分の1面	1時間当たり	200円	

体育室の3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれ体育室全面の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額

### 備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- 8 竜洋海洋センター

### (ア) 施設利用料金

	3 PS C   37   13   1   325			
	区分	 午前8時30分から正	午後1時から午後5	午後6時から午後9
	<u> </u>	午まで	時まで	時30分まで
体育館	全面	円	円	円
		1, 540	1,760	1, 540
研修室		770	880	770

体育館の2分の1面を利用する場合は、体育館全面の利用料金の2分の1に相当する額体育館及び研修室を個人利用する場合の利用料金は、1人1回につき110円とする。

#### 備考

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
  - (イ) 照明設備利用料金

区分	金額		
体育館	1 時間当たり 400円		
体育館の2分の1面を利用する場合は、体育館全面の利用料金の2分の1に相当する額			

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

## (ウ) 附帯設備利用料金

( ) / [11 11 fb/ [m] 3) [17]	<u> </u>		
器材名	時間	金額	乗員
OPヨット	  1艇1時間	   110円	中学校生徒以上 1人
カヌー	1艇1時間	110円	1人
ダブルスカル	1艇1時間	220円	2人
12フィートヨット	1艇1時間	220円	小学校生徒 4人
			中学校生徒以上 3人
ローボート	1艇1時間	330円	5人
カッター	1 艇 1 時間	440円	7人

# (エ) 個人利用

		区分		金額
プール	当日券	小学校生徒未満の者	1人1回	50円
		小・中学校生徒	1人1回	110円
		上記以外の者	1人1回	220円
	回数券	小学校生徒未満の者	50円券(24枚つづり)	1,020円
		小・中学校生徒	  110円券(12枚つづり)	1, 120円
		上記以外の者	220円券(6枚つづり)	1,120円

# 9 竜洋スポーツ公園サッカー場

# (ア) 施設利用料金

区分	午前8時30分から正	午後1時から午後5	午後6時から午後9
1	午まで	時まで	時30分まで
グラウンド	円	円	円

	5, 770	6,600	5, 770
会議室	690	790	690
更衣室	460	520	460
審判室	460	520	460

- 1 グラウンド利用料金は、放送設備及び競技用器具の利用を含む。
- 2 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 5 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

#### (イ) 照明設備利用料金

区分	金額
グラウンド	1 時間当たり 3,630円

3分の2灯又は3分の1灯を利用する場合は、全灯の利用料金の3分の2又は3分の1に相

### 備考

当する額

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

# 10 その他の野球場

#### (ア) 施設利用料金

	午前5時	午前6時	午前8時	午後1時	午後5時	午後5時	午後6時
区分	から午前	30分から	30分から	から午後	から午後	から午後	から午後
	8時30分	午前8時	正午まで	5 時まで	6 時30分	7時まで	9 時30分

		まで	30分まで			まで		まで
磐田兎山公	園野球場	円	円	円	円	円	円	円
		\		2, 230	2, 550		\	
福田公園野	グラウンドの		1, 270	2, 230	2, 550	950	_	
球場	み利用							
	グラウンド及		1, 540	2, 690	3, 080	1, 150	\	
	び本部席利用							
   竜洋海洋公	園野球場	\		2, 690	3, 080		\	2, 690
豊田野球場		2, 230	_	2, 230	2, 550		1, 270	

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

## (イ) 照明設備利用料金

区分	金額
竜洋海洋公園野球場	1 時間当たり 3,130円

#### 備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額 を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

## (ウ) 附帯設備利用料金

種類		単位	金額
竜洋海洋公園野球場	放送設備	一式	330円

## 11 グラウンド

## (ア) 施設利用料金

( ) / // // // // // // // // // // // //						
	午前5時	午前6時	午前8時	午後1時	午後5時	午後6時
区分	から午前	30分から	30分から	から午後	から午後	から午後
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	8 時30分	午前8時	正午まで	5時まで	7時まで	9 時30分
	まで	30分まで				まで
磐田安久路公園多目的グラ	円	円	円	円	円	円
ウンド	\	\	10, 160	11, 610	\	
磐田稗原グラウンド(芝)			2, 000	2, 280		
磐田稗原グラウンド(土)	\	\	690	790		
はまぼう公園グラウンド		\	1, 340	1, 540		
福田公園多目的グラウンド		480	840	960		840
(全面)						
磐田かぶと塚公園グラウン			340	390		
ド						
磐田東大久保運動公園グラ			340	390		
ウンド						
豊田加茂グラウンド	340		340	390	190	

福田公園多目的グラウンドの2分の1面を利用する場合は、全面の利用料金の2分の1に相当する額

# 備考

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。

6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

## (イ) 照明設備利用料金

区分	金額
福田公園多目的グラウンド	  1時間当たり 900円
2分の1面を利用する場合は、全面の利用	料金の2分の1に相当する額

## 備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

### 12 テニスコート

# (ア) 施設利用料金

		午前 6 時30分	午前8時30分	午後1時から	午後6時から
区分		から午前8時	から正午まで	午後5時まで	午後 9 時30分
		30分まで			まで
磐田東大久保運動	1コート	円	円	円	円
公園テニスコート		\	1,610	1,840	1,610
福田公園テニスコ	1コート	610	1,070	1, 230	1,070
<b>-</b> ⊦					
竜洋海洋公園テニ	1コート		2, 920	3, 340	2, 920
スコート					
豊田加茂テニスコ	1コート	_	1,610	1, 840	1,610
ート (人工芝)					
豊田加茂テニスコ	1コート		690	790	690
ート (土)					
豊田ラブリバー公	1コート		1, 150	1, 320	1, 150
園テニスコート					

# 備考

1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。

- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

#### (イ) 照明設備利用料金

区分			金額
竜洋海洋公園テニスコート	1コート	  1時間当たり	200円
竜洋海洋公園テニスコート以	1コート	1時間当たり	150円
外のテニスコート			

### 備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

## (ウ) 附帯設備利用料金

種類		単位	金額
竜洋海洋公園テニスコート	ラケット	1本	110円

#### 13 磐田卓球場

#### (ア) 施設利用料金

,		午前8時30分か	午後1時から午	午後6時から午
F	区分 	ら正午まで	後 5 時まで	後 9 時30分まで
磐田卓球場	全面(12台)	円	円	円
		4, 190	4, 790	4, 190
	2分の1面(6台)	2, 110	2, 420	2, 110
3分の2面を利用す	ける場合は、卓球場全	面の利用料金の3		額

### 備考

1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。) 以外のものが利用する場

合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。

- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

#### (イ) 附帯設備利用料金

(1)   11  4  5  11  1  1			
種類	単位	金額	備考
捕球ネット	1台	110円	
持込み器具コンセント	1 か所	110円	

#### (ウ) 個人利用

( / /       / ( )   1 / ( )				
区分		午前8時30分から正	 午後1時から午後5	午後6時から午後9
区刀		午まで	時まで	時30分まで
一般	1人	円	円	円
		300	300	300
高等学校生徒以下	1人	150	150	150

## 14 その他の体育施設

#### (ア) 施設利用料金

EV.		午前8時30分から	午後1時から午後5	午後6時から午後9
区分		正午まで	時まで	時30分まで
磐田弓道場	1人	円	円	円
		110	110	150
磐田アーチェリー場	1人	110	110	150
磐田相撲場		110	110	

#### 備考

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。

- 3 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 4 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

# (イ) 附帯設備利用料金

種類		単位	金額
磐田弓道場	弓具	1組	110円
	ロッカー	1回	50円

#### 改正

平成19年7月6日規則第22号 平成23年3月24日規則第8号 平成24年3月23日規則第19号 平成27年3月24日規則第6号 平成27年12月21日規則第60号 平成28年3月24日規則第29号 令和2年12月18日規則第56号 令和3年5月27日規則第34号 令和3年9月15日規則第43号

磐田市体育施設に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市体育施設に関する条例(平成17年磐田市条例第146号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

- 第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。
  - (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
  - (2) 事業計画書
  - (3) 収支計画書
  - (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
  - (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
  - (6) 法人等概要書
  - (7) 活動実績を証明する書類
  - (8) 誓約書
  - (9) 法人等の役員名簿
  - (10) 納税証明書
  - (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を 行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)により その結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者(指定・不指定)通知書(様式第3号)によりその旨を通知する。

(事業報告)

- 第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。
  - (1) 管理施設の利用状況
  - (2) 管理運営業務の実施状況
  - (3) 利用料金収入の実績
  - (4) 管理経費等の収支状況
  - (5) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者 指定取消(業務停止)命令書(様式第4号)による。

(利用許可の申請)

- 第7条 条例第13条第1項の規定により、磐田市体育施設(以下「体育施設」という。)の利用許可を受けようとする者は、体育施設利用許可申請書(以下「利用許可申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、磐田市総合体育館、磐田市陸上競技場、磐田温水プール、福田屋内スポーツセンター、竜洋海洋センター体育館、竜洋海洋センタープール及び磐田卓球場の個人利用の利用許可の申請にあっては、この限りでない。
- 2 前項の規定による申請は、開館日の午前8時30分から午後9時30分までの間にしなければならない。
- 3 利用許可申請書の受付は、指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得た場合を除き、利用日の属する月前2月から利用日までの間とする。

(利用の許可)

第8条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用を許可したと

きは、体育施設利用許可書(以下「利用許可書」という。)を交付する。ただし、磐田市総合体育館、磐田市陸上競技場、磐田温水プール、福田屋内スポーツセンター、竜洋海洋センター体育館、竜洋海洋センタープール及び磐田卓球場の個人利用の利用許可にあっては、次に掲げる利用券又は回数券の交付をもって行う。

- (1) 磐田市総合体育館利用券
- (2) 磐田市総合体育館回数券
- (3) 磐田市陸上競技場利用券
- (4) 磐田市陸上競技場回数券
- (5) 磐田温水プール (プール・トレーニングルーム) 利用券
- (6) 磐田温水プール (プール・トレーニングルーム) 回数券
- (7) 竜洋海洋センター体育館利用券
- (8) 竜洋海洋センタープール利用券
- (9) 竜洋海洋センタープール回数券
- (10) 福田屋内スポーツセンター (プール・トレーニングルーム) 利用券
- (11) 福田屋内スポーツセンター (プール・トレーニングルーム) 回数券
- (12) 磐田卓球場利用券
- 2 利用許可は、利用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用の ため指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 利用許可書は、体育施設を使用する際、指定管理者に提示しなければならない。 (利用許可の取消願)
- 第9条 体育施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用許可の取消しを願い出ようとするときは、体育施設利用許可取消願に利用許可書を添えて、指定管理者に願い出なければならない。

(利用料金の承認申請等)

- 第10条 指定管理者は、条例第19条第2項に規定する利用料金を定めるときは、体育施設利用料金 承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、体育施設利用料金承認書(様式第6号)を 指定管理者に交付する。
- 3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。

4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の申請)

- **第11条** 条例第20条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、 次に掲げるとおりとする。
  - (1) 市、市の機関又は市が属する一部事務組合が主催又は共催して利用するとき 免除
  - (2) 市内の保育園、幼稚園及び認定こども園の園児又は小中学校の児童及び生徒が、保育又は 教育(部活動を含む。以下この条において同じ。)のために教員等の引率のもと使用するとき 免除
  - (3) 施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき 免除
  - (4) 市内の高等学校の生徒が、教育のために利用するとき 条例別表第3施設利用料金 50パーセント以内の額
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 条例別表第3施設利用 料金 100パーセント以内の額
- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ体育施設利用料金減免申請書を利 用許可申請書に添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

- **第12条** 条例第21条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、 次に掲げるとおりとする。
  - (1) 利用者の責めによらない理由で体育施設の利用ができなくなったとき 全額
  - (2) 利用者が、利用日の7日前までに利用の許可の取消しを願い出たとき 全額
  - (3) 利用者が、照明設備及び附帯設備を利用しなかったとき 条例別表第3のうち当該利用施設の照明設備利用料金及び附帯設備利用料金 全額

(利用者等の遵守事項)

- 第13条 利用者又は入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 設備又は器物を傷つけないようにすること。
  - (2) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
  - (3) 許可なく施設内で物品販売、展示又はこれに類する行為をしないこと。
  - (4) 体育施設内へ車を乗り入れないこと。
  - (5) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。

- (6) みだりに利用許可の場所以外に立入らないこと。
- (7) 利用を終了したときは、清掃及び整理をし、原状に復すること。
- (8) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用後の点検)

第14条 利用者は、その利用を終わったとき(利用許可の取消しを受けたときを含む。)は、直ちに設備その他を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

(損傷又は亡失の届出)

第15条 指定管理者並びに利用者及び入場者は、体育施設の建物又は建物の設備若しくは備付物件 を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員等の入場)

第16条 利用者は、職員及び指定管理者が職務のため入場することを拒むことができない。 (その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の磐田市社会体育施設等に関する条例施行規則(昭和57年磐田市教育委員会規則第11号)、福田町社会体育施設等に関する条例施行規則(昭和63年福田町教育委員会規則第1号)、福田町屋内スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成8年福田町規則第1号)、福田町はまぼろ公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成13年福田町規則第6号)、竜洋海洋センター条例施行規則(昭和58年竜洋町教育委員会規則第1号)、竜洋都市公園条例施行規則(昭和60年竜洋町規則第3号)若しくは豊田町運動公園等使用条例施行規則(平成10年豊田町教育委員会規則第12号)又は解散前の磐南行政組合磐南温水プール条例施行規則(平成10年磐南行政組合規則第20号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附** 則(平成19年7月6日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)

2 磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例(平成19年磐田市条例第24号)附則第2項 の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日(以下「施行日」という。) 前においても、改正後の磐田市体育施設に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第2 条から第4条までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市体育施設に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により市長がした許可その他の行為は、新規則の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新規則の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

**附 則** (平成23年3月24日規則第8号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

**附** 則(平成24年3月23日規則第19号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

**附** 則(平成27年3月24日規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**(平成27年12月21日規則第60号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について 適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

(磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の廃止)

- 3 磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則(平成17年磐田市規則第146号)は、廃止する。 (磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 4 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の規定により、指定管理者がした許可その他の行為は、改正後の磐田市体育施設に関する条例施行規則の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

**附** 則(平成28年3月24日規則第29号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行

する。

**附** 則(令和2年12月18日規則第56号)

この規則は、令和3年1月4日から施行する。

附 則(令和3年5月27日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月15日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、 使用することができる。

# 様式第1号(第2条関係) 様式第1号(第2条関係)

# 指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地 法人等の名称 代表者氏名 連絡先(電話)

磐田市体育施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

# (添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票 の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納稅証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

様式第2号	引(第	3条	関係)
様式第2号	- (第3	条関	係)

第 号年 月 日

様

磐田市長即

# 指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市体育施設の指定管理者候補者の 選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 候補者選定結果
  - □ 指定管理者候補者として選定します。
  - □ 指定管理者候補者として選定しません。
- 3 選定しない理由

様式第3	号	(第4	条関	係)
様式第3	号	(第4条	関係	(A)

第 号 年 月 日

様

磐田市長

# 指定管理者(指定·不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市体育施設の指定管理者の指定に つきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 決定結果
  - 口指定管理者に指定します。
  - □指定管理者に指定しません。
- 3 指定しない理由

# 様式第4号(第6条関係) 様式第4号(第6条関係)

	第		号
	年	月	日
rott. 6			

団体名

代表者名 様

磐田市長

# 指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市体育施設に関する条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

	全部·一部( 業務停止期間			業務)	
区分	年		目から		
	年	月	日まで	月間	

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

# 様式第5号(第10条関係) 様式第5号(第10条関係)

# 体育施設利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市体育施設の利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

- 1 利用料金申請理由
- 2 実施予定年月日
- 3 利用料金

様式第6号 (第10条関係) 様式第6号 (第10条関係)

第 号年 月 日

様

磐田市長

# 体育施設利用料金承認書

年 月 日付けで申請のあった磐田市体育施設の利用料金について、下記 のとおり承認します。

記

- 1 実施年月日
- 2 利用料金については、 年 月 日付け申請書のとおりとする。

#### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

- 第2 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。
- 2 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務の実施により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この協定による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成 するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を 当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、 甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託等の禁止)

- 第7 乙は、この協定による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、あらかじめ甲の 承諾を受けた場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

#### (資料等の返還)

- 第8 乙は、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した 個人情報が記録された資料等(当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。)は、当該業務完了 後又は履行中であっても甲の指示があったときは、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が 別に指示したときはその指示した方法によるものとする。
  - 2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等 (当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。)を廃棄することができる。

#### (苦情処理)

第9 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

#### (事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

#### (調査)

第11 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、 随時に調査することができる。

#### (指示)

第12 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが 不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

#### (損害賠償)

第13 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求を することができるものとする。

# <u>リスク分担</u>表

	種類	リスクの内容	費用の負担区分	
			市	指定管理者
募集要項	書類の誤り	募集要項等市が作成した書類によるもの	0	
のリスク		申請書等指定管理者が作成した書類によるもの		0
制度関連 リスク	関係法令等の変更	施設、設備の設置基準等に関する法令等の変更によるもの	0	
		指定管理者の管理運営の業務一般に関する法令の変更によるもの		0
	税制の改正	施設の設置、管理運営業務に影響を及ぼす税制改正によるもの	0	
		上記以外の一般的な税制改正によるもの		0
維持管理リスク	運営コストの変動	金利の変更によるもの		0
		物価の変動によるもの(公共料金を含む)		
		ただし、変動が著しい場合は別途協議による		0
		指定管理者が利用料金の額を決定・変更したことによる利用者減、収減によるもの		0
	需要変動 •	需要想定と実施結果との差異によるもの		
	施設競合	施設競合による利用者減、収入減によるもの		0
	管理物件の損傷	管理物件の構造上の瑕疵によるもの	0	
	計画の変更	市の指示により業務の全部又は一部を中止又は業務内容・費用負担を変更したこと		
		によるもの	0	
		用途変更等、市の事情により施設の利用目的を変更したことによるもの	0	
		指定管理者の事情によるもの		0
	債務不履行	指定管理者の事業放棄や破綻などによる業務及び協定内容の不履行によるもの		0
	資金調達	資金調達ができなかったことによる管理運営業務の中断等に関するもの		0
	個人情報の漏洩	市の指示又は指導の不備、設備の瑕疵等によるもの	0	
		指定管理者として構ずべき措置の不備等、管理上の瑕疵によるもの		0
	許認可の遅延、 失効、取消	市が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの	0	
		指定管理者が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの		0
	運営リスク	管理運営上の瑕疵による臨時休館・利用不能等によるもの		0
		管理物件の不備や施設改修等による臨時休館・利用不能等によるもの	0	
	不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費に関するもの(合	0	
		理性が認められる範囲)		
		不可抗力に伴う業務の履行不能に関するもの	協議事項	
	セキュリティ	指定管理者の警備不良によるもの		0
社会リスク	周辺地域・住民及び利用者への対応	施設の管理運営に対する地域住民又は利用者からの要		0
		望、苦情、反対、訴訟に関するもの		
		施設設置及び施設の瑕疵に対する地域住民又は利用者か	0	
		らの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの		
		地域との協調に関するもの		0
指定期間終了時		指定管理者の指定期間が終了した場合、又は指定を取消した場合の撤収に関するも	·	0
		Ø		